

第1日目（6月8日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。ただいまから平成27年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、今井久美君から午前10時から午後2時ごろまで欠席、副市長から公務のため10時30分から早退、病院事業管理者から公務のため午後欠席の届け出が出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号1番・永井拓三君及び議席番号2番・塩川裕紀君の両名を指名いたします。

〔「了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る6月1日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日6月8日から6月19日までの12日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月8日から6月19日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。
総務部長。

○総務部長 おはようございます。貴重な時間を拝借いたしまして大変恐縮でございますが、議案等の訂正、差しかえのお願いでございます。当初配付させていただきました第3号報告及び第55号議案の資料の一部に誤りがございましたので、まことに申しわけありませんが、差しかえと訂正をお願いするものでございます。

第3号報告 税条例の一部改正でございますが、6ページの印刷がそっくり抜けていたことと一部字句の訂正でございます。丸正を配付させていただいておりますので、差しかえをお願いいたします。

第55号議案でございます。工事請負変更契約でございます。5ページの工事変更内容の工種別金額に誤りがありましたので丸正を配付させていただきました。差しかえをお願いするものでございます。

今年度初議会ということで気をつけていたところですが、開会早々、訂正のお願いでまことに恐縮でございます。以後こういうことのないように鋭意努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。

報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議長 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 おはようございます。6月定例議会、本日から12日間ではありますが、よろしく願い申し上げます。

平成27年6月議会定例会の開会にあたりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げるところであります。

まず、最初にここで、3月議会定例会以降の経過等についてご報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。

平成27年度国民健康保険特別会計につきましては、平成26年度の決算見込みを精査した結果、形式収支で1億円ほどの次年度繰越金を生じる見込みであります。しかしながら、一般会計からの法定外繰入金1億3,000万円及び支払準備基金繰入金4,000万円を繰り入れた上での黒字であり、また平成27年度精算によりまして国等に返納すべき金額が6,000万円ほど見込まれることから、実質の単年度収支は大幅赤字となります。さらに、平成27年度国民健康保険税の仮算定を行ったところ、現役世代の被保険者数が大幅に減少したことから、平成27年度当初予算で見積もった税収額を5,000万円ほど下回る結果となりました。平成27年度国民健康保険特別会計の収支予測は非常に厳しいことでありまして、全く余裕のない状況ではありますが、諸事情を総合的に判断いたしまして、平成27年度につきましては税率改定を行わず、現行税率に据え置くことといたしました。想定以上に給付費が伸びた場合につきましては、収支に不足を生じる懸念もありますが、繰り上げ充用も視野に入れて対応せざるを得ないものと考えております。この旨、5月21日開催の国民健康保険運営協議会に諮問を行い、了承を得たところであります。

魚沼基幹病院につきましては、5月19日に竣工記念式典が挙行され、6月1日に開院いたしました。市立六日町病院につきましても6月1日に開院し、11月1日の南魚沼市民病院の開院まで、人工透析と外来診療を中心に医療を提供してまいります。また、4月1日付で自治医科大学附属さいたま医療センターより田部井先生を南魚沼市民病院院長として迎え、市立病院再編後に対応する医師の確保と診療体制の充実を進めております。引き続き医師、看護師、医療技術職員の確保に取り組み、医療の安定提供に努めてまいりたいと思っております。

福祉関係につきましては、生活困窮者自立支援法が4月1日に施行されたことに伴い、相談業務を南魚沼市社会福祉協議会に、学習支援業務をNPO法人人づくり支援機構が運営いたしますフリースクール夢想舎にそれぞれ委託したところであります。制度の内容につきまして、市民への周知を図るとともに、ハローワーク南魚沼をはじめとする関係機関と連携し、生活に困窮されている方の1日も早い自立に向けて支援を進めてまいります。

昨年4月からの消費税率引き上げに伴います、子育て世帯及び所得の低い方への負担緩和

措置といたしまして、子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金を昨年度に引き続き給付いたします。子育て世帯臨時特例給付金の対象児童は約 8,000 人であり、5 月末に申請書を郵送し、9 月 1 日まで受け付けを行います。また、臨時福祉給付金は対象者を 1 万 2,000 人と見込みまして、8 月に申請書を郵送し、9 月から 12 月 1 日まで受け付けを行う予定で準備を進めております。

戦後 70 周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となりました戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、支給を継続することとなりました。市といたしましても弔慰金の請求に当たりまして、必要な支援を行ってまいります。

次に教育・文化についてであります。

改正地方教育行政法では、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議の設置を義務づけております。当市では、4 月 24 日に第 1 回の総合教育会議を開催したところであります。

地方教育行政における首長の責任がより明確になることにより、首長のもとで地方公共団体が教育施策を進める体制ができ、幼児教育と保育の一体的な提供の推進、教育行政と福祉・雇用・地域振興などの他の分野の行政との連携などにより、円滑なより充実した形で推進されることが期待をされるところであります。

平成 30 年 4 月に開校予定の市立八海中学校につきましては、現在、統合協議会において、校歌、校章、制服などの検討を続けております。今年度から平成 28 年度までの 2 年間で校舎の増築部分の工事を実施し、既存校舎の改修を平成 29 年度に実施する計画としております。

知の拠点として、また中心市街地活性化の核施設として、昨年 6 月 1 日に開館いたしました「えきまえ図書館本の杜」も、開館 1 周年を迎えました。5 月末で 29 万人を超える皆様からご利用いただいており、6 月 14 日には、開館 1 周年事業を予定しております。今後とも、市民に親しまれる図書館運営を心がけてまいりたいと思っております。

来年 2 月 12 日から 14 日まで開催されます「2016 年第 6 回スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲーム・新潟」の採火式・分火式・トーチランが、5 月 17 日に八海山尊神社と魚沼の里を会場に開催され、350 人からご参加いただきました。今後は、大会の成功に向けて、準備を進めてまいります。

大原運動公園整備第 1 期工事につきましては、昨年の 12 月 11 日に竣工し、今春から供用を開始しております。5 月 24 日に多目的グラウンドオープニングセレモニー及びルートイン BC リーグ公式戦を開催し、1,030 人の皆様からおいでをいただきました。今後ともスポーツを通じた市民の健康増進とスポーツツーリズムの中核施設として、指定管理者と連携を図りながら運営を行ってまいります。

次に環境共生についてであります。

廃棄物の減量化、再使用——リユースですが——この推進を目的として、本年 7 月から現在不燃ごみとして家庭から出されております不用食器類につきましては、昨年開始した古着・

古布回収と同様の方法で別途回収を実施いたします。一般家庭が対象で、直接搬入に限らせていただき、搬入場所は、不燃ごみ処理施設——これは営業時間中であります——及び大和市民センター——年末年始・祝日を除く毎週水曜日ということ——この2点となります。

自然環境保全の指標となっております市内 13 河川の水質検査のBOD平均値が、平成 26 年度も前年に引き続き、河川環境基準の最高ランク「AA」と判定されました。この4年間で3回目となります。豊かな自然環境は次世代に引き継いでいくべき財産であることから、市民や関係団体と協力しながら保全に努めてまいります。

CO₂削減によります地球温暖化防止と省エネルギー、節電意識を高めていくために、平成 25 年度に住宅用太陽光発電システム設置費補助を制度化し、今年度で3年目となります。市報4月1日号で募集を行ったところ、5月15日時点で予定件数30件に対しまして12件の応募をいただいております。9月末を最終締切りとして、予算額に達するまで募集を継続し、環境にやさしい自然エネルギー利用のさらなる普及啓発を図ってまいります。

今年の4月末までの、市内の交通事故発生件数は41件で、前年同期との比較で14件の減となりました。負傷者数は53人で10人減り、大幅に減少した昨年度をさらに上回って減少しております。死者数につきましては、4月末時点では昨年と同じ1人となっておりますが、残念なことに5月に入りまして2件の死亡事故が発生いたしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

また、高齢の運転者が加害者となる事故は年々増加しておりまして、高齢者がかかわる交通事故減少を目的といたしまして、高齢者免許証自主返納支援制度によるバス回数券の交付を7月から開始する予定であります。4月末までの申請件数は10件となっております。悲惨な交通事故を減少させるべく、南魚沼警察署をはじめ関係機関・団体と協力・連携しながら、引き続き交通安全運動の展開あるいは啓発活動を行ってまいります。

次に都市基盤についてであります。

国土交通省の平成27年度の予算額のうち公共事業関係は7兆4,744億円でありまして、前年度とほぼ同額の予算が確保されたところであります。大規模化・激甚化します水害・土砂災害や大規模地震等に備える、防災・減災対策、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化対策など、我が国が直面する課題に緊急に取り組むものとなっております。「東日本大震災からの復興加速」「国民の安全・安心の確保」「地域の活性化」及び「成長戦略の具体化」の4分野を重点化いたしまして、これら課題に対応した施策の効果の早期実現を図るものとされております。

国の直轄事業につきましては、国道17号六日町バイパス・浦佐バイパス、国道253号八箇峠道路の事業推進に引き続き協力してまいります。また、今年中には六日町バイパス0.7キロ区間——これは市道0.3キロを含みます——が供用開始される予定となっております。そのほか、国道17号の自転車歩行者道整備及び六日町電線共同溝これらの事業が引き続き予定されております。また、湯沢砂防事務所につきましては、水無川水系で「大倉砂防堰堤群」、三国川水系で「三国川中流域土砂災害対策」、登川水系で「登川床固工群」、高棚川水系で「高

棚川砂防堰堤群」などの事業が予定されております。

県営事業につきましては「県道十日町当間塩沢線」「県道十日町六日町線」「県道塩沢停車場八竜新田線」これらの道路改築事業、「十二沢川」「城之入川」の河川改修事業等が予定されております。

当市の道路関係につきましては、社会資本整備総合交付金事業として道路改築、交通安全、消雪パイプフレッシュ、橋梁補修及び舗装修繕などの事業を予定しております。総事業費で9億2,580万円、国費ベースでは5億5,968万円でありまして、市の要望額に対しまして75%の予算配分であります。景気対策の面から早期発注に努めたいと考えております。

市民の住環境向上と地域経済の活性化を目的といたしまして、事業実施6年目を迎えました「住宅リフォーム事業」につきましては、ディスプレイ設置にも支援拡大を行い、5月1日から受け付けを開始したところであります。5月25日までに、396件、事業費3億5,557万円、補助金の予定では3,029万円の申し込みがありました。また、5月31日現在では今のところ660件余であります。

国土調査事業につきましては、今年度は欠之上・川窪地区の0.57平方キロを計画しております。5月8日に関係者説明会を開催し、現地調査を開始いたしました。

水道事業につきましては、平成23年7月新潟・福島豪雨災害時の大規模断水を教訓に、緊急水源の整備を進めております。今年度から、畔地浄水場の将来計画と地下水等の水源開発につきまして、民間資金の活用及び財政計画を含めた、総合的な基本構想を策定し、安定給水と施設の効率化を図ってまいりたいと思っております。

また、上下水道料金徴収等業務の民間委託につきましては、「南魚沼市上下水道料金センター」といたしまして本年8月からの開設を目指し、事務の引き継と開設場所となります塩沢庁舎の改修を進めております。

下水道事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、主に公共・特環下水道の管渠整備を、防災・安全社会資本整備交付金事業といたしまして大和クリーンセンターの長寿命化計画に基づく汚泥処理施設の更新及び浸水対策事業を予定しております。国からの当年度予算配分では事業費で、10億4,830万円、国費ベースで5億2,900万円、市の要望額に対しまして72%の内示であります。効率的な予算執行と早期発注に努めまして、今年度中の確実な面整備の完了を目指してまいります。

水洗化率向上のため、下水道接続促進補助事業を3年間実施した結果、平成26年度末の水洗化率は前年度比3.2ポイントと大幅に増加しまして86%となりました。補助事業を1年間延長したことから、さらなる水洗化率向上のため制度の周知に努めてまいります。

懸案でありました直投型ディスプレイにつきましては、今年度から市内全域で使用できることとなりました。あわせて、住宅リフォーム事業の助成対象としたことから関係部局と連携を図りながら普及に向けた周知に努めてまいります。

次に産業振興についてであります。

農業関係につきましては、平成27年産米の生産調整の配分は昨年より678.62トン——これ

は約136ヘクタールであります——減少いたしましたして、前年度比96.72%の2万25.64トンとなっております。これは約4,005ヘクタール分であります。また、地域間調整につきましては、福島県・宮城県から約4,000トンを確保できました。これは大体800ヘクタール分であります。合計で前年比124.8%となっているところであります。

昨年も、コシヒカリの1等米比率95%以上を目指し、生産者と関係機関で連携しながら取り組んできたところでありますが、台風11号通過とその後のフェーン現象によります白穂被害などのために、1等米比率は87%となりました。高品質・高食味米が安定的に提供できることが南魚沼産米のブランド力の維持と市場での信頼を獲得することにつながるため、さらなる栽培技術の向上を関係者と協力しながら推進してまいります。

農地中間管理機構を活用いたしました農地集積につきましては、昨年度は111件、99.6ヘクタールの実績となりました。今年度は5月20日現在で、74件、45.2ヘクタールの申し込み状況となっております。今後も人・農地プランと連携し、プランの定期的な見直しを継続的に行い、地域の担い手への効率的な集積が図られるよう取り組んでまいりたいと思っております。

多面的機能支払交付金事業につきましては、本年4月1日の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行によりまして、制度化されました。現在、昨年立ち上げました12地区の広域活動組織で、市内農振農用地の約92%の面積を対象にして活動しております。今後も合同の技術研修会を開催するなど、各組織の活動をさらに充実させるために関係団体と協力しながら取り組んでまいります。

観光振興につきましては、今シーズンのスキー場利用客は、年末年始については悪天候の影響もあり、12万2,000人（前年比9.3%減）と減少いたしました。シーズンを通しては125万人（前年比0.1%増）とほぼ同じ入り込み客数となっております。県内のスキー場利用者は回復傾向にあるものの、市内のスキー観光はなかなかやはり厳しい状況であろうと思っております。

今年のB-1グランプリは、10月3日から4日まで青森県十和田市で開催されます。市でも南魚沼きりざいDE愛隊とともに、南魚沼産コシヒカリなどの食・自然・文化・観光資源などを全国にPRしてまいります。

隣接する十日町市で、7月26日から9月13日までの50日間に開催されます大地の芸術祭は、前大会で来場者が48万人を超える集客力のあるイベントに成長しております。これを踏まえて、大地の芸術祭の開催期間に市内飲食店約40店舗と連携して、日本最高峰の南魚沼産コシヒカリの産地を前面に打ち出した食のキャンペーンを展開して、市内飲食店や観光施設への誘客につなげてまいりたいと思っております。

また、今年度は地方創生事業といたしまして、総額5億8,000万円の商品券・飲食券発行事業と、1,200万円のふるさと名物商品発行事業を実施いたします。これによりまして市内の消費喚起と商工業の支援に努めてまいりたいと思っております。

雇用情勢につきましては、ハローワーク南魚沼の本年3月末の有効求人倍率は1.10倍と、

前月より 0.36 ポイント低下しました。前年同月比でも 0.03 ポイント低下いたしました。しかしながら、平成 26 年度のハローワーク南魚沼管内における高等学校新規卒業者の就職状況は、就職希望者 181 人に対しまして、求人件数が 405 件でありまして、全員が就職できたことから、求人状況については比較的よいものと考えられております。今後も、IUJ ターンを含めた就職支援に努めてまいります。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

平成 18 年 3 月に策定いたしました第 1 次総合計画が、平成 28 年 3 月に計画期間の終了を迎えるため、平成 28 年度以降の 10 年間を計画期間といたします次期総合計画の策定作業を進めております。昨年度に実施いたしました市民アンケートの集計結果をはじめ、有識者及び関係団体との意見交換、若者まちづくり会議及びパブリックコメントなどによりまして、広く市民の皆様のご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。あわせて今年度は「地方創生元年」に当たります。人口ビジョン及び平成 31 年度までの 5 年を計画期間といたします総合戦略の策定作業を進めております。

消防救急無線デジタル化事業の整備につきましては、市消防本部及び大和分署の基地局整備のほか、大峰山に無線基地局を建設いたします。また、車載無線機や携帯無線機を配備するとともに関連設備の改修工事を行いまして、今年度中の整備完了を目指しております。

消防団員の安全装備の充実強化を図るため、今年度から 2 か年で救命胴衣 1,000 着を配備いたします。また、昨年度発足いたしました市消防団女性部につきましては、4 月末現在で 24 人となりました。保育園児を対象とする防火教育あるいは外国人を含めた応急手当の普及など、積極的に活動してまいります。

4 月 25 日に発生いたしました大沢山地区の土砂崩れにつきましては、県が大型土のう堤、水抜き暗渠排水の設置などを行い、応急対策が完了しております。市も、緊急避難・連絡体制について地元と確認を行ったところであります。今後、県と連携を図りながら復旧対策を実施してまいります。

市の地域防災計画につきましては、3 月 6 日に市防災会議を開催し、ご承認をいただきました。その後、3 月 16 日から 30 日までパブリックコメントを実施し、1 件のご意見をいただき、市報等でお知らせしたところであります。今後、内容をわかりやすくまとめた概要版を作成して市民に周知してまいりたいと考えております。

企業会計につきましては、3 月 31 日をもって決算となりましたので、平成 26 事業年度会計の決算概要をご報告いたします。

水道事業会計につきましては、収益的収支において——これは税抜きであります——総収益 21 億 6,984 万円、総費用 20 億 6,303 万円で、差し引き 1 億 681 万円の純利益を見込んでおります。資本的収支——これは税込みになります——では、8 億 7,871 万円の不足が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

病院事業会計につきましては、収益的収支において総収益が 36 億 7,350 万円、総費用 43 億 5,475 万円となりまして、差し引き 6 億 8,125 万円の純損失を見込んでおります。会計的

には多額の赤字計上となりましたが、その主な要因は次の2点であります。1点目は、当年度より会計基準の改正が行われ、当年度以前に起因する引当金の計上が義務づけられたことによります。2点目は、新市立病院整備事業委託に係る建設改良費のうち控除対象外となった消費税が発生したことによります。この2点合計で5億8,180万円となりますが、いずれも現金支出を伴わない費用であります。資本的収支——これは税込み——におきましては、収入が24億9,585万円、支出が25億4,399万円となりまして、4,814万円の不足が生じましたが、これも当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。なお、当年度内に完了しなかった新市立病院整備事業委託の建設改良につきましては、平成27年度へ繰り越して整備を行うこととしております。

今定例会に、平成26年度一般会計補正予算（第10号）を専決処分しましたのでご報告いたします。主なものといたしまして、歳入では各種交付金と地方交付税の確定による増額、歳出では保健衛生費の子宮頸がんワクチンの積極的接種勧奨の差し控えを継続したことにより減額及び土木費で道路新設改良事業費等が減額となりました。結果といたしまして、歳入額が歳出額を上回りましたので、歳入において財政調整基金繰入金を4億5,000万円減額し、合併振興基金では当初2億円の繰り入れを見込んでいたところを1億円に減額することとし、歳出において財政調整基金に1億円を積み立てることといたしました。

一般会計及び特別会計につきましては、5月31日をもって会計閉鎖となりましたので、現在、決算整理作業を行っているところであります。繰越金の発生が見込まれますが、残額につきましては、額の確定を待って9月補正予算に計上いたします。

今定例会に提案させていただきます一般会計補正予算（第1号）では、歳入歳出予算にそれぞれ5,138万4,000円を追加し、総額を345億4,438万4,000円としたいものであります。主な内容といたしましては、歳出では魚沼荘改築事業費の解体工事及び外構工事の一部を次年度に実施することに計画変更し、その分の事業費1,026万円を減額するものであります。

市立六日町病院事業費では、当初の想定に比べまして、診療科目、診療回数の充実を図ったことなどから人件費等を3,988万円、道路橋りょう維持補修事業費では、道路照明の一部をLEDへの交換と交付金事業の増によりまして4,827万円を、消融雪施設維持管理事業費でも交付金事業の増で8,100万円を計上いたしました。

一方、小学校大規模改造事業費では、交付金が全く配分されない厳しい内示となりましたが、6月3日付で浦佐小学校のみ2,100万円の交付金の——まだ内示ではありません、内々示であります——がございました。今年度中には改めて交付金が配分される見込みがなかなかないということから、次年度の交付金事業要望を見据え、また、緊急性などにより事業内容を精査し、一部を次年度に送ることとして1億6,110万円を減額いたしました。ただ、これは先ほど申し上げました交付金の復活が一部ありましたので、またできれば今定例会最終日に第2次の補正予算を計上させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

歳入では、市立六日町病院診療収入の増で4,053万円を、社会資本整備総合交付金の配分

増で 7,748 万円を計上いたしました。学校施設環境改善交付金、これは前述のとおりでありまして配分がなかったということですが、配分は若干ありました。この補正の中では 1 億 952 万円を皆減ということでもありますけれども、先ほど申し上げました最終日になろうかと思ひます、もう 1 回の補正予算のほうできちんと数字をまた改めて計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上によります歳入歳出の差額調整で、前年度純繰越金に 6,188 万円を計上いたしました。

継続費では魚沼荘改築事業につきまして総額を変えずに、事業年度を平成 28 年度まで延長することといたしました。また、樋渡東西線の上越線アンダーボックスについて J R 東日本との協議が進み、平成 31 年度までの 5 か年事業といたしまして業務委託の継続費を新たに設定いたしました。なお、今回の補正予算につきましては、10 ページ記載の概要を主な内容として編成いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

地方都市の人口減少は深刻な局面を迎えておりまして、人口の急減によります、労働力人口の減少あるいは消費市場の縮小が懸念されております。地方の人口減少の大きな要因の一つに、地方と東京圏の経済格差による若い世代の東京圏一極集中があげられております。東京圏一極集中の是正をはじめとした構造的問題に、国とともに危機感を持って取り組まなければならないと考えております。

また、地方経済も個人消費は回復途上ではありますが、先行きは不透明ということであります。少子高齢化に対応する社会保障サービスの充実等を図るとともに、地域経済の振興をさらに進めるため、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げます。所信表明とさせていただきます。

なお、今議会の提出案件は全部で 28 件であります。内訳として条例 5 件、予算 9 件、その他 14 件であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上で所信表明を終わらせていただきます。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第 5、報告第 2 号 所掌（所管）事務に関する調査報告について（継続調査）を行います。

議会運営委員長・黒滝松男君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○黒滝議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会の調査報告をさせていただきます。3 月定例会において本委員会に付託された継続調査の事件について、次のとおり議会運営委員会を開催し調査検討を行いました。

調査の事項につきましては 1 番、平成 27 年 6 月南魚沼市議会定例会の運営についてであります。（1）から（6）までございます。2 番目として議員の派遣について、3 番目、閉会中の議会運営委員会の開催について、4 番目、その他でございます。

調査の状況でございますが、期日につきましては、平成 27 年 6 月 1 日月曜日でございます。委員の出席状況につきましては 8 名全員出席をしています。なお、正副議長からも出席をい

いただきました。調査の内容でございますが、執行部の出席を求めまして、6月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査、議員派遣の検討などを行いました。報告は以上でございます。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 総務文教委員長・佐藤剛君の報告を求めます。

6番・総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 おはようございます。それでは、総務文教委員会の閉会中の事務調査について報告いたします。調査項目につきましては、記載のとおり大項目で1番の教育行政についてからプラチナタウン構想の取り組みについて、防災消防体制について、空き家対策についての大きくは4項目について調査をいたしました。個別にはまた後ほど概略を説明したいと思います。

調査の期日は、平成27年4月27日、委員7名出席、1名欠席で行いました。調査につきましては、教育長ほか記載の関係する執行部の皆さんに出席をお願いいたしました。では、個別に内容の報告に移らせていただきますが、調査項目が大変多くて時間もかかりますので、相当簡略な説明になると思いますけれども、報告書のほうは調査の目的、説明の概要、その説明を受けての質疑応答という形でつくらせていただきました。また、それらもできるだけ多く載せましたので、説明の不足するところは後ほどお手元の資料等とあわせてじっくり見ていただきたいと思います。

では大項目の1番、教育行政についての①、南魚沼市らしい教育についてであります。教育全般について、最近の教育環境の状況と今後の課題等を調査いたしました。説明の概要は記載のとおりでありますけれども、先ほど話もありましたように総合教育会議設置の動きや、来年度入試に備えての市内中学校及び高校も含めた意見交換会の実施、そして八海中学校の建設工事について、間に合えば6月議会での議決後、6月末には発注したい旨の説明、えきまえ図書館の来館状況と今後の学校図書室との連携の考え、そして中学生の海外派遣事業の実績と計画、土曜日学習の今後の取り組みなどなど。そしてまた長岡豊学校の幼稚部の分教室が5月から小出特別支援学校にできることになったなどの説明がありましたが、詳しくは報告文及び添付の資料をご覧くださいと思います。

質疑につきましては、1点だけお話ししますけれども、情報高校の定員割れにつきまして、高校入試が全県一区になり、その役割は終わったのかという質問がありました。情報高校はほかの全県一区と違って専門的であって教員体制も手厚くなっているということなど、そしてまた他の市内の高校の特色もあわせて、そこら辺の認識の薄い保護者の方々に宣伝をしていきたいということでありました。また、学校の建てかえ計画、道徳教育等の質疑がありま

したけれども、この部分につきましては記載のところをご覧いただきたいと思います。

次にいじめ、不登校の実態と健全な学校生活のための対応と連携についてであります。いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例も制定されましたけれども、いじめ、不登校の実態と分析、そしてまた行政関連各課との連携を含む対応を調査させていただきました。説明の概要は、いじめにつきましては平成 26 年度、小学校で 11 件、これは横ばいだと思います。中学校で 31 件、これは減少傾向だということですが、今後は 3 月議会で条例化しました、いじめ問題対策連絡協議会等で協議または調査、対策を進めるという説明がありました。

不登校の実態につきましては記載のとおりでありますけれども、小学校が 19 名、中学校が 56 名と、発生率は全国、全県平均よりも少し高い状況であります。新規に不登校を出さないよう学校と教育委員会、そしてまた家庭が連携して対策を講じていくということでありました。

質疑につきましては、学校で把握しないうちに大事件になる例が多い。どう把握するのかという質疑に対しまして、一番身近にある学校の先生そして家庭との連携が一番大事だと。協議会の中で今まで以上に検討を深めていきたいということでありました。ほかは記載の部分をご覧いただきたいと思います。

3 番目に子ども・若者育成支援センターの業務と体制及びその対応としての連携についてであります。子ども・若者育成支援センターの業務と体制、その対応として教育委員会、福祉課等行政関係各課との連携について調査の目的といたしました。説明では子どもから若者まで途切れない支援によりまして、全ての子ども、若者のあふれる笑顔を目指して不登校児童等の相談業務や早期学校復帰支援、そしてニート・ひきこもりの若者には社会参加支援、そして発達の気になる子どもの支援として早期療育、早期支援などを運営方針といたしました。その対応として学校教育課、保健課の保健師さん、福祉課、子育て支援課など、行政各課・係との連携を行っているということでありました。質疑等についてはご覧いただきたいと思います。

次にプラチナタウン構想の取り組みについてであります。具体的な動きが出てきましたプラチナタウン構想でありますけれども、担当委員会として今まで調査事件としていなかったために、改めて今進めようとしている、または今段階の考え方、今後の行政施策との取り組み、進め方を調査することといたしました。説明では 4 月 24 日に東京の日大講堂で市長が行いましたプレゼンテーションの内容に沿って説明を受けました。それを無理やりまとめたものが記載の報告文であります。これでもまだちょっと説明には長いようですので、この部分につきましては要点をまとめたつもりでありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

したがって、どんな質疑があったかを少し報告させていただきたいと思いますが、我々が住んでいて克服すべき問題を整備しないで本当にこの地域がよくて、あえてここに来る人がいるのかと、そのようなこと。そしてまた国の支援、また民間主導の中での民間の投資の必要額はどのくらいか。民間主導で失敗した場合の市の道義的責任などはないか。成果

をきちんと見通してやっているのか。介護保険制度の財源負担の法整備はどの程度進んでいるのか。また、その見通しはどうかなどの質問が多く出されました。大変この部分は気になる部分だと思いますけれども、それらは長めに質疑応答としてまとめましたので、報告文のほうで確認をいただきたいと思います。

次に大項目の3番目ですけれども、防災消防体制についてです。その1、地域防災計画の実効性確保のための対応についてでありますけれども、膨大な防災計画が行政内部だけの対応資料にとどまらないで、市民が共有する実効性ある計画にするための方策、考え方についてを調査しました。あわせまして平成26年度防災計画の修正の概要も含めて調査の目的としたところであります。

説明では今回の修正部分につきましては、指定避難場所・避難場所の見直しと避難行動要支援者名簿の作成・活用であります。昨年の行政区長への説明を行いまして、おおむねの了解を得たということでありまして、ただし、塩沢地区では公民館を残してもらいたいとか、浦佐地区では浸水想定区域と耐震性で働く婦人の家が除外の計画になっておりますけれども、この地域では代替施設がないということも課題として残っているということでありました。実効性という点では、先ほども話がありましたけれども、計画書が膨大なためにポイントを絞った概要版を作成して配布し、活用できるようにしたいということでありました。質疑については記載をご覧いただきたいと思います。

次に土砂災害、ハザードマップ活用と減災対策でありますけれども、土砂災害区域の指定について調査はおおむね終了いたしまして、今年度中に土砂災害ハザードマップが配付になりますが、配付だけに終わらずにそれをどう防災活動に生かすか。それをもとに減災のために対策をどう進めるかということ調査の目的といたしました。

説明では土砂災害区域の指定は基礎調査箇所数540か所のうち513か所の指定が終了し、ハザードマップの警戒区域指定の各集落への説明会で意見を聞きながら、随時修正を加えて秋ごろまでに全戸配布をしたいということでありました。活用としましては、地域での防災対策、意識の向上の話し合いの材料として使用していただくことを第一に考えていくということでありました。また、マップデータのデータベース化をしまして、土砂災害警戒情報が出れば、レッドゾーン対象地域、対象者、対象世帯、対象人員等がすぐに出て避難勧告等につながられるようになるべくそういう整えもしていきたいということでもあります。そしてまたマップデータのデータベース化の活用推進の質疑がありましたけれども、この部分も資料のほうをご覧いただきたいと思います。

次に消防救急無線デジタル化整備についてでありますけれども、これも先ほど話がありました。平成26年度から2か年の計画で進められております消防救急無線デジタル化の整備状況とあわせて、消防救急無線の確実性、安全性を調査することといたしましたけれども、このことは電波法の改正によりまして、現在のアナログ方式が平成28年4月1日から完全にデジタル化に移行するための対応であります。南魚沼市16、湯沢町11ある無線サイレンを全てデジタル化しまして、補助スピーカーでモーターサイレンが鳴らなくなった場合でも、電

子サイレンがバックアップする機能や、補助スピーカーを利用して、範囲は限定されませんが、消防本部、湯沢町役場から遠隔で肉声放送が可能になるなどの説明を受けたところであり、質疑については報告文をご覧くださいと思います。

そして、魚沼基幹病院開院に伴う救急医療連携についてでありますけれども、6月1日の魚沼基幹病院開院で救急救命センターへの救急搬送が可能になりました。これは大変大きな安心であります、それに向けた消防本部と医療機関との調整と6月1日前の救急搬送の体制を調査し、市民の安心・安全を確保することといたしました。

説明では5月31日に県立六日町病院が閉院することから、その前から徐々に大和病院への搬送が増えることが懸念される。また、6月1日の基幹病院開院後の体制も救急救命センターの運営が軌道に乗るまでは、長岡など3次医療機関への転送も考慮する必要があるために、消防本部では予備車を2台体制にして対応を考えているということでありました。特に5月末の土日については、この予備車を活用して救急隊を増員して備えるということでもあります。

最後に空き家対策についてでありますけれども、特に今冬は空き家の倒壊等が多く発生しまして、ますます空き家対策の必要性、対応が望まれているところであります、空家対策特別措置法施行と今冬の実態を受けまして、今後の市の対応をどうするのか。また、空き家活用の考え等を含めて調査の目的といたしました。

説明では、空家等対策の推進に関する特別措置法が5月26日に全面的に施行される予定となっておりますけれども、この特措法は市町村での対策計画の策定と、特定空家については最終的には除却、撤去を市町村権限で行うことができ、これらへの交付税と財政上、税制上の措置やさらに固定資産税における優遇措置の適用除外ということで所有者の権利にも踏み込んでいるものであります。

これを受けて市は、空家条例、空家対策計画の策定、協議会の設置等の検討に入りますが、空き家のデータベース化も考えているということでありました。また、質疑については、相続放棄しても残る管理責任の問題や、こういうことによって行政頼みになりかねないという質問もありましたが、十分な説明と粘り強い対応を今後とも行っていくということでありました。

以上であります。大変長くなりましたが、さらに口頭で報告の不足するところは記載の報告文、添付資料をご覧くださいと思います。以上です。

○議長 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2点お願いいたしますが、まず9、10ページにかけてのCCRCの検討についてでございます。なるほど、さまざまな視点から疑念といいますか、心配な質疑が出ております。私も見ている限り、どうしても三菱総研のあのプランから一步も出ていないというふうに感じておりますので、市の本当に独自の検討、また事業効果を踏まえた複数の選択肢を持った案が必要だと思っています。

その中で一番最後の質疑にありました、介護保険の負担であります。400人程度の移住で

あればそう大きな課題にはならないかと思っておりますけれども、これが本当に経済効果を生むような規模になりますと、介護保険はどこが持つかということが大きな課題になるわけがあります。これについてはもう2年近く前に日経が一面トップで報じておりましたけれども、国はこれに対して、送り出し側がその辺については負担していくという方向で国が法整備に入ったと。また、私も総選挙後、地元選出の国会議員の事務所に念のため問い合わせました。年明け早々に資料がきまして、ことしの4月1日から法整備がかわって、送り出し側の負担となるような環境が整ったというふうに私は解釈しておりますし、これは市の担当課長にもこの辺は確認しておりますが、まだこういう、これから国が検討するというようなこういう答弁しかないのでしょうか。それについてもう1回お聞きします。

もう1点ですが、空き家のほうでしょうか。市のほうも条例づくりに対して準備が始まるというふうに聞きましたが、どういう人員構成で、いつごろ準備に入る組織が発足するのか。その辺についての説明があったかどうか聞かせていただきたいと思っております。

○議 長 総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 1点目のプラチナタウン構想における介護保険の負担の問題でありますけれども、これはずっと前々から、多分皆さん方も気にかかっているところで、委員会の中でもそういう質疑が出たわけであります。今、質問者がおっしゃるような国の動きであれば、非常に私どもも願ってもないことでありますけれども、委員会の当時の発言といたしますか答弁といたしましては、ここに書かれているとおり、介護負担については、まだ国で議論が始まったところだということとどまっています。その背景にはまだはっきり確認できていないからというところもあるかもしれませんが、一応委員会での中身はそのような形でありました。

そして、もう1点が空き家対策の具体的に進める時期的なことでもありますけれども、特措法の改正に伴いまして、市では先ほど言いましたように条例の改正とか協議会の設置とかもろもろ検討に入るというところでありました。けれども、具体的な日時につきましては、説明はありませんでしたし、質疑のほうもありませんでした。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2点目についてはわかりました。ただ、1点目にどうしても私はこだわってしまうのですが、これこそちゃんと市のほうが国のほうに、もうしかるべき部署があるわけですから、そこにちゃんと確認をして、これが確認できなかつたら危なくてこんなことに取りかかれませんか、本当に。

まだまだ400人程度の小さい規模であればいいけれども、これが広がってきたような場合は本当に大変なことになりますから、これはもう独自にちゃんと進めていただきたい。その辺は委員会もこれから十分に市のほうを監視して行ってほしいと、このようにお願いをして質疑を終わります。

○議 長 ほかに。質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議長 産業建設委員長・小澤 実君の報告を求めます。

13 番・産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会の閉会中の調査事件について報告いたします。まず調査の状況でございますが、期日は平成 27 年 4 月 22 日、委員 8 名全員出席で議長からも出席いただきました。調査の内容といたしまして、執行部の出席を求め、現地及び事務調査を行いました。また、調査事件 2、外国人観光客の現状についてでは、南魚沼市観光協会より、それから調査事件の 3、商工業から見たメディカルタウンへの取り組みについては、大和商工会より参考人の出席を求め、説明を受けました。

それでは、調査事項 1 の水道水緊急水源の確保状況について。この目的といたしましては、今後の水道事業のあり方と緊急時の水源確保の進捗状況を、畦地浄水場にて現地及び事務調査を行いました。

平成 23 年豪雨で市内の 3 分の 1 が断水したということを受け、平成 25 年度に緊急水源確保について調査を市内 14 か所で行い、舞子以外の水源については適当であると結果が出されました。それから、今後の整備計画として、旧町時代の未利用水源を整備し利用する方向で検討しております。また、財政面では今後、今の水道施設を全て更新する場合と更新しない場合でシミュレーションをしており、更新しない場合は、平成 37 年までは一般会計からの繰り入れなしでもいいという見込みであるという説明を受けました。Q&Aについては 3 から 4 ページ、また添付資料が 10 から 18 ページですので参照願いたいと思います。

続きまして調査事項 2 の外国人観光客の現状について。これについては、当委員会の前回、平成 27 年 1 月 27 日に外国人観光客誘致についてということ进行调查しておりますが、今回も今 4 月にも継続してこの調査をしたほうが良いということで調査いたしました。その現状について、南魚沼市観光協会事務局長より説明を受けたところであります。

インバウンドについては、観光協会では新潟県、雪国観光圏、国際大学の協力のもと、平成 25 年より東アジア、東南アジア、特に親日国であるタイを加え、招聘事業に取り組んでいるという現状でありました。本年、平成 27 年度は温泉旅館、ホテル、民宿等の受け入れ側のインバウンド研修をしていくということと、特に南魚沼につきましては春夏秋冬がはっきりしておりますので、それらをテーマに商品づくりをして、Wi-Fi、インターネット等も活用して誘客増につなげる方向の説明を受けました。Q&Aについては 5、6 ページ、資料については 19 から 22 ページでお願いしたいと思います。

続きまして調査項目 3、商工業から見たメディカルタウンへの取り組みについては、目的として、魚沼基幹病院開院に向け商工業から見た取り組みを、大和商工会事務局長及びメディカルタウン研究委員会委員長より出席願ひ説明を受けました。基幹病院に地元商工業者が何らかの形で事業できないかという思いで、平成 24 年 7 月に委員会を立ち上げ動き出しその後コンサルを入れることにより助言をいただき、基幹病院そのものそれから基幹病院周辺のマーケット、国際大学、北里大学と連携してビジネスチャンスがうかがってきたところで

あります。しかしながら、結果についてはビジネスにはつながらなかったという委員会からの報告でした。その中で今まで取り組んできた取り組みの中で得たもの、それから勉強したことを、今後のCCRC等にも含めて委員会で地域振興にかかわっていければという説明を受けました。Q&Aについては8から9ページ、資料については23から25ページ。

それからその他の項目であります。建設課長より八箇峠道路供用開始後の市道再編計画についてと、ほか3件の説明を受けました。

以上、産業建設委員会の閉会中の調査事件の報告とします。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点になりますが、水道事業について断水が3分の1あったということが、私はここまでとは知らなかったのですけれども、こういった形があって、その後なかなか浄水ができないという現状があると聞いているわけでありまして。実際緊急水源という形の話で説明をされて、そして施設更新はしないという出てくるわけですが、もう少しきちんとした方針を持つべきだと私は常に言っているのですけれども、報告だけでそういった形で終わっているのかもう少し説明をいただきたいと思っております。

もう1点が7ページのメディカルタウンについての問題、今回基幹病院との関係でビジネスにつながらないかということで商工会等が動いたという話ですけれども、全くとれなかったということですが、これは商工会の調査であって、商工観光課としてあるいは市として、こういった取り組みがなされたけれどもだめだったというところまでの調査がされているのかどうか。商工会がそうだったという話だけで委員会の調査が終わっているのか、そこをひとつお聞きします。

○議 長 産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 1点目の断水に関してですけれども、これは濁度が増して結局浄水ができなかったということで、今後の方針については説明の中にもありますように、どの方法が一番いいか。新しく削井する方法、いろいろな方法を今、検討している最中と伺っております。

それから2点目のメディカルタウン構想の中と商工観光課の動きとしてという部分は、委員の中からは直接的な質問がございませんでした。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段については根本的に要するに濁度がということで、大雨等のとき浄水ができないということですが、やはり、担当委員会として私は提案しますけれども、本当にダムから取水したり、そういった下流の水を取ったりしているものに関して、非常に問題があるのだということなのかどうかというあたりは、やはり調査をきちんとして、ただ報告を受けるというだけでなく、報告を受けるということは執行部としてはそれをずっとやってき

たわけでありますので、なかなか転換というのは難しいと私は思うのです。それを議会のあるいは市民の代表の立場として調査をしたら、こういう問題があるということを提案するような調査にしていかないと、次のステップが踏めないのではないかと私は思いますが、今後の調査を期待するところです。

もう1点のこれから今、基幹病院の急ピッチで行われた事業について、地元企業としてあるいは業者として何らかのかかわりができないかということで行われたと思うのです。ですが、これはもう数年来にわたって基幹病院というのをつくろうという段階から、どういった仕事が出るかというのはわかっているわけであって、それはほとんどその系列に流れているという実態が明らかだったと思うのです。

ですから、これからメディカルタウンという形をどんどんやっていくに対しても、既に進出しようとする企業等があるときにはもうその系列が入ってくると捉えた中で、どういう対応がこれから地元としてできるかどうかというあたりは、市が誘致の条件とかそういった形まで踏み込んだ形でないと、なかなか地元の商工会あるいは一商工会ですよね、大和地域だけです。そういう問題もあるのではないかなと私は考えているところであります。

もう少し市と、また委員会と、そして担当の業界と申しますか、そういった連携が必要なのではないかと今の報告を見て感じたのですが、今後の調査をひとつぜひ続けていただきたいと思います。以上です。

○議長 ほかにも。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 すみません遅れて。1点だけ委員長にお伺いしたいのは、いただいた資料16、17ページ、アセットマネジメントによる財政計画の資本的収支の部分でお伺いしたいのは、現在の水道施設を全て更新する場合ケース1と、畦地浄水場を更新しない場合ケース2という部分で見ると、企業債の元金償還というのが金額がほぼ同じです。そうすると新しく施設を整備した場合についての借り起こして元金を返済するわけですがけれども、その部分を含んだままの償還計画なのか。現在130億円近い債務を持っているわけですね。それと合わせて新しい施設整備にかかる分の返済が当然生じるわけですがけれども、数字がかわっていないということについて何か説明がありましたか。

○議長 産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 申しわけないです。ちょっと細かい資料が自分の手元に今なくてですがけれども、詳細な説明はなかったというふうに記憶しております。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 社会厚生委員長・塩谷寿雄君の報告を求めます。

12番・社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会の報告をいたします。期日

は平成 27 年 4 月 24 日、委員の出席状況でございますけれども、9 名全員の出席で議長からも出席をいただきました。調査項目の 1 であります市民病院建設及び関連工事の進捗についてでございますけれども、現地調査を行いそして事務調査を行いました。やはり委員の中からは、工期は間に合うのかということ、それに伴い工期が間に合わなければ機械の搬入、それとリハーサル等も遅れるというような懸念の Q があったところでもありますけれども、お手元の配付資料のとおり Q & A ということでコンパクトにこの資料はまとめてあります。

続きまして子ども・子育て会議と施設整備についてでございます。資料の説明のとおりでありまして、委員からは、公設民営というものがありますけれども民設民営とならないとなかなか——今度そうしていきたいということもありますし、今後の保育計画もいろいろ説明があったところでは、この資料には書いてありますけれども、塩沢の中とのやりとりの中ではスムーズにいかなかったとかということもありまして、市民との対話と説明が大事だというような Q & A で、今後についてのほうもこちらの Q & A で質問とまた答弁があったところでございます。

その他で、福祉課から生活困窮者自立支援制度の実施体制についての説明がありました。8 ページ以降に資料の添付があります。また、こちらの市民病院のことはこの 1 週間後に医療対策のほうでも同じ調査項目を行っており、そちらのほうがちよっと進んだような状況だったのかなと思っております。

以上で社会厚生委員会の説明を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長・林茂男君の報告を求めます。

10 番・地域医療対策調査特別委員長。

○林地域医療対策調査特別委員長 それでは、地域医療対策調査特別委員会について報告を申し上げます。調査事項は記載のとおり、南魚沼市民病院建設工事の進捗について、市立六日町病院の開院準備状況について、医療再編の準備状況についての調査を行いました。調査は本年 4 月 30 日に行いました。委員は全員出席、議長からも出席いただきました。執行部の出席は記載のとおりでございます。南魚沼市民病院建設工事の進捗については、現地調査を行いました。

ページをはぐっていただきまして 2 ページをご覧いただきたいと思っております。市立六日町病院の開院準備状況について事務調査を行いました。資料ナンバー 2 に基づき記載のとおり説明がありました。資料は 15、16 ページになります。主な質疑であります。3 ページをご覧いただきたいと思っております。シャトルバスについて。市立六日町病院の診療科目にない部分で、魚沼基幹病院でやっていくところについてはシャトルバスを使っていくということだが、魚

沼基幹病院の診療については予約ということになるのか、という質問に対しまして答弁ですが、魚沼基幹病院は紹介状がなくても受けられるし予約がなくても受診はできる。今のところ県立六日町病院で患者が多いのは眼科関係、皮膚科の関係である。泌尿器科も今の3診が2診になる。魚沼基幹病院に紹介をする患者が二、三千人くらいいるので、その患者は極力予約をしていただきたいということであるという答弁がありました。

ページをめくっていただきまして4ページをご覧くださいと思います。夜間の人工透析の患者さんの入室時間が、今まで午後4時半からだったのが、午後3時半からとなったと。仕事をされている方が夜間透析を利用している現状で大変心配である、という質問に対して、答弁をいただきました。六日町病院の人工透析は若干増え気味の状況であり、人工透析を支える方々——スタッフであります——疲弊し人工透析をする看護師を多く集めないともう回らない状況であるので、今回こういう提案をさせていただいた。個別のケースについては多角的に相談をしていきたい。個々のケースについて相談していきたいという考えであるとの答弁がありました。

次に医療再編の準備状況について事務調査を行いました。資料3の1に基づきまして魚沼基幹病院について説明がありました。資料は17ページにつけております。主な質疑であります。人工透析について6月1日からゆきぐに大和病院でやっていたものが移るということだが、医療スタッフと患者さんとの関係などについて、移行準備がどのように進められているのかという質問に対しまして、透析医療は1日たりとも欠かすことができないので、早い時期からそれぞれ担当の魚沼基幹病院の先生方、六日町病院の先生方、ゆきぐに大和病院の先生方から中心になっていただきまして、移行の準備をしてきた。魚沼基幹病院からは、スタッフの皆さんが昨年からゆきぐに大和病院の透析室に研修として入ってもらっており、患者さんとのコミュニケーションも進んでいるという答弁がありました。

ページをめくっていただきまして6ページをご覧くださいと思います。魚沼基幹病院に来ている看護師、医師で一番困っているのは、食料品店やほかのお店が周辺にないことである。新たに赴任してきた看護師の皆さん等が魚沼市、小出にアパートを借りて魚沼基幹病院に通うという話も出ているという心配の質問に対して答弁をいただきました。メディカルタウン構想の予定地7ヘクタールの部分、ここにウエルシアとひらせいが店舗面積7,000平方メートルで農振法、大規模小売店舗法の関係で期間を置き、平成28年10月にオープンをする。その後も進出を希望しても、まずは農振除外、農転などさまざまな手続を解消しなければならない。予定されている部分は農地であって、老朽化している用水のパイプラインの布設がえをしなければならないので、そのたびごとということになると市としても財政負担が大きくなる。そこでメディカルタウン構想の予定地7ヘクタールの部分を公社で全部買収してはどうかと考えているという答弁がありました。

次に資料3の2に基づきまして、魚沼地域医療連携ネットワークの状況について説明がありました。資料は18ページになります。主な質疑であります。参加医療機関について、中魚沼、北魚沼の状況はどうなのかという質問がありました。魚沼市では病院は全部、診療所も

ほとんど入っている。十日町地域は十日町病院、津南病院が入っている。診療所もまだ5施設程度しか入っていない状況である。これは医療再編の中心になるべく魚沼市と南魚沼市を中心に特に県立六日町病院、ゆきぐに大和病院、県立小出病院を集中的に推進してきた経過からの理由だというふうに答弁がありました。

はぐっていただきまして8ページをご覧いただきたいと思います。介護保険の地域包括ケアシステムを進めるについては、介護現場、特養を含めてつないでいかないと効果的な運用ができないと思うが、その介護への取り組みの方向性について質問がありました。答弁は、介護業界からは米ねっとなつなぎたいという要望が多いが、個人情報関係で介護施設の運営にかかる医師、医療の側からこれにつなぐのはどうかという抵抗感があるという答弁がありました。

次に資料3の3に基づきまして、新市立ゆきぐに大和病院の運営及び改修について説明がありました。資料は19ページから22ページです。主な質疑であります。11ページをご覧いただきたいと思います。人間ドックについてであります。胃カメラの対応が困難になっていくような話がある。秋以降の健友館の人間ドックはどうなるのかという質問に対しまして、答弁であります。週1回、外科の医師の派遣をいただけるめどがつきそうな状況であると。院内では今まで胃カメラをしなかった内科の先生なども胃カメラに取り組んでいただいていると。11月以降は内科の先生も外科の先生と調整をして、曜日を分けて2人態勢で胃カメラをカバーしていきたいと考えているとの答弁がありました。

雑駁であります。以上が地域医療対策調査特別委員会の報告であります。

○議長 長 地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 7ページのQ&A 6から7の魚沼基幹病院に来て看護師、医師で一番困っているのはということに対する7ページ上のアンサーの中で、地元の商店、商工会の皆さんに相当お願いをしてきたが、なかなか出てこないということですが、この点の理由ですね。その辺は議論があったか。何がでない理由なのかというあたりがどうだったかお伺いします。

○議長 長 地域医療対策調査特別委員長。

○林地域医療対策調査特別委員長 この点については、そう深い議論がそこであったわけではなくて説明でした。この程度であります。ここに書かれているほぼその全文に近い形で載せてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 私が察するには、恐らくウエルシアも含めて大型店が、時間はかかるのだけれども出てくるわけですから、その前に出るとなかなか太刀打ちできないという形があったのではないかなと思いますが、それは1つの所見として受けとめてください。以上です。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時15分といたします。

[午前10時57分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前11時15分]

○議 長 お諮りいたします。

本会期中の請願を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、平成27年請願第1号 年金制度のこれ以上の改悪を止め無年金・低年金者に緊急措置を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願第1号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、平成27年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願を議題といたします。

請願第2号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、平成27年請願第3号 ふるさと納税（寄付者）に対する返礼品の取り扱いに関する請願を議題といたします。

請願第3号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第9、平成27年陳情第1号 「働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

陳情第1号を産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第10、第2号報告 専決処分した事件の承認について（債権の放棄について）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第2号報告 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。本件は、市長の専決事項の指定第5項に基づく1件50万円未満の権利放棄に係る案件でありまして、平成27年3月31日に専決処分をさせていただきましたのでご報告申し上げます。

3ページ専決処分書をご覧ください。記載のとおり債権放棄させていただいたものは、(1)水道料金、82件で206万1,648円、(2)病院料金で2件、46万1,020円、(3)事業主検診費1件で4万8,940円、(4)診療所料金2件で3万9,100円、(5)市有住宅使用料で1件、

5万4,348円、記載はありませんが合計で88件、266万5,056円でございます。また、5ページには資料といたしまして、債権履行不能理由別放棄債権の状況が記載されておりますので、あわせてご覧いただきたいと存じます。それでは、債権別に処分に至る概要をご説明申し上げます。

水道料金につきましては、平成17年度から平成24年度までの債権で、法人を含め実人員は54人でございます。死亡、所在不明、無財産、倒産や破産、生活困難を含むの債務履行不能理由によりまして債権回収ができなかったものでございます。2年の債権消滅時効期間が経過しておりまして、納付も見込めませんので処分をさせていただいたものであります。

次に病院料金であります。実人員も2人ございまして、平成16年度と平成17年度の債権で、債務者死亡及び住所不明の債務履行不能理由により、債権が回収できなかったものであります。3年の債権消滅時効期間が経過しておりまして処分をさせていただきました。

次に事業主検診費であります。平成21年度の債権でございまして、法人消滅の債権履行不能理由によりまして債権が回収できなかったものであります。3年の債権消滅時効期間が経過しておりまして処分させていただきました。

診療所料金につきましては、実人員も2人でございます。平成21年度の債権で、債務者死亡及び住所不明の債務履行不能理由によりまして、債権が回収できなかったものであります。3年の債権消滅時効期間が経過しておりまして処分をさせていただきました。

市有住宅使用料、東泉田住宅でございます。これにつきましては平成21年度の債権で、債務者所在不明の債務履行不能理由によりまして債権が回収できなかったものであります。5年の債権消滅時効期間が経過しておりまして処分をさせていただきました。これにつきましては、平成20年度に国の雇用止めに係る政策といたしまして、職が見つかるまでの当面の住居の措置ということで3名ほど入居しておりまして、そのうちの1名でございます。2名の方につきましては、それなりの滞納もございましたが、家族あるいは分割により支払っております。この1名の件につきましては、突然行方不明ということで、敷金及び保証金の設定が不用であったということもありまして、身内、家族等についても情報がなかったことから、連絡ができず債権放棄をさせていただいたものでございます。

以上の案件はいずれも徴収活動をしてきたところではありますが、今後当該案件に係る債務者が時効の援用をすることなく、債務を納付することは見込めませんので債権放棄をさせていただくものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 まず1番ですけれども、水道料金。例えば54人ということですから、過去に同じ人が2回とか受ける、こういうふうには債権の放棄とか市で受けていることというのはあるのかどうか聞いてみたいのと。

あと(2)番、病院料金、所在不明。これは保証人はどうなの。あと死亡についても保証人。この金額になるととっているのではないのかなという思いがあるのですけれども。

あとそれと市有住宅に関しては保証人とかはとらないでいい場合だったと言いますけれども、今回こういうふうには逃げられちゃったわけですよ。言葉がちょっと悪いかもしれないですけども、いきなり逃げられたわけですよ。要は制度の悪い面が出たわけですよ。緊急的な一時入居というのは、それはそれでわかるのですけれども、こういうふうなのが実際問題あったわけで、もし次にこういう問題があったときは、どうやって対応していくかというのも当然考えなければいけないことだと思うのですが、そこについてお聞かせいただければ。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 まず、水道料金の関係でございますが、昨年度に引き続いて債権放棄をしている者ということでございますが、84件中、件数で言いますと24件であります。人数で言いますと実人員が54人ですので、そのうちの15人が昨年、平成25年度から引き続いて平成26年度も放棄をしているという内容になっております。以上です。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 今回の2件の案件につきましては、実は平成16年と平成17年のものございまして、病院のほうで保証人を今は依頼してとっているわけですが、保証人のほうをとるようになったのが実は平成20年度からということでございまして、当時この部分については保証人のほうを実はとっていなかったという経過になります。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 住宅の件につきましては、緊急的な措置ということで行ったものでして、このようなことを想定しておりませんでしたので、関係機関と今後協議させていただきたいと思っております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 わかりました。2番、5番わかりました。1番について昨年かぶって15人というのであれば、昨年の時点で何で落とさないのかなという点を疑問に私は思うのですけれども、要は取れないわけですよ。そこを教えていただければ。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 水道だけの人については時効が2年ですので、2年が過ぎてもう全く見込めないということであれば、その時点でもって債権放棄をしますけれども、下水道が一緒にある人につきましては、一応下水道が時効5年ですので、そこまで待ってやっているということがありますので、どうしても一緒にとということにはちょっとできないという内容であります。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 うちの市内でもこうやって住所不明になってきている方というのがいると思うのですけれども私が知っている中で1名は間違いなくいます。ここに住んでいるのだけれども、多分住所登録はしていない、住民ではないという方です。多分こうやって住所不明とかでいなくなると、ほかの市町村に行ったときでもそういうふうになるのかなと思っ

います。どこまで追ってそれが追えなかったのかというのもあるのですけれども、そういう方はずっと多分このままで行くところというふうになるのかなというふうな思いがあります。また、マイナンバー制度というのが国で今度進められていく中で、そういう方はそこにも入らないで、どういう人として扱うのかなという部分があります。これはまた他市に行って病院とかにかかっているのであれば、また病気などで病院にかからなければいけないような理由があったときに、どういうふうなうちとしてのことが出てくるのか。それがきっかけでそういう方が見つかるというのもあるのかもしれませんが、そういったような対応はいかがでしょうか。

○議 長 副市長。

○副市長 住所不定は、いわゆる住民登録をしなければならないわけでありますので、住民登録をすればそれで住所は確定します。南魚沼から抜いて持って行って隣の魚沼市に行き入れなければ、こっち側は抜いたままですし、行った先は入っていませんで、いわゆる住所不定という扱いになる。これについてはかなりいるのだらうと思います。先ほど最後のお話にあった医者の場合は保険を使わなければいけないわけですので、100%、10割で入れていけば医者は心配がないということになります。

マイナンバーについては私は今ちょっと知識を持ち合わせていませんので、これは住所登録をしてある方に恐らくいくのだらうと思いますので、住所がない方には行かないという実態になるのだらうと思っています。いずれにしても動いた場合は住所をきちんと定めていただくというのは法律のルールでありますので、私たちはそれを期待するというに尽きるのではないかと思います。以上でございます。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 多分、うちの市にも結構いるのかなというふうな話ですけども、そういった把握とか、そういういろいろなことが起きてきてそれをせざるを得なくなって、所在を持ってきていろいろになるのかもしれないですけども、それは生活保護もそうですが、お金はどうして生活しているのか。本当に自給自足でやっている人がいて、電気も引いていないし水も引いていないという方ですけども、そういったのを今のそういう法律の中では住所を登録しなければいけないという中で、指導としては今後どうやっていくのかなということ。

○議 長 副市長。

○副市長 言い忘れましたが、もう1件ありまして、法上での職権削除といいまして、実際にそこに住んでいないということが市民課、担当のほうで調査をして、いなければ職権で落とすというのがあります。ですので、住所地が例えば180番地1にあってそこにいるということになっていても、例えば調査に行っていないければ、ちょっと期間は承知しておりますが、市長が職権で住民登録を削除する。そうするとその人はなくなるわけでありますので、今おっしゃるような住所不定になるということになります。

あと、どういう対応をすればいいかということではありますが、住基上で対応というのは非

常に難しいと思います。窓口に来ていただかなければならないわけでありますから、まずそれは無理でしょうが、先ほど市長の所信表明の中にありました生活困窮者支援ということで前さばきをやると。そこにとにかく来ていただくということで、そこから手続が一步步始まるのではないかなと私は期待をしています。以上でございます。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 債務不履行の方の理由はいろいろあるのですけれども、死亡の方に限っての質問です。時効が2年とか3年とか5年あるわけのですけれども、死亡されると法的には3か月で相続をするわけです。相続が3か月でできなかったということが放棄の理由になっているのでしょうか。3か月過ぎても時効の期間がありますので、相続が確定しなかった方は時効の期間まではどういった対応をしているのかちょっとお聞きします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 死亡の場合ということでありますが、水道料金でいいますと死亡者は4人ということであります。件数は8件であります。私どもは必ず死亡者につきましては、相続放棄をしているかどうかということをお調べをします。中にはひとり暮らしでその方が亡くなって、全く相続者がいるかどうかははっきりしないというものがあまして、ちょっとその方については調べようがないということであります。今回の4人の中ではひとり暮らしで相続者が調べたのですけれどもちょっと不明だという方が2人おります。はっきりと相続放棄だという方が1人あります。もう1人の方は昔の債権についてはもう絶対に払いたくないということで、私どものほうでもって再三話はしたのですが、もうどうしても絶対に昔の債権は払わないということをおっしゃってしまして、債務の履行がちょっと不可能だという判断をさせていただいたという内容であります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 日程第11、第3号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例等の一部改正について）を議題といたします。説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、3号報告 専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。まず初めに本日丸正のほうを配付させていただきましたが、6ページのほうで落丁ということで大変申しわけありませんでした。そのほか1か所について訂正をさせていただいた部分があって、丸正のほうでは直っておりますが、その部分については後で触れさせていただきたいと思っております。それでは、説明をさせていただきます。

平成27年3月31日付で市税条例の改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものです。平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律案が参議院で可決成立し、同日公布となったことを受けての条例改正です。今回の改正の中には、昨年度条例改正をし平成27年4月1日施行を予定していましたが、

二輪車等に係る軽自動車税率の引き上げを1年間延長する内容も含まれ、3月31日施行とする必要がありましたので3月31日付で専決処分とさせていただきました。

なお、法律改正のうちマイナンバー制度施行に伴う改正部分と、施行までに余裕のある事項及び税の徴収猶予、換価の猶予に係る部分は、新潟県徴収機構等の構成団体との調整が必要です。次回以降の定例会に改めて提案させていただく予定としております。今回の条例改正は本則2条となっております。第1条は現条例の改正、第2条は昨年度改正を行った市税条例の一部を改正する条例——平成26年南魚沼市条例第24号の一部を改正する内容となっております。改正内容は複雑なことから、資料その2として議案の35ページに添付した改正条例の概要により説明をさせていただきますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

また、3号報告資料そして17ページから新旧対照表をつけさせていただいておりますので、必要に応じてご覧をいただければと思います。なお、特に説明をしない条項の施行期日につきましては、平成27年4月1日となっております。

それでは、第1条現行条例の改正です。35ページをお願いいたします。1番、第19条2項、4項、現行では法人市民税均等割額の決定に当たっては資本金等の額によっていたところですが、平成27年4月1日以降については、資本金等の額が、資本金、出資金になりますが、その額及び資本準備金の額の合算額を下回る場合には当該合算額とするものです。

2番、第21条、所得税における国外転出時課税の創設が行われましたが、これに伴い当該譲渡所得については、個人住民税所得割の課税標準に含まないこととしたものです。施行期日は平成28年1月1日です。

3番、第25条の3の3第4項、所得税法改正に伴う項ずれの整備、施行期日は平成28年1月1日です。4番、第37条第6項、第38条第3項、所得税法改正に伴う号数のずれを整備したものです。5番、第39条第2項、申請提出書類について総務省及び県の条例（例）の規定に合わせて修正を行ったものです。6番、第45条、第47条、地方税法改正に伴う条ずれ整理になっております。7番、第59条第1項については固定資産税を減免できるものについて定めたものですが、第6号南魚沼市企業立地促進条例第5条の規定による固定資産税を削除するものです。企業立地促進条例に基づく優遇措置については、減免ではなく第42条の課税免除を適用することを明確にするため今回削除をするものです。第2項申請提出書類について総務省及び県の条例（例）の規定に合わせて修正を行ったものです。

次からは現行条例の附則の改正です。附則第3条、条文中の準用条項のずれを整理したものの、施行期日は平成28年4月1日です。9番第6条の3の2、法律改正に合わせ住宅借入金等の特別控除適用期限を3年間延長するものです。

36ページをお願いいたします。10番、第8条の2、法律改正に合わせふるさと納税に係る寄付金控除申告の特例について定めるものです。現在ふるさと納税をした場合、納税者は寄付金控除を受けるためには確定申告または住民税申告の手続が必要でした。今回の改正で確定申告が不要なサラリーマン等の場合は、寄付金受領市町村に必要な書類を提出することで、

住所地市町村の翌年度賦課個人住民税額から所得税の寄付金税額控除分も合わせて減額されることとなります。

11番、第9条の2第6項、法附則第15条、これは固定資産税等の課税標準の特例ですが、こちらでいわゆる我がまち特例と言われるものですが、法が定める範囲内で市町村が独自に条例で定めることとされています。第6項は法改正に伴う項ずれの整理です。第7項は法改正で追加されたサービス付高齢者住宅について、国の参酌基準に合わせ課税基準に乗じる率を3分の2と定めるものです。12番、第10条から第12条、こちらにつきましては固定資産税の宅地、農地の特例について特例適用期限を3年間延長する改正です。第11の2は用途変更宅地等に係る税負担の調整措置について、従前どおりの経過措置を3か年継続延長するものです。13番、第14条、特別土地保有税について特例適用期限を3年間延長する改正です。

14番、第15条、軽自動車のグリーン化特例——このグリーン化特例は軽減課税を定めたものです。平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間に限り、初回車両番号指定を受けた場合、つまりナンバーを取得した場合ですが、電気自動車等につきましては75%の軽減、平成32年度燃費基準の120%達成車こちらについては50%軽減、平成32年度燃費基準達成車につきましては25%を軽減するものです。軽自動車税については後ほどまとめて説明をいたします。

15番、第15条の2、紙巻たばこ3級品のたばこ税については、現在特例税率が適用され低く抑えられています。これについて平成28年度から平成30年度まで毎年度段階的に税率を引き上げ、平成31年度から通常の税率が適用されます。施行期日は平成28年4月1日です。

次は今回の改正条例本則の第2条についてです。附則第15条で軽自動車税のグリーン化特例を新設したことに伴い、昨年度改正した平成26年南魚沼市条例第24号の整理をした上で、2輪車それから農耕車等について税率の引き上げを1年間延期するものです。

それでは、内容が複雑ですので、次のページ37ページに添付しました資料その3で説明をさせていただきます。まず最初の表、小型の軽自動車については、昨年度の条例改正で平成27年度から税率引き上げとしていたものが、1年延期となります。この部分の施行期日は、公布の日で平成27年3月31日となっております。次の表は、3輪、4輪の軽自動車についてですが、こちらについては今回改正がありません。記載の内容は昨年度改正された内容です。

次のページをお願いいたします。今回改正で新設されたグリーン化特例の内容です。こちらのほうで記載誤りがありまして、今回丸正のほうでは直っておりますが、適用条件の下の行が平成27年4月1日のところを平成27年度、それから平成28年3月31日のところを平成28年度ということで「度」がついておりましたが、これは「年」ですので今回訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

表中の(イ)軽減なしの列が、先ほど見ていただいたとおり軽減対象とならない車種について適用される税率です。それについて(エ)(オ)(カ)の車種につきましては、燃費性能

に於いて平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の間に取得した場合、平成 28 年度の軽自動車税 1 年間だけに限り 75%から 25%の軽減が受けられるというものです。

議案の 10 ページをお願いいたします。こちらにつきましては、本改正条例の附則です。第 1 条につきましては施行期日です。原則は平成 27 年 4 月 1 日施行となっています。その他の施行日の異なるものについては、今ほど説明の中で説明をさせていただいたとおりとなっています。第 2 条は市民税、第 3 条は固定資産税に関する経過措置です。第 4 条は軽自動車税のグリーン化特例について、平成 28 年度分だけの適用であること。第 5 条につきましては、先ほど説明をしました紙巻きたばこ 3 級品の軽減税率廃止に伴う経過措置及びその間の手持品に対する税についての経過措置を規定したものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一番最初の説明の中でマイナンバーの施行期日についてということ、それには後段、後ほどということだそうですが、マイナンバーの一番の特徴は私は所得税から始まって税の監理だと思っている。そうした中であらゆる情報がそこに入ることが言われています。そうした中で淡々と事業が進められようとしているわけでありまして、11 月という話があります。そしてカードは来年の 1 月 1 日からということで、今、年金の情報が漏れているという問題で大変な騒ぎになっていると私は捉えています。

そういった中で、末端でつかさどらなければならない地方組織、自治体として、いかななものかという意見を上げなければ、全ての情報があいつた形で散乱してしまうという事態を招くのではないかと私は考えています。それを淡々と進めると、間に合うように進めるとということ自体を私はいかななものかと思いますが、見解を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 今ご承知のように、ことしの市政懇談会の主要テーマがマイナンバー制度ということで、いろいろ説明をしているところでありまして、当初からもそれぞれ不安の声とか疑問の声——疑問というのはわからないわけですから疑問の声でありました。年金機構の流出問題がありましたがそれはそれとして、我々は一応法律がそういうふうに行われていきますので、それに沿ってもう準備を進めるということは、これはもう自治体としての務めでありまして。そこに異義があると言っても、しなくていいところとしていいところが出るなんてことは想定されている問題ではありませんので、これを進める以外にない。

そして、情報漏えいについては相当厳しくはなっておりますし、端末の部分もそれぞれまた、今までのところできちんと管理をして一元化しないということでもありますので、全ての情報が全部漏れたなんてことにはなかなかかなりづらい部分ではありますが、しかしわからない。わからない部分もいっぱいありますが、とにかく今、議員がおっしゃったように、淡々とこれを進めていくという以外に方法はないものだと私たちは考えております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 現に年金の情報はああいう形で公開というかさらされているわけですね。だから、市長の今の、法律に沿って我々が進める以外にないと。そして私も回答をもらっています。質問をしてその回答を熱熱いただいておりますが、そのプライバシーの保護に関しては問題ないというふうに信用しているのですね。ですから、進める以外何もないという言い方です。

でも、私は今までも税の情報であろうが、いろいろなことができていたわけですね。そしてそれをどう保護していくかという、個人情報保護条例なんていう法律まできちんとできているわけであります。そういったのがこうして一元かなりされることによって、あるいはパソコン等の問題でなかなかうまく管理ができていないという状況が赤裸々にされたわけであります。法律に沿って進めるということについては、それは準備はしなければならないということは私もわかっているつもりです。しかし、これでは我々は責任をとれませんよ、ということをおし上げていくべきではないかなという、その意味合いを言っているわけです。

国民運動がなければとか、あるいはそういった請願が可決されなければ国は取り上げないとかという問題ではなくて、現にそういうことが起きているから、それについてはどういった対応をしていくつもりなのかと。あるいは今の原因はどういう問題であるかということをして……

○議 長 岡村議員、簡潔で。税条例の一部改正ですので、簡潔をお願いします。

○岡村雅夫君 みんな絡みますから聞くわけですよ。マイナンバーについての取り組みをきちんとしないと、そういう問題に加担していくということになりはしまいかということですよ。

○議 長 市長。

○市 長 一般にご懸念は我々もわかりますし、我々も 100%絶対大丈夫だということをおし言いきれるものではないわけであります。しかし、今の年金機構の問題は本来基幹系の部分を情報系に持ち込んで、それを全然処理しないで職員がうっかりしていたと。そこから入っているわけです。ですから、この間もちょっとありましたけれども、最終的に飛行機だっけいつか落ちることもあるとか、絶対ということが言えないのですけれども、やはりそれをきちんとセキュリティーをしていくのは、最終的には我々のところであれば市の職員です。職員の責任感と資質、ここに行きつくわけであります。

これはそれを全部疑い始めれば、法律というのはそういうことを前提にしてできて、しかし、違反した場合はこうですよということをおし言っているわけで、違反をしないようにまず職員に徹底をさせるということが1つと。こういう問題が出ましたから国のほうも、あるいは県も我々も含めてまたセキュリティーと言いますか、それらの方法については当然まだまだいろいろ問題点は出てくると思っています。

ですので、今これを中止して私たちはこれをやめますとか責任持てませんなんてことをおし言える立場ではありませんので、責任をとれるような方法をきちんと我々も考えなければなりません。当然、国も法律をつくった当事者でありますから、きちんと考えていただかなければ

ばならない。そういうことは申し上げていくつもりであります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 よくパソコンを使うと大容量、要するに大きな情報をより少ない人材で管理ができると、すごくいいものだと。ところがこういった問題が起きると、どんどんそれを今度セキュリティーというか防護していかなければならないということになると、そういった面での仕事がどんどん増えていく。こういう形になると非常にイタチごっこといいますか、違った問題が発生してくるということでもありますので、そういった懸念を上げていくという 1 つの仕事も自治体の仕事ではないかなと考えています。ぜひ、担当等からこういった問題があるんだよという専門家がいるわけでありますから、そういうところをやはり情報をきちんととって私は進んでいただきたいと思います。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 参考までにちょっとお聞きしたいのですけれども、軽自動車税のところでは税制改正で 1 年延期になったということで、これはこのとおりやっただけであればいいわけですが、ちょっと前の税制改正のときに軽自動車税の移行がちょっと複雑な、移行期といいますか、激変緩和といいますか、そこら辺の移行のところではちょっと複雑なところでわからなくなったのですけれども、この 1 年延期することによって平成 27 年度の軽自動車税の市の影響が出るものか出ないものか。その辺だけちょっとお聞きしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 当然、これは引き上げになりますので、引き上げを 1 年間遅らせましたので、平成 27 年度分の軽自動車税について 1,200 万円ほど収入が減ることになります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開は 1 時 15 分といたします。

〔午前 11 時 56 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後 1 時 15 分〕

○議 長 日程第 12、第 4 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正について）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 4 号報告 専決処分した南魚沼市都市計画条例の一部改正についてご説明申し上げます。平成 27 年 3 月 31 日付で都市計画税条例の改正を専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を求めます。第 3 号報告と同じく平成 27 年 3 月 31 日に地方税法等の一部を改正する法律案が参議院で可決成立し、当日公布となったことを受けての条例改正です。

改正内容といたしましては、法律改正に伴う特例により軽減される資産項目の追加、特例

適用期間の延長、条項ずれの整理となっております。それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、議案の7ページをお願いいたします。

第2条第2項、課税標準の計算上特例により軽減される資産が地方税法で定められていますが、今回法改正により家庭内保育事業所や居宅訪問型保育事業所など4項目が追加されたことから条例で定めるものです。条例附則第6項から9ページ第10項までは、宅地等に課する特例について適用期限を3年間延長する法改正に合わせ、平成27年度から平成29年度までの3年間について延長し、特例措置を適用させるものです。

第11項は農地に課する特例について同様の改正を行うものです。第15項は次のページにまたがっておりますが、項ずれ及び第2条第2項の項目追加による整理です。10ページ第16項につきましては、用途変更宅地の税負担の調整措置について平成27年度から平成29年度まで延長し、従来どおりの取り扱いとすることを定めるものです。

5ページに戻ってください。本条例附則第1項は、施行期日を平成27年4月1日とし、第2項で経過措置を定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 日程第13、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 第5号報告 専決処分した南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。前2件の条例改正と同様、平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律案が参議院で可決成立し、同日公布となったことを受けての条例改正です。平成27年4月1日からの施行が必要であることから3月31日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものです。改正内容は課税額の限度額の引き上げと低所得者に対する軽減措置範囲の拡大です。

それでは、議案の7ページ新旧対照表をご覧ください。第3条第2項、高額所得世帯については課税の最高額が定められております。現行では基礎課税額算定で51万円を超える場合には51万円ですが、これを1万円引き上げ52万円とするものです。同様に第3項では、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円引き上げ17万円とし、第4項では介護納付金課税額の限度額を2万円引き上げ16万円とするものです。これにより国保加入世帯の最高課税額は、現行の81万円から4万円引き上げられ85万円となります。

第11条、低所得者に対する国民健康保険税額の減額規定です。5割軽減、2割軽減を受けることができる世帯の所得額の上限を拡大するものです。第1項本文の改正は第3条第2項

の改正による整理です。

8 ページをお願いいたします。第 2 号は 5 割軽減判定所得の拡大です。現行では世帯ごとに 33 万円に世帯員 1 人当たり 24 万 5,000 円を加算した額を上限としていたものを、1 人当たりの金額を 1 万 5,000 円増額し 26 万円とするものです。第 3 号は 2 割軽減判定所得の拡大です。世帯員 1 人当たり 45 万円を加算した額を上限としていたものを、1 人当たりの金額を 2 万円増額し 47 万円とするものです。

5 ページの附則をご覧ください。附則としまして第 1 項は本条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日とし、第 2 項では経過措置を定めています。第 3 項は昨年改正いただいた一部改正条例の附則の一部を改正するものです。一部改正条例の施行期日について、附則第 21 項の改正規定の一部について施行日の誤りがありました。平成 29 年 1 月 1 日としていたものを平成 28 年 1 月 1 日と改めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、承認されました。

○議 長 日程第……

〔「議長、動議」と叫ぶ者あり〕

若井達男君。

○若井達男君 この専決処分についてですが、3 号、4 号の前案件については承認がされていないと思います。この提出者のほうは承認を求めています。説明をしてそして質疑を行った上で承認を求めているということになっているわけですが、今は承認されておりますが、その前の事件についてはそのままいいのでしょうか。

○議 長 今指摘されましたように、そのことで今のところで気がつきまして、後でその 2 件については求めようと思いましたが、今の指摘のとおりであります。ありがとうございました。その件につきましては、休憩後に再度求めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 日程第 14、第 6 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 26 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 10 号））についてを議題といたします。説明を求めます。

市長。

○市 長 第 6 号報告 平成 26 年度南魚沼市一般会計補正予算第 10 号について専決処分といたしましたので、ご説明を申し上げます。

歳入歳出ともに議決いただいております予算額と、最終執行確定額あるいは予定額に差異

の生じる見込みの項目について、平成 26 年度の最終補正として整理をさせていただきました。歳出では職員費の精査によりまして、給料 1,300 万円の減額、保健衛生費で子宮頸がんワクチンの積極的な接種勧奨を前年度に続いて差し控えたことそれらによりまして、予防対策事業費が 5,600 万円減額いたしました。また、道路橋りょう維持補修事業費で 1,100 万円を、道路新設改良事業費で 1 億 4,073 万 3,000 円を交付金事業から減額し、消融雪施設維持管理事業費で 3,000 万円を決算見込みにより減額いたしました。

歳入では地方贈与税及び各種交付金において増減はありますが、配当割交付金、株式等譲渡所得割の交付金及び地方消費税交付金が見込みを上回り、9,052 万 6,000 円の増加となったところであります。地方交付税につきましては、普通交付税調整分の追加交付と特別交付税の額の確定によりまして、3 億 5,638 万 9,000 円を追加計上いたしました。また、公共土木施設災害復旧費国庫負担金で平成 25 年度災害の平成 26 年度交付分として 2,392 万 7,000 円が、臨時市町村道の除雪事業補助金として 1 億 1,150 万円が新たに追加になりました。社会資本整備総合交付金では、交付金事業の減から 1 億 1,655 万円を減額したところであります。

結果といたしまして歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、歳入におきまして財政調整基金繰入金を 4 億 5,000 万円減額し、当初で合併振興基金から 2 億円の繰り入れを見込んだところ 1 億円に減額するとともに、歳出では財政調整基金に 1 億円を積み立てることとさせていただきました。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 1 億 3,590 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 367 億 9,988 万 9,000 円としたところであります。

詳細につきまして総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、第 6 号報告につきましてご説明申し上げます。第 6 号報告 3 ページをお願いいたします。平成 26 年度一般会計補正予算の最終補正でありまして、それぞれの確定や決算見込みによりまして、歳入歳出予算の補正を 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでございます。それでは、事項別明細書でご説明申し上げます。12、13 ページをお願いいたします。

2 の歳入からご説明申し上げます。2 項 1 款地方揮発油譲与税から最下段の 6 款地方消費税交付金及び次のページ 14、15 ページの 2 段目に 8 款地方特例交付金につきましては、それぞれ交付額の確定による補正でございます。3 段目、9 款地方交付税につきましては、市長が提案理由で申し上げましたように、普通交付税調整分の追加と特別交付税の 3 月交付分の確定によるもので、15 ページ説明欄普通交付税で 1,311 万円、当別交付税は 3 億 4,327 万円の補正でございます。その下段、10 款交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の確定による減額でございます。最下段 13 款 1 項 3 目災害復旧費国庫補助金につきましては、これも提案理由で説明申し上げましたが、平成 25 年度の災害復旧事業費用における平成 26 年

度分の交付分 2,392 万円の計上であります。

16, 17 ページをお願いいたします。13 款 2 項 3 目土木費国庫補助金の説明欄をご覧ください。1 行目と 3 行目の社会資本整備総合交付金は、交付金事業の減額と除雪機械整備事業費の実績により減額となりました。2 行目の臨時市町村道除雪事業補助金につきましては、この冬の大雪により実績に基づき交付されたもので 1 億 1,150 万円の追加計上であります。

2 段目、14 款 2 項 3 目衛生費県補助金は、齋藤記念病院のマルチスライス型 CT 装置の更新に対する補助額の確定による減額でございます。次の段、14 款 3 項 5 目、土木費委託金は、県道歩道除雪委託金における実績見込みによる差額分の増額 730 万円であります。

次の段、15 款 1 項 2 目利子及び配当金は、説明欄、財政調整基金より市民の文化・スポーツ奨励棚村基金利子の実績による増額であります。最下段、16 款 1 項 1 目一般寄附金は、3 月補正以降の実績であります。1 節の一般寄附金は 1 件、2 節のふるさと納税寄附金は 6 件で合計 10 万 1,000 円の計上でございます。

18、19 ページをお願いいたします。17 款 2 項基金繰入金につきましては、提案理由でも申し上げましたが、収支の調整により財政調整基金繰入金を 4 億 5,000 万円、合併振興基金繰入金は 1 億円を減額いたしました。これによりまして、平成 26 年度の財政調整基金からの繰入金は、地方の元気臨時交付金を除きなしとなりました。

最後の段、20 款市債は、1 目合併特例債は道路新設改良事業費や消融雪施設維持管理事業費、道路橋りょう維持補修事業費など交付金事業の減額に伴う調整であります。8 目災害復旧費は、平成 25 年度農林施設災害復旧事業費の平成 26 年度繰り越し分に係る国の補正に対する起債分の計上でございます。以上が歳入の補正であります。

続きまして 20、21 ページ、3 歳出でございます。2 款 1 項総務管理費では、1 目一般管理費説明欄の丸、職員費の給料は、決算見込みによる減額であります。6 目財産管理費は、説明欄丸、基金費の財政調整基金積立金に 1 億円の計上と通常分利子の積立金であります。7 目企画費は、歳入における合併振興基金繰入金の減額による財源の組み替えであります。主に合併 10 周年記念事業に充当していたものでございます。

4 款 1 項保健衛生費の 3 目予防費では、説明欄丸、予防対策事業費の予防接種委託料は子宮頸がんワクチン接種の勧奨を控えたことによる減額であります。4 目医療等対策費では、説明欄最初の丸、休日救急診療所費の医療設備整備補助金は、歳入のほうでも申し上げましたが、齋藤記念病院の CT 装置更新に係る補助金の実績による減額であります。次の丸、病院事業対策費特別会計繰出金でございますが、病院事業会計補助金は第 7 号報告でもご説明申し上げますが、病院事業会計の決算見込みにおいて医業収益の減収により資金不足が生じる見込みとなったため、1,300 万円の増額補正であります。

次の段、7 款 1 項商工費 2 目観光振興費は、合併振興基金繰入金の減額に係る財源の組み替えであります。最下段、8 款 2 項道路橋りょう費の 2 目道路橋りょう維持管理費では、説明欄の丸、道路橋りょう維持補修事業費は、長寿命化修繕詳細点検委託料及び道路橋りょう修繕工事費についてそれぞれ決算見込みによる減額であります。

次のページ 22、23 ページをお願いします。8 款 2 項道路橋りょう費の続きであります、3 目道路橋りょう除雪事業費の説明欄の丸、機械除雪費では 1 月専決で 2 億円、3 月補正予算で 1 億 5,000 万円増額いたしました、最終不足見込み分として除雪等業務委託料 600 万円の増額補正でございます。2 番目の丸、消融雪施設維持管理事業費及び 3 番目の丸、消融雪施設新設改良事業費及び次の欄、4 目の丸、道路新設改良事業費は、交付金事業における交付決定額の減額に伴う事業費の減であります。

次の段、10 款教育費の 2 項 1 目小学校運営費及び最下段の 3 項 1 目中学校教育運営費は、合併振興基金繰入金の減額に係る財源の組み替えであります。

めくっていただきまして、24、25 ページをお願いいたします。10 款 6 項社会教育費の 1 目社会教育総務費、説明欄丸、社会教育総務一般経費は、市民の文化・スポーツ奨励棚村基金の利子分の積み立てであります。真ん中の段、10 款 7 項保健体育費の 1 目保健体育総務費は、合併振興基金繰入金の減額に係る財源の組み替えであります。2 目体育施設費では、説明欄の丸、大原運動公園整備事業費の施設改修工事費は、野球場の 1 塁側と 3 塁側の観客席のフェールボールを防ぐためのネットフェンス設置の工事費の追加補正であります。なお、大会等開催までに繰越明許費により早期に実施したいものであります。

最後の段、14 款予備費は、収支調整のための 142 万 6,000 円の減額であります。以上が歳出の補正額の説明であります。

なお、3 月定例会での報告以降、平成 26 年度末までの予備費の充用につきましては、9 件、金額にして 373 万円ほどであります。主なものは市町村認知症施策総合推進事業における過年度の国の補助金の超過交付分の返還金 66 万 7,000 円、市民会館運営費における精算項目の委託料確定による指定管理者委託料 100 万円、体育施設管理委託事業費の精算項目委託料の確定による指定管理者委託料 80 万 1,000 円などでございます。

戻っていただきまして 7 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正の追加でございます。歳出の 10 款 7 項保健体育費、大原運動公園整備事業費でもご説明申し上げましたが、観客席のフェールボールを防ぐためのネットフェンスの設置工事を 5 月の大会に間に合わせるため、平成 26 年度の繰越明許費として平成 27 年度に繰り越しをさせていただくものであります。

めくっていただきまして、8 ページは第 3 表、地方債の補正でございますが、土木費における事業費の減による調整及び過年度分の災害復旧事業における最終協議などによる起債の限度額を 5,750 万円減額いたしまして、補正後、最下段の合計 44 億 4,040 万円とするものであります。

3 ページに戻っていただきまして、以上、ご説明申し上げた内容によりまして、歳入歳出それぞれ 1 億 3,590 万 4,000 円を減額いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を 367 億 9,988 万 9,000 円とさせていただくものでございます。

雑駁な説明でございましたが、以上で第 6 号報告 専決第 24 号の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけ。細かいことは決算のときに聞くことにしまして、ちょっと参考までにこれも聞かせていただきたいのですけれども、18 ページです。財政調整基金の繰入金でほかのめどが立って減額をしているのですけれども、6 億 2,410 万円の地域の元気臨時交付金が残ったということです。これは平成 25 年度基金条例をしないで、財政調整の積立金でわかるようにしておけばいいということで積んでいて平成 26 年に下ろして、そして目的の趣旨に従った使い方をしているのだと思うのです。これは予算は残りまじけれども、きちんと平成 26 年度中、当然のことですが、ちゃんと繰り入れてそして目的に沿った計画に沿った事業が行われたかというところをとりあえず確認したいと思います。こうなると私らの目では何がどこにどうなったかさっぱりわからないので、詳細は決算時にお聞きしますけれども、臨時交付金が趣旨に添って全部処理されているというか、処分されているか。そこだけちょっとお聞きしたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この基金につきましては、平成 25 年度の補正でついたもので、平成 26 年度に繰り越して基金として積み立てて、平成 26 年度事業に使ってもいいよということで国のほうから交付されたものです。これにつきましては特定財源というよりは一般財源的な使い方になりますので、一応この基金は崩しましたけれども、充てる事業が決まっておりますのでその事業に充てて、これは国の監査の対象ともなりますので、基金に積み立てて基金から崩したか、事業を行ってそこにちゃんと充てたかという書類は残っておりますので、ご報告申し上げます。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 点ほど。まず 23 ページの機械除雪費の 600 万円増額に関連してでありますけれども、毎年この時期にお聞きしていますが、4 月 1 日以降の 2 次除雪がありますよね。ことしちょっとやり過ぎではないかという声を聞かされたので、毎年毎年改善という部分でどのような改善をしているのかなという、聞いておかなければならない。5 月になってまだやるのかという部分もありましたので、そこら辺のちょっと担当課の意見を聞きたいなと思います。

もう 1 点は、25 ページ、大原運動公園のネットフェンスの増設でありますけれども、外野のホームランボールに対するネットであったり、1 塁、3 塁側のファールボールに対するネットであったり、後からくっついたわけでありますね。本来は 1 塁、3 塁の多分観客席に出てこないようなネットの増設であろうと思いますけれども、きちんとその設計をされてつくったわけではありますが、ネットに関してはあまりにもずさん過ぎるなというのがありました。

そうすると危険を回避するためには必要な予算措置であろうと思いますけれども、担当課として本当にきちんとした設計のもとにつくられたのかどうかというところは、多少なりとも担当の、建設課というわけにはいきません。設計士のほうに、どうなのでしょうかねというお伺いは当然するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1点目の除雪費ですけれども、この600万円につきましては、3月での除雪の不足でございます。主な内容としましては、スイカ畑それから苗代、3月中にどうしても出さなければならないというところについて、思ったよりも雪があったということで600万円の専決をいただきました。

春先除雪につきましては、4月以降、新年度予算でやらせていただいております。ことしは特に搬出、攪拌する場所については、市の担当のほうで確認をし必要な場所ということで、昨年よりは箇所数を減らして実施をした状況でございます。雪が大変多くて昨年に比べると多く出しているようなことにはなっておりますけれども、必要最低限ということでさせていただきました。以上でございます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 大原の内野ネットの問題でございますけれども、大原の内野の椅子席には中央からブルーの部分、グリーンの部分、オレンジの部分と椅子の色が分かれております。ブルーとグリーンの部分につきましては、上のほうまでネットが行っておりますので問題ないのですが、オレンジの椅子のところ、今現在フェンスの高さが3メートル、それからネットの高さがプラス2.1メートルという高さでございました。建築基準法等では何も規制は行われておりません。野球協約の中でグラウンド面から3メートル以上をネットまたはフェンスで防ぐということになっておりましたので、私どもはフェンスとネットで5.4メートルということで十分問題ないだろうということで設計をさせていただきました。

ただ、3月27日に札幌丸山球場のファールボールの判決が出まして、従来ですとファールボールについては応急処置をするというだけで、特に義務的なものはございませんでしたけれども、その判決を受けた中で、特にバッターがファールチップを直弾道で後ろに飛ばした場合、オレンジの席については、ネット面だけで一番上の席まで3.85メートル。フェンスの高さ3.3メートルプラスあとネットで3.85メートルあるとまず100%当たらないということで、今回若干余裕を持たせていただきまして3.3メートルのフェンスプラス、従来2.1メートルのネットを4.05メートルということで1.95メートル増やさせていただきました。実際決まりの中では特に問題はございませんでしたけれども、安全に試合を運営させていただくという中で、今回の増設をさせていただきました。

ちなみにネーミングライツを3月26日に契約させていただきましたけれども、ネーミングライツのベースボールマガジン社からも、この部分についての市の検討を求められていたという部分も札幌の裁判プラス考慮させていただいたということです。この工事によりまして、内野椅子席については、100%とは言いませんけれども、ほぼ100%直弾道のファールボールについては問題ないと考えております。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議……

8番・山田勝君。

○山田 勝君 結局これは専決で市長が行ったということは、内容については議会がいく

ら否決しようが、内容的にはもう実行のものになります。そういうことでこれが専決に至った事由をもう一度明確にお答えください。

○議 長 市長。

○市 長 今、社会教育課長から説明のありましたように、例えばフェンス、ネットですね。これらは3月二十何日かの札幌丸山球場での判決が、いわゆる球場管理側に瑕疵があると、損害賠償しなさいという判決が出ましたということ。あるいは3月の定例議会中に特別交付税等については、一応3月15日ごろには連絡あったのですが、もう当然ですけれども補正予算の中にその後組み込むというわけにはまいりませんでしたし、ある程度精査の必要もありました。それぞれそういう理由で議会を開くいとまがなかったということでもあります。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 議会を開くいとまがなかったということで、これが5月に入ってから議会を開いてこういう補正は可能ではあると思うのです。それで、例年ですと国保の臨時会を開いたりしているわけで、実際これはまた議会サイドの話ですけれども、5月13日は全員協議会をやっています。ですので、我々議員とすれば集まれる機会は十分あります。

そこで、どういったことでこれを専決としたのかということが——そうしますと最初に言いましたように、執行部側が行った内容について我々議会がいくら否決しようが、事実としてはもう実行されるものです。承認しなくてもそれは世間に一般に有効なものとなっていくわけですけれども、専決についてどうもちょっと理解しがたいと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 ご承知のように、3月31日までいわゆる議決専決をしておかなければ、年度内の執行はできないわけですね。どうしてもフェンスみたいにまだ工事ができない状況、それはもう繰り越しでありますから、そういうことや5月になって専決なんてことは、平成26年度予算でできるはずがありません。ですので、そういうことであります。しかもただ、想定的な地方交付税がこのくらい追加になったとか、その程度のご報告はできますが、予算としてきちんと議決をいただく内容を精査するには、やっぱり時間かかるわけですので、そういう形でとにかく3月うちにきちんとしなければ執行がままならないということで専決をさせていただきました。

そして、最後の残りはまだいろいろ確か出てくるのですね。5月までが会計閉鎖であります。増減これらについては決算でまた皆様方からご承認いただく。こういうことでありますので、これは議会の皆さん方がどう思われるかわかりませんが、必要最小限の専決だというふうにご理解いただきたいと思います。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 1点お願いしたいのですが、23ページの消融雪施設新設改良事業費の流雪溝の整備工事費ということで、補正で440万円減額ということですが、どうも私の印象なの

か、流雪溝の予算がついたなと思うと補正で落ちてみたりということが何回か繰り返されているような気がするのですが、この辺、ちょっとどういった意味でこれが減額になったかお知らせを願いたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 流雪溝整備工事費でございますが、名称がこうなっておりますが、実際やっている内容は石打の関関山線の側溝整備でございます。交付金事業の項目に該当させるという意味でこの名称をつくらせていただいております。継続する工事の今年度の精算ということで400万円を減額させていただいたものでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号報告は原案どおり承認されました。

○議 長 日程第15、第7号報告 専決処分した事件の承認について（平成26年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第6号））についてを議題といたします。説明を求めます。
市長。

○市 長 第7号報告の南魚沼市病院事業会計補正予算、平成26年度分であります、第6号について専決処分のご報告を申し上げます。今回の専決処分につきましては、平成26年度の病院事業会計決算を試算いたしましたところ、3月の電子カルテ先行導入時の患者及び職員の混乱を防ぐため、入院外来の診療制限を行ったことなどが影響いたしまして、医業収益が減収となりまして資金不足が生じる見込みとなりました。そのため急遽一般会計から1,300万円の追加補助を受けることとしまして、補正予算を3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

内容につきましては、収益的収入におきまして入院収益を1,000万円及び外来収益を300万円それぞれ減額し、医業外収益に一般会計補助金として1,300万円を追加したものであります。

以上でありますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成26年度の決算見込みという資料もついておりますので、それとあわせてお聞きをしたいのは、収益的収支で5億5,636万円のマイナス分が出るだろうという見込みでありますけれども、大和病院については人件費の部分で非常に頑張っておりまして、とにかく医師も看護師も大量に集めるのだという部分でやっておりました。そうした中でも患者の減ということは、医師が退職なされたという部分で診療科が若干縮小したという部分もありました

けれども、平成 27 年度新市民病院開院に向けて医師や看護師のほうの確保について懸念はないのか、ちょっとお聞きをします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 職員の確保の問題でございますけれども、正直を言いまして、今この魚沼医療圏はやはり看護師それから薬剤師等が大変確保が困難な状況にあります。ほかのコメディカル部分については、11月の医療再編に向けて何とかスタッフの確保は既に完了したという状況です。

ただ、看護師については、もちろんこれは医療法上の基準は既にクリアしていますので、そういった部分で開院の問題になるかといえば、ここはもう特に問題はないですけれども、ただ、今後医療体制を詰めていく中で、両方11月から新しい病院に移るものですから、移った当初そういう意味では若干職員も動線も含めて慣れるまで時間はかかります。そこで十分な数が確保できるかという、これはもうチーム医療を今しっかりと組み立てて、リハーサル等を含めた中でやっていくということになります。看護師については実はもう少し確保したいということで、今年度も4月から募集をかけている状況です。ですが、まだなかなか目標数の確保ができていないという状況がございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、大和病院の場合はこの魚沼圏の中では、そういう意味では実数が例えば減るとか、予想を超えて多く基幹病院のほうに移るということもございませんでしたので、そういう意味では一定の数は確保ができてございます。あとは11月に向けてもう少し看護師の部分の特になんとか確保するというところでいきたいと思っています。

また、医師につきましては、今、市立六日町病院が開院してございますけれども、そちらに基幹病院それから新大を中心にして先生方が来ておられます。それらの先生方にこれからもまたお願いする中で、基本的に市民病院に患者さんと一緒に引き継いでもらうというような形で何とか対応していきたいと考えています。ですから、あとは11月までもう少し看護師が確保できれば、そういう意味では十分な体制で移動できるのではないかと今のところ考えています。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3日ほど前でしょうか。基幹病院の看護師、技師等の10名単位でありますね、70名とか60名募集というのが出ておりました。給料的なもので非常に厳しいものもあるということで、平成26年度かなり頑張って看護師確保に努めたと思いますけれども、聞くところによれば民間病院も看護師を相当抜かれたといいますかね、移動もあったという状況も発生をしております。なかなか難しい部分でありましようけれども、新規募集で果たしてどのくらい来るかというのは、現場の皆さんのお力かなと思っておりますので、頑張りたいと思います。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号報告は原案のとおり承認されました。

○議 長 日程第16、第11号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。執行部に説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第11号報告についてご説明申し上げます。南魚沼市一般会計継続費の平成26年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出を終わらなかったものにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりまして、議案3ページの別紙継続費繰越計算書を調製し、平成27年度へ逐次繰越いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

第11号報告、3ページをお願いいたします。3事業の継続費繰越計算書であります。平成26年度の当初予算でご決定いただきました魚沼荘改築事業、平成25年度の当初予算でご決定いただきました。その後、直近では平成27年3月補正で変更の決定をいただきました新市立病院整備事業、それから平成26年度当初予算でご決定いただきました消防救急無線デジタル化事業の継続費でありまして、3件の総額は73億1,500万円でございます。

繰越計算書には事業別継続費の総額のほか、平成26年度継続費の予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度逐次繰越額、財源内訳と記載されておりますのでごらんいただきたいと存じます。

なお、魚沼荘改築事業及び消防救急無線デジタル化事業の財源内訳、特定財源のその他につきましては、湯沢町からの受託事業収入で、新市立病院整備事業のその他は病院事業会計からの受託事業収入でございます。平成27年度への逐次繰越額は、表中ほどの翌年度逐次繰越額の列に記載のとおり、魚沼荘改築事業で1億6,281万8,832円、新市立病院整備事業で15億7,812万870円、消防救急無線デジタル化事業で2億9,656万2,200円の計20億3,750万1,902円でございます。

なお、繰越額の内訳は、工事費と工事施工に係る監理監督業務委託料がほとんどでございます。

以上、第11号報告 継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 衛生費の新市立病院整備事業についてお聞きしたいと思います。前々から遅れていまして、継続費の変更があることは承知していたのですが、こうやって改めて数字を見ますと、平成26年度、30億円のところ15億円を繰り越してしていると。平成27年度も予算がついているわけで、どんどん継続して繰り越しをけつに回しておけばいいのですけれども、もう平成27年11月開院ということでけつがなくなっているわけなので、

そこら辺の11月開院の見通しですね。どんどん繰り越してきているわけですが、ここで改めて開院は大丈夫だということの見通しのところをお聞きしたいと思います。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 開院の見込みでございますが、11月1日開院ということでしております。確かに——確かではないのですが、昨年の状況、12月から1月の大雪の状況で、正直申し上げまして2か月強、半ぐらいちょっと遅れておりました。その後、したがいまして繰越額もちょっと大きくなったというところがございます。その後でございますが、4月、5月で約1か月ちょっと工期的に取り返しまして、ほぼ9月25日ぐらいを引き渡しとしておりましたが、若干今のペースで行くと早まるのかなというところまで追い上げてまいりました。

ただ、現場は土日と残業をかけております。それを私どもは人件費をつぎ込むというわけにはいきませんので、企業努力の中で土日出勤をしていただいで頑張ってもらっているというところがございます。したがいまして、当初の9月上旬の引き渡しに近づくのではないかなというのが、今の私どもの見方でございます。以上でございます。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第11号報告 継続費繰越計算書についての報告を終わります。

○議 長 日程第17、第12号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市病院事業会計）を議題といたします。執行部に説明を求めます。

大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは、第12号報告 継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、南魚沼市病院事業会計継続費の平成26年度割額に係る支出予定額のうち、支払義務が生じなかったものにつき、別紙のとおり繰次繰越しをいたしましたので報告をいたします。

3ページの平成26年度南魚沼市病院事業会計継続費繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。2款新病院事業資本的支出、1項建設改良費、新市立病院整備事業委託におきまして、平成26年度継続費予算現額の35億7,827万4,450円のうち、建設工事費及びコンサルタント会社への委託料と当該年度内に支払い義務が発生した額が20億15万2,820円、残額の15億7,812万1,630円につきましては、当初想定より降雪時期が早く大雪も影響しまして、躯体工事が遅れたということから、平成26年度の予定工事分が未着手となりまして支払い義務が発生しなかったため、平成27年度へ繰り越すものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第 12 号報告 継続費繰越計算書についての報告を終わります。

○議 長 日程第 18、第 13 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 13 号報告につきましてご説明申し上げます。平成 26 年度南魚沼市一般会計補正予算第 8 号及び第 9 号でご決定いただき、本定例会での専決第 24 号 平成 26 年度補正予算（第 10 号）でご承認をいただきました、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成 27 年度に繰り越しさせていただき繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告申し上げるものでございます。

議案 3 ページから 5 ページが繰越計算書でございますのでご覧ください。それぞれ款、項、事業別に金額、翌年度繰越額、財源内訳と記載しております。件数で 25 件、繰越明許費の総額は 5 ページ最下段の合計欄にありますように 16 億 1,542 万 9,000 円で、平成 27 年度に繰り越した額は 15 億 3,049 万 5,500 円でございます。財源内訳といたしましては、既収入特定財源が 2 億 1,927 万 8,000 円、未収入特定財源が国県支出金で 4 億 1,746 万 2,500 円、地方債が 7 億 3,300 万円、その他特定財源が 1,723 万 9,000 円、一般財源が 1 億 4,351 万 6,000 円でございます。

7 ページから 9 ページに資料といたしまして各事業の説明を記載しております。あわせてご覧いただきたいと存じます。なお、今回の繰越明許費には平成 26 年度国の補正予算第 1 号として、国が進める地方創生の一環であります地域住民生活緊急支援のための交付金事業として 2 億 800 万円ほどが計上されております。

繰越明許費の主なものといたしましては、3 款 2 項保育園等施設整備事業費のわかば及び野の百合保育園への施設整備補助金、4 款 1 項病院事業対策費の新市立病院への建設出資金、7 款 1 項地域消費喚起実施事業の今年度間もなく発行されますプレミアム商品券など、8 款 2 項道路新設改良事業費の社会資本整備費総合交付金事業などとなっています。

以上、13 号報告 繰越明許費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 細かいことで悪いのですが、7 ページの下段から 2 行目、太陽光発電システムの補助金についてであります。いろいろ報道されているわけではありますが、太陽光発電についての国民負担、これが 1 つは電源の不安定ということ。あるいはまたもう 1 つはあまりにも高額になり過ぎてきて、さまざまな契約について悪質なものも出てきているということが報道されております。大きくここで買い取りシステムについては見直し、転換がされるわけではありますが、このとおり我が町はこうして継続をしていって、将来あれでしょうか、向こう 1 年間の市民との契約の中で問題がないと思っておられるか。その辺について聞かせ

てください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 太陽光発電につきましては、今年度の動きですと10キロワット以下につきましては今までどおり買い取りをしていただけるということで、これについては確認をしてあります。今私どもの要項でも10キロワット以下ということでさせてもらっていますので、計画どおりにもし希望があれば実施できるものだと考えております。

○議 長 ほかに。質疑を終わることにご異議ございませんか。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2点伺います。1点目はCCRCのお試し居住等というところの1,000万円についてですが、どういった計画が今進んでいるのかひとつお聞きしたいと思います。

もう1点がプレミアム商品券、これについて総額5億8,000万円ということですが、それについて先般チラシも入ったわけでありまして商品券と飲食券がありますね。飲食券にと、それぞれで使うものというふうに私は思っていたのですけれども、ある店先にどちらの券でも受け取りますと。例えばお酒を売っている店先で。そうすると、それぞれの目的というのはどういうものなのかというのがちょっとわからなくなってきました。プレミアムは20%と25%で、同じガソリンを入れている店屋さんでそういった券が両方使えるということについては、どういう計画でこういうことになるのかなと思います。いかがでしょうか。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1点目のCCRCの関係でございますけれども、繰越明許の予算で1,000万円ほど予算をいただいているところでございます。事業名にございまして、移住定住促進事業ということで、CCRCもその中に含まれているということでございます。CCRCにつきましては、そこへ説明欄にありますとおりでお試し居住ということでございますが、今、国のほうでも有識者会議でいろいろな検討、調査が進められているところでございます。それと重複しないようにこの地域独特の内容で進めるものにつきまして、どんな形のお試し居住がいいのかというのを今検討しているところでして、具体的には7月1日に現在会議の開催を予定しておりますが、そこで報告を申し上げる形になると思います。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 プレミアム商品券と飲食券の関係でございますが、これは各商工会のほうで事業者登録をさせていただいて、そちらのほうで名乗りを上げていただいて使えるという部分を登録させていただいて、そこで使えるということでございます。一応は商品券それから飲食券となっておりますけれども、登録されていれば使えるということでございます。以上です。

〔「それじゃあおかしい。部長、そういう答弁じゃなくて25%も20%も両方みんなやたらに使えるがだかということを知っている。その使い道の25%はこういう店屋だと、それははっきり言わないとだめだ」と叫ぶ者あり〕

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 基本的には飲食券のほうが25%でございますから、いわゆる飲食に係る部分ということで登録をされています。商品のほうは20%ですが、事業者として商品券を使えるということで登録されていれば、その部分については両方取り扱える店も出てきているということでございます。

○議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段の、計画では5月という話でありましたので、5月が過ぎているがなということで、この新緑のすばらしいところをお試しでまず住んでいただいて、そして徐々に極寒の冬をと、こう私は考えたのですが、その辺がまだ7月から対応ということになると、ちょっと計画がかなりずれ込むなという感じがするのですが、もう一度伺っておきます。

もう1点はプレミアム商品券について、私の理解が足りないのかどうかというところですが、今の答弁でいくと私と同じ考え方を部長はしているなと思うのです。飲食券と商品券それぞれの登録業者は、両方扱っていただければいいですけども、そうでなければ別々のものだと私は考えた。ところが、店先に「両方取り扱います」と。酒屋さんが、酒を売っているだけですよ。酒だから飲食に関係するからと思ってみたのですが、もう1つは今度ガソリンスタンドにありましたね。それはいろいろのまたガス機器等も売っていますけれども、そこに両方扱いますということは、ガソリンを入れたものに関して両方の券を支払いに使えるということだと思っております。登録してあればどちらでもいいですということは、ではどちらも登録できているということだと、私はなるほどなど。ではどういう審査をしているのか、ここが聞きたくなってくるわけでありまして。どうでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長 お試し居住の実施時期というお話でございます。以前より説明申し上げているとおり、理想としましてはこの地域の四季折々の自然を、お試し居住で参加していただきたいというふうに想定しておりまして、そういう説明をしてきたところでございます。

ただ、このCCRCは国のほうの有識者会議の報告等を見ましても、非常に考えなければいけないポイントというのが絞られてまいりました。うちの南魚沼版CCRC、国際大学との連携ということでお話をさせていただいておりますが、その中で大学と連携した中で、特に社会貢献の部分ですけども、どんなことができるのかというのを詰めてまいったところでございます。

状況としますと、今、国際大学の留学生の皆さんから多大なご協力をいただきながら、国際理解教育ということで小学校に派遣しております。今年度でいえば延べ40回、人数で言いますと127人の方が今計画として小学校へ訪問いただくような国際大学との連携事業もございますけれども、この辺をお試し居住に来ていただいた方からもぜひ一緒に体験をしていただくほうがいいのではないかとということで、そういう時期に合わせた組みかえ、内容に変更をかけているところでございます。

それとあとはお試し居住の場所ですけども、空き家等大分物件を探したのですが、なか

なかいい状況ではございません。それから、アパートの空き等も探した中では適切なサイズのものがないということで、こちらも工夫を今しているところでございます。特に国際大学のゲストルームが1月からは空きがあるということですので、冬の期間は特に大学の敷地内にありますゲストルームを使いたいなど、そのような計画で今、進んでいるところでございます。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 ガソリンスタンドで飲食券と両方は使えないはずでございます。商品券のほうは大型店の券と、それからいわゆる一般小売といいますか小規模で使えるものがあって、小規模のほうで使う場合は大型店の専用券も使えますが、大型店のほうは小規模店で使うやつは小規模店だけでしか使えませんので大型店では使えないということです。いわゆる大型店の分も商品券は使えますよということで表示してあるのであればわかるのですが、飲食券も両方使えるというのがガソリンスタンドであるというのは、使えないはずでございます。あと飲食券についてはいわゆる商品券、飲食店については登録されていれば商品券も使えるということでございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 前段のCCRCについてですが、これが計画——要するに予算が先についてしまった、だからということにならないように。一番やはり簡単なことは、簡単なことと申し上げて申しわけないのですが、国際大学だったら国際大学の世帯寮とかというのが、かなり昔、日本人もいっぱい来ていた時代は、多分空いているのではないかなと私は思っていたもので、そういうところでやるのかなと。とりあえずそういうところで始めてみようということだかと思ったら、どうもアパートとか空き家とかなんて始まる。空き家のごったくなんか始めれば、時間がかかりますよ。快適に住んでもらうなんて話になれば。ですから、もう少し計画をきちんと立てて試行して、そしてその結果をどうだったかということをお早く検証しないとなかなか大変だなというふうに思いました。

あとプレミアム商品券については、飲食券と商品券を分けたのが非常に問題を起こしたなという感じが私はしたのです。なぜかと言うと、要するになぜでは20%、25%というのがあるのかというのもわからない。別に商品券という形であれば、今までみんなどこでも使えて、どこでもやれたわけですね。非常に複合的な考え方をしているもので。私は水を差すような話をしようというわけではないのです。ただ、それについて、なぜ分けたのか、分けた効果というのはこれで出るのかなと思ったものでそういうのをたまたま——私は2軒しかまだ見ていませんので、もう少し見てみないとですが。ちゃんとした印刷した物件のチラシでしたが、以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 プレミアム商品券の件でございますけれども、結果的には市報のほうに出ていましたので、結果的にはこうなったと思うのですけれども、そこで私は確認をしたいと言うか聞きたいのは、3月議会で多くの方たちが、プレミアム商品券に関していろいろな角

度でどうしたらいいか知恵を出しながら、我が地域としてという形で質問したかと思うのです。その中で検討いたしますということになって、最終的には全く当初の発表どおりの結果になったわけです。けれども、実際に例えば子育てとかそういう部分をどのような検討をされたのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3月議会のときにその話が出まして、我々も実施主体である商工会のほうと検討を重ねてまいりました。他の自治体等ではいろいろ先行販売、いわゆる商品券が確実に子育て世帯そういった福祉関係のところに行き渡るようにということで先行販売をしたりとかといういろいろな事例もございます。けれども、市の場合はまず各世帯といいますか、4万枚発行するものですから、必ずそのはがき、整理券を渡して、まず買う意思のある方につきましては全世帯に最低限は行き渡るということ。余ればその部分を追加で購入できるようにするというところで考えております。

そういった、いわゆる先着順で行き渡らないケースが出てくるということはないという制度にしたものですから、いわゆる先着順ではないと、全部に行き渡るということです。あとは商工会のほうの実施主体になるものですから、いろいろ多子世帯あるいは子育て世帯という部分での情報的な部分をそちらのほうに開示するといいますかそういったことで、その辺の情報の問題もございまして、今回はいわゆる各世帯に均等に行き渡るようにということを最優先に考えたものでございます。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 結果的に行政が本当にかかわった中で、そういう結果になったのであれば私はいいと思います。言葉は悪いですけども、任せっぱなしになっていなかったのかというところを私はやはり確認をしたいというか、指導性を持っていてもらいたいと思っております。

大和地区などはこれをきっかけとして大和でまた新しくプラスをして、いろいろ起爆剤として考えている。そういうようなものをもっとどんどん皆さん方が提供するのだったら、市内全体にして、本当に経済の底上げをしてもらう。そのような強いリーダーシップを求めたのですけれども、してあればいいのですけれども、その点だけ、今後いろいろこれから地方創生の部分が出てきますので、ひとつ頑張っていたきたいと思っております。以上であります。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今回の件に関しまして、これに限らないのですが、一応市のほうはそれを任せっぱなし、国からの交付金をそのままやって、やってもらうという形ではなくて、市も入ってその中でいろいろな販売のやり方、出張販売もしたりとかそういった企画の中で、市もそこに積極的に入って検討させていただいたということでございます。

○議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 総合戦略策定事業について1点伺います。地方版総合戦略、人口ビジョン

を含むという中で大事なところだと私は感じているところですが、策定業務支援委託というのが資料のほうに上がっています。これの委託先がどういうところなのか。また、市のかかわりは、丸投げというわけではないと思うのですが、どの程度までこの策定支援の委託があるのか。ちょっと具体的にわかったら教えていただきたいと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 委託先につきましては、NPO群馬様になります。これは現在、総合計画の策定作業を進めておりますけれども、その策定支援をお願いしているところでございます。全員協議会でもご説明申し上げましたとおりで、現在、総合計画のほうの策定作業、それと総合戦略の策定作業を同時に進めているわけでございます。当然ですが関連性を持ったものになりますので、その辺を調整させていただきながら、内容を細かく指示させていただきながら、委託業務を進めさせていただいているところでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第13号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第19、第14号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）を議題といたします。執行部に説明を求めます。

企業部長。

○企業部長 それでは、第14号報告について説明を申し上げます。3月議会、平成26年度下水道特別会計補正予算の4号で決定をいただきました、平成26年度繰越明許費につきまして、3月末をもって事業費が確定しておりますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告を申し上げます。

3ページをご覧いただきたいと思いますが、平成26年度南魚沼市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書になります。平成26年度の特環事業につきましては、平成25年度からの未契約繰り越し分を含めまして、106件の工事を発注しておりますが、そのうちの3件、事業費で5,484万円を翌平成27年度に繰り越すものでございます。財源につきましては、社会資本整備総合交付金2,442万円、下水道事業債2,760万円、282万円が一般財源としていくものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思いますが、3件の工事につきましては、泉盛寺地内が2件それから欠之上が1件ということでありまして、今現在事業につきましては順調に進捗をしております、8月末で竣工をする見込みとなっております。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第 14 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市下水道特別会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第 20、第 15 号報告 事故繰越し繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。執行部に説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 15 号報告につきましてご説明申し上げます。平成 25 年度一般会計で繰越明許費として歳出予算の経費を平成 26 年度に繰り越しをいたしました。8 款 4 項流雪溝管理運営費、10 款 6 項南魚沼市郷土史編さん事業費及び 11 款 1 項農林施設災害復旧費において、工事請負契約等の支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のために年度内に事業の完了ができなかったため、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定に基づき、事故繰り越しにより予算の一部を平成 27 年度に繰り越しをさせていただき、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

議案 3 ページが繰越計算書でございますので、ごらんいただきたいと思います。それぞれ款、項、事業別に支出負担行為額及びその内訳、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、財源内訳、説明欄には避けがたい事故事由を記載しております。

支出負担行為額の総額は表最下段合計欄にありますように 6,511 万 1,340 円でありまして、平成 27 年度に繰り越した額は支出未済額と支出負担行為予定額はありませんので、合わせて 1,507 万 5,420 円でございます。財源内訳といたしましては、既収入特定財源はありません。未収入特定財源のその他が 465 万 9,900 円、一般財源が 1,041 万 5,520 円でございます。

また、4 ページには報告資料として繰り越し事業の説明を記載しておりますので、合わせてご覧いただきたいと思います。いずれも平成 25 年度の繰越明許費により繰り越し事業であることから、事故繰り越しとして平成 27 年で繰り越すものでございます。以上、第 15 号報告 事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 毎回このことをちょっと指摘して恐縮ですけれども、教育費の郷土史の関係です。今、説明がありましたように平成 25 年度予算の部分を平成 26 年度に繰り越して、平成 26 年度に繰り越した分が 900 万円だったのですけれども、367 万円執行してあと 540 万円ぐらいまた残ってしまったと。避けがたい事由があるのだということですが、このところは平成 26 年度も 500 万円ぐらいの印刷製本費がついていました。平成 27 年度も同じ 500 万円ぐらいの印刷製本費がついているのですけれども、これだけこう印刷製本費を寄せてしまって、印刷するだけの事業が進んでいるのかというのを毎回聞いて恐縮ですが、どんどん先送りしていついてるだけではないかというような心配もあるのですが、その辺の状況をちょっともう 1 回聞かせていただきたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 本当に明許繰越をした中で事故繰り越しということで大変恐縮でございます。まず六日町史につきましては、全部で6巻ございます。今現在資料編の第2巻が平成23年に発刊いたしまして、今年度といいますか前年度通史編第2巻の近世を発刊いたしました。本来でありますと、資料編第1巻の今回事故繰り越しをした部分について、3月31日までに発刊できる予定でございましたけれども、編集、校正をしていく中で新たな追加の部分、再調査の部分が出ました。編集委員それから執筆委員ともにいいものをつくりたいということで、大変申しわけないのですけれども、平成27年9月30日まで延ばさせていただいたという事故繰り越しでございます。

そのほか今年度予算の中で、民族編を平成27年度に発刊する予定で今、準備を進めております。そうなりますと、あと残りますのが、通史編の第1巻。今、第1巻の資料編がこの9月でできますので、通史編の第1巻を平成29年度、それから通史編の第3巻、近現代を平成27年度でできればあれですけれども、原稿は今年度中にできますが、今年度は民族編の予算のみを盛ってございますので、平成28年度に通史編第3巻の近現代を出させていただいて、全6巻を平成29年までに出版させていただきたいということです。本当に遅れ遅れで大変恐縮でございますが、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、大和町史につきましては、平成28年度に下巻の近現代を出させていただきまして、平成29年度に近世編、それから先史古代編を出させていただきたいと。先史古代編につきましては、前に大和時代に出刊いたしました上巻、中巻、下巻の中に入っている部分ではございますが、その後新たな事実が判明した部分等々を入れさせていただきまして、先史古代編ということで平成29年に発刊をさせていただきまして、それをもちまして六日町史6巻、大和史3巻を終了させていただきたいということでございます。

全体的に3年程度遅れておりまして本当に申しわけございませんが、担当のほうでも十分注意しておりますし、私どもも早期発刊に向けて十分注意をさせていただきながら頑張らせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第15号報告 事故繰り越し繰越計算書について（南魚沼市一般会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第21、第16号報告 予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を議題といたします。説明を求めます。

大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは、第16号報告 予算繰越報告につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費の翌年度への繰り越しを行いましたので、同条第3項の規定に基づき、平成26年度南魚沼市病院事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告させていただきます。

3 ページ、平成 26 年度南魚沼市病院事業会計予算繰越計算書をご覧いただきたいと思ます。2 款の新病院事業資本的支出、1 項建設改良費、医療機器等購入におきまして、平成 26 年度予算計上額 7 億 9,627 万 1,000 円のうち、設計及び建築に多大な影響を与える機器や発注から納品まで長時間を要する機器については、平成 26 年度中に発注契約を行う必要があったことから早期発注契約を行ってきました。しかし、新病院の建設工事につきましても工事途中のため機器の納品も完了しておらず、躯体の工事の進捗に合わせ導入する機器等につきましても今後増工等も予想されるため、予算計上額の 7 億 9,627 万 1,000 円を平成 27 年度へ繰り越すものであります。

よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 すみません、1 点だけちょっと心配なので聞かせてもらいたいのですけれども、そういうことであればそうなのでしょうけれども、前々からちょっとこの件を心配して、平成 26 年度予算で機器を購入するのだけれども、建設工事が遅れていて設置ができないではないかと。できなければ、病院会計の中の流動負債、資産の関係で、これを 1 年先送りすることで資金不足に陥ってしまうのではないかと私はずっと心配をして、そういうことで何回かこの点はちょっと指摘や聞いていたこともあったのです。けれども、額を見ますと 7 億 9,600 万円丸々翌年度に繰り越したということになると、また減価償却の関係もちょっとずれ込んでくるのではないかと私は思うのです。

そういう面で資金不足とかそういう関係、それがあれば今度は負債の借入れができないわね。そういうことでの心配はないのか。こういう事態ですから仕方がない、このことを云々言っているのではないのですけれども、そういう私が懸念するようなことでの心配はないのかというところだけお聞きしたいと思ます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 これにつきましては、当初から実は実施設計をするのに機種確定が必要ですので、これは正式契約を結んで機種が確定して、それによって実施設計に盛り込んで躯体の工事に入れるということになりますので、当初からこれは実際の納品支払は繰り越しをさせていただくということで進んでおります。これは例えば躯体の工事が遅れたために繰り越しになったとか、建物ができなかったために納品ができなかったということではございません。

内容的にはもう当初からそういった想定で、実施設計をするに当たって大型機器等につきましては、全部メーカーの機器の実際に導入するのがどの機械かというのがわかりませんともう設計自体ができませんので、これは当初からこういった形で計画をして、搬入自体は 1 年繰り越して平成 27 年と。当初は 9 月 10 に建物引き渡しの予定でしたが、先ほど 25 日ということで若干延びたという話がありましたけれども、それも今工事期間が徐々に縮まってきているということですから、想定からそう大きくずれないでできそうだということです。

移設自体はもう9月10日から実際に搬入をして当日に間に合わせるといことです。これについてはもう当初から想定の中で進めていますので、資金計画等も含めて想定の中で今のところ動いているという内容になっています。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第16号 予算繰越計算書について（南魚沼市病院事業会計）の報告を終わります。

○議 長 日程第22、第17号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出を議題といたします。執行部に説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第17号報告につきましてご説明を申し上げます。本件は地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を作成し議会にご報告申し上げるものがございます。平成26事業年度南魚沼地域土地開発公社決算書及び平成27事業年度予算書の2種類を提出してございます。

最初に決算書の1ページをご覧ください。平成26事業年度の事業報告書でございます。1の事業の概要でございますが、この事業年度において下薬師堂公共用地及び水無原公共用地の全部を南魚沼市に売却処分をいたしました。この結果、平成26事業年度末の保有資産の公有地の状況は2か所となり、面積で9万4,686.27平方メートル、価格にして前期末から1億6,354万円ほど減の5億2,060万5,843円となっているものがございます。2の業務報告では、今ほどの処分用地につきまして面積と金額が記載されております。3の行政官庁許認可事項では該当がありません。4の理事会の開催状況と次のページの5、役員に関する事項は記載のとおりでございます。

次に3ページ、決算報告書でございます。1の収益的収入及び支出の部分でございます。

(1)収入であります。決算書の欄をご覧くださいますと、1の事業収益で公有地取得事業収益が1億6,543万3,000円、2の事業外収益で受取利息と雑収益は土地貸付料などですが257万8,704円で、収入合計1億6,801万1,704円であります。

なお、雑収益の土地貸付料は、八海醸造株式会社様と賃貸借契約をしております長森総合野外運動広場の貸付料がほとんどでございます。

めくっていただきまして4ページでございます。(2)の支出でございます。同じく決算の額で1の事業原価は、売却土地の原価で1億6,543万3,000円、2の販売費及び一般管理費は、人件費及び公租公課、法人税のほか公有地の草刈り委託等管理費で18万688円、3の事業外費用は短期借入金支払利息で、事務費に係る部分137円の合計で1億6,561万3,825円の決算でございます。

以上、収益的収入決算額合計と支出の決算額合計の差、239万7,879円が後ほど損益計算

書でご説明いたします当事業年度の経常利益でございます。

次に5ページの2、資本的収入及び支出でございます。決算額のところをご覧くださいますと(1)の収入では4億2,000万円の短期借入れを、(2)の支出でその借入金の償還をしておりますが、この事業年度で発生しました費用が、公有地取得事業費で借入金に対する支払利息及び管理費で188万3,919円でございます。借入金償還金4億2,000万円との合計で支出額は4億2,188万3,919円ということでございまして、収入の不足額188万3,919円につきましては、表の欄外米印のところに記載のとおり、損益勘定留保資金で補填しております。

6ページ、損益計算書をご覧ください。先ほどの決算報告書の収益的収入と支出の各項目が、収益、費用、利益に係る損益計算書として反映されておりますのでご覧ください。下の表は準備金計算書でございますが、次で触れさせていただきます。

7ページは貸借対照表でございます。資産の部は公社が持っている財産でございますが、1の流動資産と2の固定資産で、中ほど二重下線の資産合計が前期末から1億2,766万円余り減の5億6,815万7,036円、負債の部では短期借入金が主なものですが、1の流動負債のみで2の固定負債はありませんので、二重下線のところの負債合計で、これは前期末から1億3,006万円ほど減の4億2,024万76円であります。

3項目目、資本の部では、1の資本金は当市及び湯沢町の出資金500万円であります。2の準備金は利益剰余金に相当いたしますが、前期繰越準備金に先ほどの損益計算書の当期純利益を加えまして合計1億4,291万6,960円で、資本合計は1億4,791万6,960円となりまして、最下段の負債資本の合計が前期末から239万円ほど増の5億6,815万7,036円となり、バランスシートを構成しております。

次に8ページをお願いいたします。財産目録として、先ほどの資産及び負債をそれぞれ記載してありますが、差引正味財産は資本合計の額と同額であります。

9ページからは附属明細表であります。アとイは収益、原価の明細表であります。10ページから12ページまでがウの公有地明細表であります。期首残高、当年度増加分、当年度減少分、期末残高と、それぞれの表を掲載してございます。11ページの当事業年度増加分で面積の増加はありませんが、下薬師堂公共用地の諸経費1万8,284円は草刈りの委託料であります。当事業年度減少分では、下薬師堂と水無原公共用地の売却処分により面積及び用地費以下、売却減価の内訳が計上されております。

12ページは平成26事業年度の期末残高でございます。4件記載のうち、長森総合運動野外運動広場用地及び天王町公共用地の2件が年度末現在の保有土地で残高ということでございます。

13ページは短期借入金明細表及び基本金の明細表で、次の14ページはお金の流れを示すキャッシュ・フロー計算書でございます。15ページは、平成26事業年度決算監査の意見書の写しでございますのでご覧いただきたいと存じます。以上が平成26事業年度決算状況でございます。

次に平成 27 事業年度予算でございますが、予算書 1 ページをお願いいたします。平成 27 事業年度の事業計画でございます。魚沼基幹病院の開院に伴い天王町公共用地を新潟県に売却するために南魚沼市へ売却処分するものであります。面積 2,820.89 平方メートル、金額 6,988 万 5,000 円でございます。

2 ページ、3 ページが平成 27 事業年度の予算となりますが、最初に 4 ページ、5 ページの予算実施計画書でご説明をいたします。4 ページ 1 の収益的収入及び支出の収入の部分でございますが、1 の事業収益では、事業計画で説明いたしました基幹病院関連の天王町公共用地の売却収益で 6,988 万 5,000 円の計上であります。2 の事業外収益では、受取利息 1 万 4,000 円のほか、雑収益といたしまして八海醸造株式会社様の長森総合野外運動広場用地の土地貸付料など昨年度同額の 245 万 1,000 円の計上でございます。収入合計は 7,235 万円で、前年度対比では受取利息が減となりますが、公有用地売却収益分がほぼ同額でございます。

次の表、支出でございます。1 の事業原価は、事業収益と連動しまして同額の計上であります。2 の販売費及び一般管理費では、人件費のほか経費といたしまして 2 節の旅費から 7 節の公租公課まで、それぞれ記載の額で 63 万 5,000 円の計上であります。3 の事業外費用で支払利息を 7,000 円、4 の予備費で前年度同額の 10 万円を計上しております。支出合計は前年度比較 6,981 万円ほど増の 7,076 万 5,000 円でございます。

5 ページをお願いいたします。2 の資本的収入及び支出であります。資本的収入では事業実施予定が現在ありませんので、短期借入金を前年度比 1 億 6,000 万円減の 4 億 2,000 万円を計上しております。次の表、資本的支出では、1 項の公有地取得事業費として保有地の支払利息が主でございますが、借り入れ利率の現状と保有地の減少分を見込みまして、前年度比較 100 万円減の 190 万円の計上でございます。2 項の公社債償還金及び借入金償還金では、収入で申しあげました借入金の償還金 4 億 2,000 万円、3 項予備費に前年度同額 10 万円を計上いたしまして、支出合計は前年度比較 1 億 6,100 万円減の 4 億 2,200 万円でございます。

6 ページは資金計画で、受け入れと支払に分けて実際の資金の流れを予測したものでございますが、予算書編成時期が前年の 12 月ごろとなるため、決算により確定する前年度繰越準備金は見込額としての計上となっております。

2 ページに戻っていただきまして、これまでご説明いたしました内容につきまして、第 2 条で業務の予定量と金額、第 3 条で収益的収入及び支出、めくっていただきまして 3 ページ第 4 条で資本的収入及び支出、第 5 条で短期借入金の限度額 4 億 2,000 万円を定めさせていただくものであります。

以上、提出書類の説明とさせていただきますが、景気回復の実感がなかなか伝わってこない中、公共、民間とも土地の動きは鈍くなっております。こうした状況下で、今ほど申し上げたとおり今年度天王町の公共用地が売却処分され、公社保有土地は長森総合野外運動広場用地のみとなります。現在、八海醸造株式会社様への貸し付けにより簿価の上昇を抑制しているところでございますが、公社から南魚沼市に売却処分をした未利用土地も含め、活用、

処分を進めてまいり所存でありますので、皆様からのご協力もよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、確認ですけれども、平成26年度の減少分ということで、用地費が1億700万円ほどでありました。支払利息等々を含めて1億6,543万円というふうでありますけれども、単純比較しても5,800万円ほど土地を買った分よりも高く市が買い取りせざるをえなかったという部分であります。平成26年度に残った分についても、用地費3億5,000万円に対して5億2,000万円ですか、1億7,000万円近い部分がまだまだ売れない限りは残っている。一般会計に入れたとしても、総務部長がおっしゃったように未利用地であります。普通財産でありますから、とにかく早く売って処分しなければならないというのがあります。

先ほどメディカルタウンのところで総務文教委員会の報告でありましたか、7町歩の農地を開発するためにも土地開発公社で買ったらどうだという意見があったということでありまして、先行投資的な部分での取得というのは絶対やってはならないと私は思っております。民間からの申し出があったとしても、メディカルタウンについては、はっきり言ってそんなに急いで開発する必要は全くないわけでありまして、そこら辺は土地開発公社が先行投資的にあそこを買うということは、非常に問題があると思います。それについて今現在どのように進んでいるか、お聞かせ願いたい。

○議 長 市長。

○市 長 メディカルタウン候補地としての分約7ヘクタールあるわけでありまして、これを病院、地域医療対策特別委員会のときに提案があったのではなく、私のほうからそういうことも考慮しなければならないだろうということを申し上げたわけでありまして。と申しますのは、ご承知のようにまず農振法から除外するのに相当、農振法、農地法、大規模小売店舗法、いろいろあるわけですね。まずは農振法の除外であります。今の場合は第1種農地から第3種農地に格下げをしたのです。なぜそうなったかと言いますと、我々のほうでインフラ整備をそこへやりますよと、そういうことも含めて第3種になった。しかしそれでも、そこでようやくそこを除外して転用して施設が建設された場合、農業関係の皆さんを従業員の3分の1以上を採用することと、こういう条件がついておりまして、その採用契約を結んで、ようやく農振法が除外になって今、農転あるいはこれから大規模小売店舗となっている。

この制約は非常に——企業が例えば進出したいと言ったときに、これをやっても1年から1年半かかります。しかもそれが確実に除外されるという保証が全くありません。このままですと、ほぼあそこに進出して来るだろうと思われる部分はなくなるのではないかという思いが非常に強いわけです。しかもあの部分には全て農業用水がパイプラインでありまして、それも当初のパイプラインでありまして管がエタニットタイプです。今ウエルシア等が出てくるところについては、これは全部市のほうでその管を移設して、下流側のほうに水をやらなければならないわけですね。将来的に開発されるとすれば、簡単に言えば無駄な投資

になるわけです。出てくる皆さん方は極力基幹病院に近いほうに来たいわけですから、いわゆる上流部から大体計画が出てくる。そうなりますと、それを延々と繰り返して最後の1枚の田んぼのところまでパイプラインを全部1回布設がえをしていかなければならない。大変な損失といえますか。

ですので、そういうことがうまく解決できるようであれば、開発公社を利用するなりあるいは一般会計でもいいのですけれども、あそこを一括買収して農振法の除外とか、大規模小売店舗法はこれはもう、でかい場合は出てくるわけです。これは免れるわけにはいかないですけれども、農振と農転の部分の解決がうまくそのことによってできるようであれば、そのことは考えなければならないということを申し上げているところであります。やみくもにただ買収してしまえということではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。まだ買うとかなんてことを決めたわけではない。そういうこともちょっと考慮しなければ、なかなか進まないということを申し上げたところであります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 あの地域についてはメディカルタウン構想の部分で3年ほど前でありましたかね。民間もかなり消費の部分で調査に来たこと。何社か来たという中で、商圈としてどうなのかという部分を民間の方が厳しく見て、そこでなかなか出店にならないという部分もあると思います。条件的にどうかということがありますがけれども、1年半や2年ぐらいであれば、私はそれほど急いでやるべきものではないだろうと思っております。ただ、宣伝的にあそこにそういう規模の方に来ていただきたいという思いがありますけれども、それでも先行投資ということは十分注意しなければならないと思っておりますので、そこは十分に考えてやっていただきたい。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの報告で、あと公社として残るのは長森の運動公園ということになるということです。市長は一般財源化をする予定ということですが、いかんせん大きい品物であります。その都度聞いて申しわけないのですが、実質的には八海醸造さんがほとんど利用していくものかなと捉えています。地価があまり下がらないうちに早目の結論が出るようなのかどうかひとつ、その辺をお聞きしておきたいと思っております。かなりの差があるのかどうか。その辺もひとつ。

○議 長 市長。

○市 長 時価と原価、これにやはり相当の違いがございまして、不動産の評価をいたしますと相当やはり低い値段。しかし、時価は買収した金額でありますので、相当額に上っているということで、開きはやはりございます。相当の開きがあります。それをどう調整できるかということで、今おっしゃったように我々も八海醸造さん以外に特に考えているところもありませんし、八海醸造さんもあそこを活用してまだいろいろ事業をやっていきたいということはおっしゃっていますので、あそこになると思うのです。けれども、これはなか

なかその差を埋めるに何があるかと言われますと、そう簡単なことではないような気がしています。

いずれにしても何とか、これをずっとこのまま公社で保有していいものでもありません。ですので、いずれかの時点で議会の皆さんにもお諮りをした中で、その差額をどの程度までお互いに歩み寄れるかは別にいたしまして、差額が出ないというわけにはどうもいかなような気がしています。その辺は今もう少し交渉させていただくということでやっていますけれども、非常に厳しい状況であります。

しかし、処分を早くしなければ、いろいろ申し上げても、今貸している貸し金で利息分は何とか補っている程度ですから、元金が減っていくわけではありませんので、その辺も含めて総合的に判断させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 借りるほうも貸しているほうも、それぞれが負担が増えることですので、やはりきちんとした交渉をやっていかないと、インフラ整備は道路をこうして切っ飛ばし、こういう利用計画に沿うようなインフラ整備をせいと、いろいろなことが出てくるかと思うのです。そうするとお互い制約の中でやるということになると、どういったでは開発ができるのかということにぶつかるわけありますので、早急な対応をしていくべきではないかと私は考えています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第17号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出の報告を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時20分といたします。

〔午後3時04分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後3時20分〕

○議 長 皆さんにお諮りをさせていただきますが、ただいま審議の手續に不手際がありました。そのことについて、ただいま議会運営委員会を開催させていただきます。日程第11、第3号報告と日程第12、第4号報告についてこれから承認を求めたいものでありますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、そのような形で進めさせていただきます。大変、不手際があり申しわけありませんでした。

ここで再度、日程第11、第3号報告、日程第12、第4号報告について承認を求めるものがあります。

○議 長 それでは、日程第11、第3号報告 専決処分した事件の承認について（南

魚沼市税条例等の一部改正について) 承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第3号報告は承認されました。

○議 長 次いで、日程第12、第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例等の一部改正について) 承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第4号報告は承認されました。

大変ありがとうございました。

○議 長 日程第23、第18号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第18号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出について説明をいたします。この報告につきましても第17号報告と同じように、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、書類を提出するものでございます。

資料のほう、事業報告書をまずご覧ください。1ページ、第1の事業概要でございます。平成23年7月の新潟・福島豪雨災害の影響によりまして、復旧工事が継続を現地ではされておりまして、ダム周回道路の交通どめ等で十字峡登山センターの売店、あるいはしゃくなげ湖のオートキャンプ場などの営業を再開することができなかつたために、来場者の減少が続いて収益に大きな影響を受けたものでございます。

各事業報告でございます。大きい1番の公益事業は、平成25年4月、一般社団法人に移行に伴いまして、旧法人から引き継ぎました公益目的財産を、県知事が認可しました公益目的支出計画に基づいて、計画的に支出執行するものでございます。ダム周辺の美化活動あるいは地域の活性化を図るためのイベントを行ったものでございます。

事業報告2ページの③三国川ダムの景観事業でございますが、ダムを訪れる人々に楽しんでもらうためにプランターの花植え、あるいはダム堤体に芝桜の移植を行いまして、ダム周辺の美化活動を行っております。

また、④のしゃくなげ湖まつり、これにつきましては「森と湖に親しむ旬間」これは7月21日から月末31日までの期間でございますが、合わせまして7月21日にしゃくなげ湖まつりを実施しております。昨年度につきましては、あいにくの雨模様でございましたけれども、1,650人ほどの来場があったという報告になっております。

3ページの大きい2番収益事業の1番、食堂売店事業でございます。昨年に引き続き観光センターの営業につきましては、経費節減のために週4日の営業としまして、ダム管理棟の売店それから十字峡の登山センターの売店、これは豪雨災の影響で営業休止をしております。なお、登山センターにつきましては、登山客のための2階の宿泊場所とトイレについては使用できるようになっております。

次の2、指定管理業務としては、しゃくなげ観光センターそれから十字峡の登山センター、わらびの多目的運動公園の各施設管理を行っております。施設の老朽化に伴う計画的な修理が課題となっております。運動公園のグラウンドにつきましては管理状況もよくて、サッカーの合宿など利用者からは大変好評価を得ているところでございます。

4ページに移ります。3のキャンプ場事業につきましては、事業概要のところでも説明しましたけれども、ダムの中ほど市道側にあるしゃくなげ湖オートキャンプ場、これは災害による通行止めのために営業休止となっております。それから、観光センターの下のところにありますわらびののオートキャンプ場は、全体としては利用客も多くなってきてはいるのですが、昨年は台風あるいは雨の影響で、お盆時期にちょっとキャンセルが出たということもありまして、営業に影響が出たということを知っております。

4の受託事業は市の委託によってサル被害防止パトロール、これは2名体制で実施をしたものでございます。

続きまして決算報告書の資料のほう、2ページをご覧ください。正味財産の増減計算書の1の(1)経常収支の合計でございます。これは太線で囲った3段目のところですか、経常収支の収益の合計は1,716万円となっております。昨年比99.2%で13万円ほどの減額となっております。事業収益のうち、食堂あるいはキャンプ場の収益は増というふうになっておりますけれども、売店収益やサル被害防止パトロールの受託事業収入が減となっております。今後、ダム周回道路の復旧によりまして、食堂やキャンプ場利用客のさらなる増加を期待しているところでございます。

中ほどの(2)経常費用でございますが、一般財団法人へ移行した平成25年度から、食堂と売店それからキャンプ場指定管理事業などの事業費と、法人運営のための管理費これに分けて経理をしております。役員報酬あるいは賃金などにつきましては、それぞれの事業従事割合によって案分して経理をされております。

3ページの中ほど、経常費用の計でございます。線で囲まれた2段目のところになると思いますが、1,877万円となっております。前年比97.2%、52万円ほどの減額となりました。管理運営に当たりましては常に経費の削減に努めているところでございます。

当期の一般正味財産減少額は167万円、これはいわゆる赤字というふうになってございます。当期末の一般正味財産合計額は4,855万円となりました。公益目的支出計画に基づきます支出を除きますと、赤字幅は小さくなってきております。しかし、豪雨災害の影響で通常営業ができないということで、依然として厳しい経営状況となっております。一刻も早いダム周回道路の全線開通が待たれるところでございます。

続きまして、平成27年度の事業計画及び収支予算のほうの資料をご覧ください。1ページをご覧ください。平成27年度は平成23年の豪雨災害による影響で、通行止めだった市道部分が開通の見込みとなり、周回道路として利用できることを期待しておりましたけれども、県道部分につきましては、雪消えに伴う部分的に崩れたようなところ、そういった箇所への撤去工事等が必要であることから、県のほうに対しましても早目の対応を要望しているところ

でございます。

1 番目の観光啓発事業としましては、三国川ダムの景観形成事業としての花植え活動、しゃくなげ湖まつりなどを行うということにしております。

2 ページをご覧ください。しゃくなげ観光センターにつきましては、食堂メニューの改善あるいは営業日の調整などで、経費の改善を図っていくということとしております。

3 番目の十字峡の登山センターですけれども、豪雨災害の影響で飲料水が確保できなくて、現在は登山者のために雨水によるトイレの利用、それから仮眠所のみを使用ができるという状況になっております。食堂、売店の営業再開の見通しは立たないという状況でございます。

3 ページの 4、ダム管理棟の売店でございます。これにつきましても、豪雨災の影響で今まで営業休止をしておりました。その関係で、来場者の状況等をみながら、営業再開の時期を探ることとしております。

5 番目、ボートパーク関連のしゃくなげ湖のオートキャンプ場、これにつきましてはダム周辺周回道路の状況によって、営業を再開する予定としております。

釣り堀については復旧工事が続くため、引き続き営業休止というふうになります。

6 のわらびの運動公園・キャンプ場につきましては、グラウンド利用者の評判がよいことから管理経費の節減に努めながら、さらに営業に力を入れて集客に努めることとしております。ことしの夏休み期間については順調に予約が入っているということで聞いております。

4 ページの受託事業、サル被害防止パトロールこれは引き続き、群れの行動調査あるいは追い払いを実施するという予定になってございます。

資料の最後 5 ページの平成 27 年度の予算でございますが、収入支出各 1,993 万円の予算額となっております。事業収入では受託事業のサル被害防止パトロールにつきましては、国の補助が受けられることとなったために、体制を充実して実施するというようにしております。また、キャンプ場収入ではしゃくなげ湖のオートキャンプ場の再開を見込んで予算計上しております。しかし、災害の影響の関係で先ほど説明しましたように、道路復旧などに不確定な部分もございまして、計画的な営業活動ができないということで、依然厳しい状況となっております。さらなる経費の節減を図りながら、運営していくということとしております。

以上で 18 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 今ご説明いただきまして、大体わかったような感じがするんですけども、事業の中でやって、今、何遍も出てきたように、ダムの周回はなかなかできないというのが、一番毎年しているわけです。やはりその中で私も、市としては指定管理者ということで 330 万円ですか、お支払いをしているわけです。内容を聞くとわかるような気がしないでもないんですけども、その根拠ということを聞かせていただきたい。やはり管理、しゃくなげ湖とかオートキャンプ場、釣り堀とかはやっていないわけですよね。やっていない中で、十字峡とかいろいろの事業ができない中で、同じ金額をずっと指定管理者として払っていくとい

う。決算の内容を聞くとわからないでもないような気がするんですけども、その筋というかその部分を、ほかの部分とも兼ね合いがありますので、ちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

やっぱり今、事業が週4日しかやっていないということでもありますので、そうしたときとし中に何とかというふうに、ありますけれども、現実に見通しはどうかのだろうかと、やっぱり私どもすごく心配なわけですよ。その点、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 指定管理の部分で観光センター等がございます。予算的な管理料の部分につきましても、平成26年度については若干、管理経費の関係で下がった部分もあるんですが、一応、例えば観光センターであれば週4日という営業であります。登山センターも運動公園も管理をしないでいいという形にはなりません。従業員のほうも忙しいときは臨時的に雇い、忙しくないときにはいわゆる通常管理をしてもらっております方のみで、周辺のいろんな整備、十字峡のほうにもトイレが使えない、雨水というようなことでそれも満足にできない部分がありますので、例えば水を持っていったりとか、くんでいったりとかということもしております。

そんなことでなかなか通常営業ができなくて、半分だからといって管理料も半分ということにはなかなかならないということだと思います。観光センターの食堂営業が週4日というようなことで、当然ほかに来られる方については、いつ来てもらってもオープンはしているわけですけども、そういった経費の部分についてはやりくりをしながらやっているということなんです。

今後の見通しということでございますが、本来もうことし何とか県道部分も含めましてオープン周回できるという予定でいたのですが、春先の雪解け等で県道部分につきましては土砂が道路のほうに落ちてきているという部分がございます。この辺の安全確保という面から県のほうにも対策をお願いしている部分ですが、なかなかめどが立たないということです。今後また荒れた部分、山の中の荒れた部分等、状況によって、雨がまた梅雨時期あるいは冬場ということで、その春先になるとまた土砂が流出してくるという部分も考えられますので、なかなか完璧にもうもとどおりになりますという見込みというのは、今のところ立てられないという状況でございます。

何とか市道部分については、オープンして十字峡まで行って親水公園のところまでUターンだけでもできてくれれば、奥のキャンプ場のほうも使えるようになるわけですけども、なかなか不確定な部分で営業を続けていて、またもし何かあったらという部分が心配されますので、その辺は状況を見ながらということでございます。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 内容を聞きますと、なかなか今すぐことし中という感じじゃないような気がいたしまして、本当に何とか一日でも早くな、という思いで聞かせていただきました。

その中で、私どもが言うのはどんなものかという気もしていますけれども、心配なもので

あえて聞かせていただきます。一時金、短期借入金が 100 万円ことし計上されておりますけれども、こういう状況の中で 100 万円借りている。そして私が見るのはこの財産目録の中で定期預金が 1,000 万円あります。それと普通の 500 万円は別としまして定期預金です。あとは国債が 300 万円あります。そういう部分というものを何とかうまく活用できないのかというのを、やっぱり私は感じるわけですが、ここはもう絶対手をつけられないものでしょうか。

やはり、私は現場の部分で、すごくこの部分を少しでも今は緊急時でありますので、乗り切れなければいけないからというふうに感じているかなと思うのですが、その点のお考え方等をお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 説明の中でも申し上げましたけれども、公益的目的の支出というのがございました。これは一般財団法人ということで平成 25 年に財団の制度が変わったといいますかシステムが変わりまして、その移行ということでなったわけです。そのときには財産の処分といいますか、事業を継続するというに関しましては、引き継いだ財産を公益的目的に使いなさいと。さもないと解散をすればその市に返すなり何なり、もとの出資のところに戻すということになるわけです。ですが、事業を継続ということでそのときに引き継いだ財産につきましては、知事のほうに担当官庁である県のほうに計画を出しまして、一応、70 年ぐらいで引き継いだ財産をいわゆる公益目的に使いなさいということで、許可をもらっている部分でございます。それが毎年、今のところでは去年もことしも大体 100 万円から百二、三十万円ですかというようなことで、使ってきております。

そういったことでこれはいわゆる財団のこの内容が切りかわったという部分で、その使用先といいますか使用目的事業が制限されているということで、なかなかその部分を——当初 5,000 万円ほどあったんでしょうか——引き継いだ部分をやはりその公益的な目的に使うということで、計画書に沿った内容で使っていくというルールになってございます。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 この財産という部分から公益的目的で使わなければいけない。70 年とほど遠い話でございますけれどもその割には——こんなこと私が言うのも恐縮ですが、今いつでも来ても大丈夫な体制をされていると言いましたけれども、今はそうじゃないですよ。休んでおります。鍵を閉めて休んでいる日もあります。そういうとき考えたときに、公益的という部分をやはりもう少し、例えば新しいこの平成 27 年度の計画の中に入れてやっていくと。ぜひ、そういう部分を市からも一緒になってご指導していただければと思っております。以上です。

○議 長 6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 関連するところもあるかもしれませんが、いじわるするわけじゃないんですが、この事業計画、前年度の事業計画と横に並べて全部見てみましたら、99%もしくは 99.5%文言まで全部同じですよ。それで、いろいろな事情があつて大変なときですの

でわからないではないですけれども、こういうときだからこそ前年と同じ事業計画を出してもらって、そして事業がなかなか完全にはできない中で、指定管理料とか補助金とかを仕方ないから同じく出すというその考え方が、私はちょっと間違っているんじゃないかというよな。もうちょっとやっぱり、従業員もいますし金額を減らされないのだったら、計画内容をもうちょっと何とか考えろと。人を雇うためにしているのだったらともかく、市の資源としてこれを活用していく気があるのであれば、もうちょっと担当課といいますか管理、監視する立場の行政側としてはきちとしたほうがいいんじゃないかと思いますので、その考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、私のほうの勘違いかもしれないし、このようにするのもかもしれないのですけれども、その最たるものが——かもしれないし、これでいいのかもしれないのですが、4ページに(3)の事業整備計画の①に、新たに1名を6か月間採用し業務にあたるというふうなことが書いてあります。これは去年と全く同じ文面ですよ。もし、これがことしも同じくそういうふうにするのであれば、頑張ってくださいということになるのでしょうかけれども、もし、変なふうが悪く考えて、去年と同じような計画書をぽんと出してもらって、行政のほうでそれを認めて指定管理料の補助金を出しますよというのであれば、非常にこれはまずことかなというような気がしますので、その辺のいきさつ、そこら辺も含めてお願いします。

○議 長 副市長。

○副市長 実は私が理事になっておりまして、就任してまだ間もないので無理かもなんですけれども、ちょっと実情をお話したいと思います。一番の問題はとにかくお客さんに来ていただくこと。これがお客さんからなかなかおいでになってくれないというのが、一番大きな問題だというふうに思っています。ひところは国土交通省から非常に多額に近いお金をいただいて宣伝とかをしたわけですが、今、非常に国交省が厳しくなりまして、ダムサイドのほうからなかなかお金というのはそう回ってきません。

そうすると、あそこは確か旧町が3,000万円、地元から2,000万円で5,000万円の出資で始めて取り組んだものだというふうに理解をしています。ひところは非常にやはり大きなダムですから非常に人気があったというのがありますけれども、やはり平成23年の災害で、もうお客さんが来られなくなったということが一番大きな問題だというふうに思っています。

今、現実には常務理事が1人でほとんど毎日——確か月額20万円ぐらいだったと思うんですが——十字峡の奥の天水のところのトイレの水入れまで毎日行っています。それから、極力経費を落とそうということで、今ダムのほうでやっている食堂についても、最小限、金・土・日・月か4日間でいこうと。お客さんが入る忙しいときには臨時さんを使おうということで、非常に火の車でやっている現状だけのご理解をいただきたいと思います。

その中で、サルのパトロールを市のほうでお願いをしていく。私は今度は受け取る立場ですが、市のほうからサルのパトロールはどうだと言われて、それをされるということは非常にありがたいことだと。それから先ほどお話がございました100万円も、これも運転資金として100万円を借りて運転するわけでありまして、全く収入が入ってくればそうそう大き

な問題ではないのでありますが、その辺が非常に困っている。現実はとにかくお客さんから来てほしい。

前に市長がおっしゃいましたが、インフラツーリズム、ダムそのものは非常に立派なダムですので、インフラツーリズムということも大きく宣伝をしたいのですが、なかなか宣伝をする経費もないということでもあります。私とすれば、経営のほうから言えば、各委員会のほうからお食事でも結構ですし、懇親会でも結構ですので、ぜひ、ご利用いただければというふうに思っております。

現実はおっしゃることはよくわかりますが、最低限の経費で一生懸命やっているという事実をご理解だけいただきたいと思います。あと詳しくは、産業振興部長があればどうぞ。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 今ほど副市長が言いましたように、とにかくその災害の影響でなかなかお客さんが来ていただけないという部分で、その辺が確定してきちっと通年営業できるということになるとそれなりの営業もかけられるという部分ですが、それがなかなか不確定な部分があってかけられないということでもあります。また、事業報告の中で見ていただいてもわかるように、frisbeedogですとかそういったことでいろいろな大会を持ってくる、あるいは、ことしもサイクルロードレース的なものもそこでやりたいというようなことで、地元の商工会の皆さんほか協力をしながらそういうことをやろうという計画はしているのです。けれども、周回道路の部分をきちんと使えるのかどうかというようなことで、なかなか先を見越した計画が立てられないというのが現状でございます。それを大体昨年と同じような最悪状況を考えた中で、計画を立てているというのが正直なところでございます。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大変な状況の中でやっているということは理解できましたけれども、私どもは毎年1回見せてもらえるこの資料の中でしか、どの程度やっているか判断できないわけです。例えばたまたま事業計画を並べてみたら99.5%同じ文言でという話は、やっぱり指定管理の悪いところが出たかなというふうに思ってしまう。だから、そこにやっぱりきちっとやっていただきたいという点と、先ほどの話に関連しまして、先ほど言いました新たに1名を6か月間採用して業務にあたるというところが、これがことしのまた新たなところなのか、去年からそのまま残ったのかということだけお聞かせいただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 受託事業の部分の1名採用ということだと思っておりますが、これにつきましては今実際、現場のほうで2人体制でやっているということで、これにつきましては体制的に昨年と変わらない、いわゆる今年度も1名を6か月間だけですけれども採用をして、2人体制でやるということで聞いています。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの6番議員に関連しますけれども、こういった年1回の報告だけで

考えると、こういう発言になります。私はたまたま訪問してみました。毎年毎年こういった状況でどうかなということで、たまたま桑原さんという方に行き会ったんですが、非常に涙ぐましい努力をしています。そして、早く通常営業さえできればということで、本気になってその日を待っているわけです。その望みで頑張っているということを知りました。

そうした中で、指定管理という問題の、ただ管理料を払えばそれでいいのではない。市としてじゃあ市道のほうはどうか、県道のほうはどうだかということ、切実に捉えているかどうかというそのめどが立たないのであれば、県道は廃止ですよ。それを何とか実現をしていくと、そしてこれが当初の計画である町の財産だと、市の財産だという位置づけがきちっとできるかどうかという、そこをやはり早くきちんとしてやるべきだ、というふうに思ってきました。

ですから、ロードレースは本当に遠くから来てくれるんだと、ことしもまた問い合わせがあるというような話もしていましたし、そういう点からしてみても飲料水の——あそこは登山道ですよ、交通どめになっています。今はあそこまでは車で行けません。ですから、市道、市の道のほう側のほうなら、登山道まで行ける、そして飲料水が確保できてそこで調達をできて登山ができるというような、やっぱり一つ一つその整備をしていくべきではないかというふうに感じたのです。やはり指定管理をすればいいというのではなくて、するために基本的な部分が整っていなければ成り立たないというのではないかというふうに感じました。所見を伺ってそれに対応をしていくということ、ひとつぜひ進めていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 平成23年豪雨からこういう形になってしまったわけですがけれども、市道のほうにご承知のように沢の復旧工事を、国交省のほうからも大変な協力をいただいて、ようやく、ことしから通れるようになったということですね。

で、今おっしゃったように、その登山センターは市道側から行けばそれは行けます。雨水も、水源が全部平成23年豪雨でやられてしまったものですから、新たにあそこに水を引くということがなかなかできなくて、雨水のため水と時たま水を運んでいるということです。県道側が、今まで県道側はあんまり何ともなかったのですけれども、この雪でまた崩れた。そうなりますと、ですから我々も県のほうに一日も早い復旧と交通再開を上げて、要望しているところであります。

ですから、我々も当然、今おっしゃったように基本的な部分がもう全く整わないで、さあ、ただ管理だけ委託していればいいという考え方は全く持っておりませんので、その点をご理解いただきたいと思います。と思っています。

桑原理事長をはじめとする皆さんのご苦労は十分認識しておりますし、そのために副市長が理事で行って、それぞれ実情を伺ったり、あるいは市のほうとしてできることを申し上げたりしているわけですので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で第 18 号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 次に日程第 24 から日程第 29 まで新南魚沼市立病院（仮称）の請負契約の変更であります。内容について執行部より、全体での説明を変更設計参考資料に基づき行い、専決処分した事件の承認、第 8 号報告から第 10 号報告の 3 件を一括議題とし、第 50 号議案から第 57 号議案についてはそれぞれ審議ということをお願いします。全体についての説明を求めます。

医療対策室長。

○医療対策室長 6 月 1 日に医療再編 3 病院が開院いたしまして、火ぶたを切ったというか始まったということがございます。あと残すところは、我々の南魚沼市民病院が 11 月 1 日に開院し、そして最終になります。来年の 4 月 1 日に新小出病院の療養病床が開業するということをもちまして、医療再編が完了するということがございます。全部終わらせるには、まだ 10 か月ほど時間があるところがございます。それで我々の市民病院のほうでございますが、11 月 1 日に何とか開院を迎えたいというところがございます。

それでは、建設工事につきまして、全体につきまして変更設計参考資料ということで別仕様でつくってございますので、それにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、建築工事、それから機械設備工事、それから電気設備工事ということで、3 種類でいいわけですが、それが予算の関係で、その 1、その 2、それぞれ分かれまして 6 本の工事ということになってございます。わかりやすくするために 1 つにまとめたところがございます。

まず、はぐっていただきまして 1 ページでございますが、建設工事のその 1 ということでございます。1 枚はぐっていただきますと工事内訳書ということで、大項目、この色を塗った部分に変更対象でございます。2 月の特別委員会で大項目につきましてはおおよその説明はしていたのですが、その 1、その 2 にまだ分けていないということで、その後、精査をしてまいりまして、きょうに至ったところがございます。

まず、鉄筋工事それから鉄骨工事、石の工事、タイル工事、木工事それから屋根及び樋工事それから金属、左官、木製建具工事それから仕上げユニット工事ということで、10 工種といたしますがでございます。

はぐっていただきまして、3 ページでございますが、これは横にちょっとなっております。左の工種名称というところがございますが、これが鉄筋・鉄骨・石それからタイルということで対応するようになっております。部屋の名前と項目でございますが、どういうのをどういうふうにかえたとかというのがございまして、備考の欄でございますが、医療機器の決定によって変わったとか、あるいはその一番多いのが病院の検討結果ということでございます。機種、医療機器も決まると、重さとかあるいはその電気の受け口とかみんな違うもので

ございますので、それに伴う設計の変更というのが出てまいります。

それから病院の検討結果でございますが、これは各チームがそれぞれいろいろな検討部をつくりまして検討した結果でございます。この中で例えばでございますが、14の金属工事というのがございます。ここの19番、20番というので部位につきましては内視鏡という表示がございます。大変恐縮でございますが、参考資料の5ページのこの図面の一番初めのやつをちょっと引き出させていただきたいと思っております。そこの右上の部分に赤い字で46の下に19と20というのが書いてございます。これが図面でございますが、例えば19を見ますと内視鏡で、内視鏡モニター用の課題が、壁の補強の追加ということでちょっと位置を変えたりと。当然、外科の先生方が見るわけでございますので、皆さん慣れた視点でそういう変更が出てくるということでございます。内視鏡につきましては吊戸棚が要らないということで、これもまた先生中心に自分たちで今、内視鏡室でやっておりますので、それと比較しながらこういう変更が出てきたということでございます。

はぐっていただきまして4ページまででございますが、小項目につきましては、69か所ございます。大変細かくなっておりますが、69か所の変更ということでそれぞれ記載してございます。図面でございますが、広げていただきまして先ほど申し上げました5ページでございます。議案のほうにつきましては、例えば南医第1号の変更につきましては赤い字しか表示していないということで、赤い字部分だけでございますが、この部分につきましては全部、数字の表示がしてございます。1から順番でございます。黒い表示がその2工事の対象になっております。赤いのがその1工事の対象という見方をさせていただくとありがたいと思っております。

なかなか数がございます。これが5ページが1階でございますし、6ページが2階でございます。7ページが上と申しますか3階を含めた屋根部分ということでございます。それぞれ番号が書いてございます。黒い色の番号がその2でございますが、赤い番号がその1、議案のナンバーで申し上げますと、第55号議案が赤字で表示、それから第57号議案が黒字で表示ということになります。進んでその2にいきますと、今度逆になってくるということでございます。

はぐっていただきまして、10ページをご覧ください。10ページがただいま申し上げましたその2工事でございます。これは追加発注分の変更対象でございます。

はぐっていただきまして、11ページ目でございますが、工種につきましては5工種ということで、土工事それから金属製建具工事、それからガラス、それから内外装工事、それから仕上げユニット工事ということでございます。5項目になっております。備考でございますが、これが別紙の変更項目総括表ということで、またはぐっていただきまして12ページということになります。12ページから始まりまして12、13、14ページまででございます。これが大体104項目ほどございます。主なものにつきましては、この病院の検討の結果というのが多くなっております。

その2につきましては、構造体というよりも中の仕上げ部分が多いものでございますので、当然構造体自体は先生方がどうのこうのと、鉄骨が厚いだの薄いだの判断はないわけです。

が、当然中の内外装を中心としました金属建具の工事とか、あるいはその内外装工事につきまして、あと仕上げの関係でございますが、これはもう内部に直接かかわってくるものでございますので、図面を一つ一つ院内で検討いたしまして反映をさせていただいたという内容でございます。

これが 104 か所でございます。一番多いのがやっぱり金属建具の 52 か所になっておりますし、内外装が 21 か所、仕上げユニット 25 か所ということでございます。なかなか金属建具は、後ご覧になればわかるのですが、いろいろドアの関係とかというのを非常に綿密に院内で、場合によると実際に想定をして歩いてみたりして、引き戸がいいのかいや引っ張るのがいいのかとしたり、いろいろ検討した結果でございます。これが 104 か所ということでございます。

図面でございますが 15、16、17 と 18 と 19 まででございます。それぞれ、その 2 に関する工事部分につきまして、赤字で表示をさせていただいております。番号自体は先ほど申し上げましたように、その 1 部分も入っておりますので、対象の部分その 2 に対象の部分につきまして赤字で表示をさせていただいているということでございます。

はぐっていただきまして 20 ページでございます。これが機械設備の工事の変更でございます。その 1 工事でございます。はぐっていただきまして 21 ページでございます。これは衛生器具設備、それから給水、それから給湯、排水それからプロパンガス、それから圧縮空気設備、それから空気調和設備、換気設備それから脱臭処理設備ということで、9 工種大工種は 9 工種が変更対象となっております。

はぐっていただきまして 22 ページでございます。これも同様に 22、23 ページと表示がございまして、全部で細かい工種につきましては 34 工種が変更になっております。これが例えば人工透析ですと、図面をまた広げていただきますと右上のほう、人工透析室の関係で例えば換気ダクトを追加するとか、5、6 でございますが図面右上のほうでございます。5、6 というのが右上といいますか真ん中辺ですがあります。それがまた透析の例えば田部井先生、あるいは各先生から見ていただいて、ここにいるよとかという追加内容になっております。こういう表示になっております。これにつきましても赤と黒とございまして、その 1 工事につきましては赤表示で図面がなっております。これも同様に 24、25、26 ページと 3 ページの図面をつけてございます。

はぐっていただきまして 27 ページでございます。これが機械設備のその 2 でございます。28 ページをご覧ください。大項目が透析排水処理の設備とそれから自動制御の計装設備と 2 工種の変更になっております。

はぐっていただきまして 29 ページでございますが、細かいのが番号で示してございますが、4 工種になっております。外構とか手術室その他の関係ということでございまして、図面につきましてもこれは工種が少ないものですので、例えば 30 ページですと 2 か所しか色が塗っていないというようなことになっております。31、32 というふうに図面表示してございます。

はぐっていただきまして 33 ページでございます。電気工事のその 1 でございます。はぐっ

ていただきまして 34 ページをご覧ください。電気につきましては非常にコンセントの 1 つまでということが多くなっています。これで 19 工種ございます。19 工種の大工種がございまして、はぐっていただきまして 35 ページでございしますが、これに小工種といいますかを出しています。例えば 5 の 1) の電灯設備が 23 か所ほど変更になっております。このような多い数でございます。電気容量で分電盤が変わったりとか、中止になったり要らなくなったりと、いろいろな変更が出てございます。はぐっていただきましてこれが 37 ページまで、35、36、37 ページの 3 ページにわたりまして、64 の細かい工種がございします。

図面でございますが 38、39、40 というふうに 3 枚ほどつけてございます。内容的には全く同じといいますか、考え方は同じで赤表示がこの工事番号に対応した部分ということでございます。

はぐっていただきまして 41 ページでございますが、これは電気設備のその 2 工事でございます。はぐっていただきまして工種につきましては、大工種が 5 つほどございまして、記載のとおりでございます。はぐっていただきまして 43 ページでございますが、これ小項目になっております。7 項目ほど書いてございます。この図面に対する部分が 44 ページから 45、46 となっております。対応する番号につきましては、またその 2 に対応するものについては、赤く色づけしてあるというところでございます。

以上でございますが、議案のほうにつきましては、その 1 工事が対象の番号を赤く塗ってございますし、その 2 工事は青色といいますか紫色といいますか、そういう色にしてございますので、全部赤表示ではございませんので、議案のほうの図面につきましては、そういうことを見ていただければと思っております。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 日程第 24、第 8 号報告 専決処分した事件の承認について（南医第 2 号 新・南魚沼市立病院（仮称）機械工事請負契約の変更について）、日程第 25、第 9 号報告 専決処分した事件の承認について（南医第 5 号 新・南魚沼市立病院（仮称）機械工事その 2 請負契約の変更について）、日程第 26、第 10 号報告 専決処分した事件の承認について（南医第 6 号 新・南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事その 2 請負契約の変更について）を一括議題といたします。説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 8 号報告、9 号報告、10 号報告、につきまして順番にご説明申し上げます。いずれも増減額が議決されました契約金額の 100 分の 5 以内、かつ 1,000 万円以内でございますので、市長の専決事項の指定第 3 項の規定に基づき、平成 27 年 5 月 14 日に専決処分をさせていただいたものでございます。

地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、ご報告を申し上げます。最初に第 8 号報告、南医第 2 号 新・南魚沼市立病院（仮称）機械工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。本件は平成 26 年 3 月定例議会におきまして、第 42 号議案としてご提案、ご同意を賜ったもので 1 回目の変更契約でございます。

3ページをご覧ください。専決処分書でございます。記載のように変更前の請負金額9億7,200万円を、今回の変更で528万1,200円減額いたしまして、変更後の請負金額を9億6,671万8,800円とするものであります。率にいたしますと、100分の0.54%の減額でございます。契約の相手方は、ダイダン・NNC・北村商事特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

5ページ、6ページが変更契約書の写しでございます。7ページには、工事変更概要が記載されております。9ページから14ページまでが、それぞれ項目変更の位置を示した平面図でございます。今ほど説明がありましたように、図面の番号は参考資料の変更項目総括表の指示番号になっております。

変更内容の詳細につきましてでございますが、今ほどの説明とダブりますけれども、(2)の歯科診療室及び中材滅菌機室の給水設備の追加、(6)MRI撮影室に湿度調整制御機能を追加し、空調を単独設備に変更、サーバー室等への空調機能追加、(7)透析機械室ほか3室及び電カルサーバー室を単独換気に変更、リハビリ調理実習室ほか2室に換気設備を追加、(8)脱臭処理施設設置箇所の減、(9)インフレスライドを適用などが主な変更でございます。

続きまして第9号報告をお願いいたします。本件は平成26年8月第2回臨時会におきまして、第61号議案としてご提案、ご同意を賜ったもので1回目の変更契約でございます。3ページをお願いいたします。専決処分書でございます。記載のように変更前の請負金額2億4,246万円を、今回の変更で733万3,200円増額いたしまして、変更後の請負金額を2億4,979万3,200円とするものであります。率にいたしますと、100分の3.02ということで3.02%の増額でございます。契約の相手方は同じくダイダン・NNC・北村商事特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

5ページ、6ページが変更契約書になってございます。7ページが工事変更概要になっております。主な変更内容といたしましては、(1)の現場状況による透析廃水槽工事に矢板工事の追加、(2)の医療機器決定による手術室の空調設備自動制御方法の変更、空調計画変更による空調機に凍結防止制御・加湿器残留運転制御の追加などとなっております。図面のほうは先ほどと同じように、資料のほうの変更項目総括表の指示番号によるものでございます。

続きまして第10号報告について説明申し上げます。本件は平成26年8月第2回臨時会におきまして、第62号議案としてご提案、ご同意を賜ったもので1回目の変更契約でございます。3ページをお願いいたします。専決処分書でございます。記載のように変更前の請負金額2億1,978万円を、今回の変更で59万4,000円減額いたしまして、変更後の請負金額を2億1,918万6,000円とするものであります。率にいたしますと100分の0.27、0.27%の減額でございます。契約の相手方は関・小島・富山・吉田電気特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

5ページ、6ページが変更契約書の写しでございます。7ページには工事変更概要が記載

されておりました、9ページから11ページまでがそれぞれ変更項目の位置を示した平面図でございます。7ページをご覧ください。主な変更内容につきましては、(1)配電盤の仕様変更、(3)多目的ホールのプロジェクターの取りやめ、(4)電子カルテの外来表示システム採用による待合呼出設備の取りやめ、(5)ナースコールシステムの変更と機器の追加などとなっております。

以上で報告を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ちょっとまずは第8号報告ですか、7ページの部分で工事変更概要の中で減額の部分です。脱臭処理施設2,251万円減額の中で、設置箇所減と。106台が11台という確か計算できたと思うのですけれども、ばかげにこれだけ減らしてとなると、病院検討結果によりこれだけということになると——専門家ではありませんので——これほど台数が減るというのは、もともと過剰に設置をし過ぎたのではないかという感じがしますけれども、この辺はちょっとわかりません。

それから、第9号報告の工事概要の中で、透析廃水処理設備の土工事、矢板工事でありますけれども、基礎部分が全部終わりました、これから廃水設備という部分を入れるのでしようが、この矢板工事が必要となるという部分です。地盤調査をして基礎工事もやって、その中でさらにこの部分について矢板工事が必要だというのが、ちょっと素人目によくわからない。何でそんなものが今ごろ必要なのか。

それから、病院の今度は議案のほうですけれども……（「議案はまだです。報告まで」と叫ぶ者あり）報告まで。はい、そのところをちょっとお聞きします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 まず脱臭装置の件でございますが、病院と申しますのは独特の香りといひますか、においがするものでございますので、完全に除去したいということで当初はいたものでございますが、何台設置すればいいかというので検討してまいりました。まあまあ完全に除去してきれいにすればいいんですが、どのくらいかねというので基幹病院の設計士、その山下設計がやっておりますし、当然、新潟大学側の先生方の関係を聞きまして、あと大宮のさいたま医療センターを見まして、当初155か所ぐらいないと病院の脱臭ができないのかなというのでおりましたが、33か所で特ににおいの発生といひますか、残る部分についてすれば済むのではないかという判断に至りまして減らしたものでございます。

それともう1点でございますが、これは先生方のご意向もございまして、脱臭装置そのものの自体は1個十二、三万円のものですが、長いといひますか5年ぐらいするとまた中の機械をかえるということで、非常にランニングコストがかかるということが判明いたしました。それであれば、最終的にどこの病院でも、最低限といひますかの部分で我慢をしてもらおうという言い方がいいのかどうかわかりませんが、先生方にすればその部分がもし、ほかの部分にまた使えればなとか、いろいろ考えたところでございます。そのようなことで100ちょっ

と減らしたところでございます。

それから、透析室の土留め工事でございますが、これは当初要らないのではないかということでしたところでございますが、いまこれから掘っていくところですが、エネルギーセンターに近づく部分がございます、土質の分析が悪かったぞと言われてそれまででございますが、建築屋でございますのでその辺は考慮した中でやったのですが、残念ながらちょっと深く掘るといことになりますと、土留めがないと危ないということで、この辺の下水道をやっている業者であれば、かなり5メートルぐらい深く掘ればもう危ないというのはわかるわけですが、若干その辺はもう齟齬があった部分かなというふうに思っておりますが、人命第一ということで計上させて、増工ということで判断をさせていただいたところでございます。終わります。

○議長 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 まず最初に、議案のほうにも出てくるんですが、インフラスライドこれについての基準を示していただきたい。それから、一括でありましたので言いますが、8号報告についてですが、(9)の問題で、差額のインフラスライドについての差額の計上の仕方ですね。請負価格があるわけでありまして、それからここで変更が生じたその変更はいつの時点——要するに流通なのかどこから出てきているのか私は判断ができなかったのだから聞くんです。普通は請負をすると、請負どおりであればほとんど手配してしまうわけですが、変更の場合には何が基準でインフレ率ですよ。単純に計算してみますと18.9%です。間違ったら教えてください。

それから、9号報告についてですが、寺口議員が言った矢板工事については、同じ建築業者でやると、当然一律に基礎工事をみていると思うのです。別に設計変更があったわけでもない建築工事にあって、なぜこういった矢板工事というその部分だけの問題が出てくるのか。私はよく考えてみると、いい意味で考えてみると、要するに降雪に向かってであったので全面掘削ができなくて、あるいは事前にその部分の掘削ができなくて、後から仕事になった。だから、ここで矢板工事が必要だということかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

その9号の2番についてですが、この方式を変更したいということではありますが、この変更理由というのがちょっと今の説明ではわかりません。手術室というのは一番基本的な部分でありますので、当初から夢、希望を持ってやる部分だと思うんですけども、なぜここでこういった形が出たのかひとつお聞きします。

それから10号報告についてですが、配電盤の仕様変更ということですが、かなりの額だったと思うんです。通常こういうことがあり得るのかひとつお聞きします。

それから(2)ですが、自家発電設備のフードの塗装。これは最初から塗装しなければならないフードなのではないかなというふうに私は思いますけれども、ばかに色合わせでそういう形になったのか、その辺をひとつお聞きします。

それから3番のプロジェクターをやめたというのは、今の時代にこういうのはなくて済むのかなという気がするのです。あまりにも増工が多くてこういう形が出るのか、節約のため

なのかひとつお聞きします。以上です。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 まず、インフレスライドでございます。これにつきましては平成27年の1月30日付で国土交通省より技能労働者への適切な賃金水準の確保についてということで指導通知が参っております。これにつきましては、2月1日の発注といいますか、2月1日を基準日にしまして新労務単価を早期に適用してくれと。それは当然なことだと思っております。

もう1点でございますが、インフレスライド条項の適用をしてくれということでございまして、これにつきましては既契約工事につきましても、2月1日以降の工期が2か月以上あるものの未施行部分、残工事部分のみに適用するというところでございますので、あくまでも2月1日以降、残工事で、既工事については残っているものに対して適用になるということでございます。

もう1点でございますが、先ほどご心配をいただきましたようなその製品はどうかということでございます。これは労務単価でございますので、適用とすればその実際に現場で働く人たちの労務単価の対象、例えば2人工とか3人工とか現場に出ているやつについてだけを対象にしたということでございます。発注をして工場制作でできてくる部分というのはもう終わったものでございますので、この対象にはならないということでございます。したがって、6本ほどあるうち、対象になったのが2か所ということでございます。

もう1点が、労務単価だけを計算して2月以降の残工事計算をして、それが全体設計額の1%を超えた部分しかみられないという部分もございまして、例えば労務単価——多少、全工事で上がっているわけですけれども、0.1%しか上がっていない工事は対象にならないということでございまして、1%を超えた工事が南医第2号機械設備工事を請け負う工事と、これが1.282%設計額が上がったということでございまして、残念ながら1%はもぐということになっておりますので、請負額の0.282%分しか上がらなかったということでございまして。

南医3号でございますが、これが計算しましたら1.465%上がったんですが、残念ながら1%は控除するという前提がございまして、引いてしまうと0.465%という対象になっております。あとにつきましても、一応私どものほうで精査をいたしましたけれども、残念ながら1%を越えないというのが現実でございまして、制度としてありましても対象にできないというところでございます。その計算した額が今回出た額でございます。

それから、矢板工事でございますが、これは先ほど申し上げましたように、じゃあ最初からわからなかったのかとかいろいろ議論はあると思いますが、当然、今、穴を掘っているところでございます。ちょっと5メートルぐらいの深さと、それから、新しくできたばかりのエネルギーセンターのわきを掘っているものですので、六日町の地盤沈下といいますか軟弱地盤がわかっていればあれだったんでしょうけれども、残念ながらその辺がちょっと設計のほうで落ちてしまったということでございます。当然、先ほども申し上げましたが、中に

入って作業をするわけでございますので、みさせていただいたというところでございます。

手術室でございますが、これは手術の器械自体はまだ決まっておりませんで、先ほど繰り越しの中でも議論があったようでございますが、当然、手術の器械が決まってから例えば吊り具だと、どのぐらいの加重まで耐えられないから、例えば鉄骨をちょっと太くしようとか、そういう作業が出てくるわけでございます。手術器具につきましても先に発注をして、機種をまず先生方に決めていただくという作業が入って、その後、躯体なりの変更をしていくという作業が必ず病院の場合は入ってくるわけでございますので、そういうことになったところでございます。

C A Vの追加、細かい資料にはC A Vの空気設備自動制御方法ということですが、このC A V方式というのでございまして、これは定風量制御装置ということで、風量を一定にして温度管理を行うと。例えば手術室の中で、ファンヒーターですと温度が低くなると自動的に風量がうわっと強くなるわけですけれども、そうすると例えば股関節、あるいは膝の関節の人工関節の手術の場合には、どうしても風を嫌うものでございますので、風量はもう一定にして、でも温度管理はきちっとできるというものに変更したということでございます。

いろいろ私ども、実物は見えていないのですが、そうしないとなかなかそのクラス 100 の手術室で、人工関節の手術も日比野先生はやりたいということでございますので、そうすると非常に風の関係が不純物の関係というのを非常に苦にいたしましたので、そういう装置をつけさせていただいたというところでございます。

それから、配電盤です。配電盤でございますが、この病院につきましても電子カルテが後から配線が決まってきたとかという部分もございまして、電気の容量自体がでは完全にそれでいけるのかというのもございました。基幹病院を例にとりますと、去年の秋になってそれこそ電子カルテ分の電源といえますか電量が足りないということで、ちょっと設計変更をいたしました、非常に電気がかかる部分でございます。

これは1番上の受変電設備ということではしているわけでございますが、病院検討結果ということではございますけれども、いろいろコンセンが増えたり、あるいは光が増えるわけでございますので、その辺を考慮いたしまして、ブレーカーの数が変わってきたり、あるいは配電盤の容量が増えたというのがございます。これは設計によって変わるわけでございますが、当然その何千——基幹病院でいうと1万か所ぐらいあったそうでございますが、そういう中でのまた再計算をしながら配電盤を変えていくという作業を行ったところでございます。

塗装につきましても、8万2,000円ほどなんです、これは塗装がいるのか、いならいのかということがあったんですが、排気用ダクトでございますので、塗ったほうがいだろうという判断を現場でしたところでございます。

それから、多目的ホールのプロジェクターでございますが、これ看護師さんあるいはその先生方が常に検討の委員会をつくりまして、勉強といえますか指導会に使ったり、勉強に使うわけですけれども、専属のそのプロジェクターまではいらないだろうということ。私のほうが決して設計が上がるからやめてくれと言ったものではございませんので、研修計画

の中でそれがなくても大丈夫だよという判断をしていただいたというところでございます。

いいといいますか新しい研修室でございますので、当然、次の新しく採用した看護師さんなんかも2年ぐらいかけて育てていくわけでございますし、先生方が学会に行ってきた新しい知識についても、またそういうところで研修といいますか、研鑽を積んでいただく必要がございますが、決して私どもがお金がないので落としたということではございませんで、そういう判断をしていただいたというところでございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 インフレスライドについてですが、当時、改定に改定があったという話があって、そして資材も労務費もどんと上がったと、上がるということで、入札、応札をしていただいたわけでありまして。こういうインフラスライドというほど労務単価が上がった経過というのを私は感じないのですけれども。単価表が変わったから実際、皆さんに労働者に払われているかどうかというのではなく、こういうことがされているのかなという感じが私はするんです。非常に眉唾なところかなというふうな感じがします。

当然、見込まれて1%若干超えているだけぐらいではないかなというふうに私は思うのですけれども、その辺はどういった計算になっているのか。労務費というのが何といたしますか契約の段階での数値として総量がわかっているのかどうか、その辺をひとつお聞きします。そこまで綿密な形での請負応札というのがされていないのではないかなという感じが、私はしているのですけれども、その辺をひとつお聞きします。

それから、矢板の問題についてですが、私はさっき工法の段階が違ってなるのかどうかという、そこまで、最後に5メートル掘るために、矢板をここで見てやなければならないというのは、当然、見積もり落ちですよ、あとで5メートル掘らなければならないということがわかるのであるならば。やっぱりちょっと甘いかなというふうに感じますが、当然だという反論があったらひとつお聞きいたします。

それから、分電盤等のコンセントがどうのこうの、増えたからとかという話です。こういった分電盤とかそういう問題については、それは指定もあるかもわかりませんが、ある程度設計の段階でかなりのゆとりをもった形を私はしていると思うのですけれども、その範囲を超えるほどの変更があったというふうに捉えればいいのか、ひとつお聞きします。

それから同じようなことですが、ダクトのフードを塗ったほうがいいのか、塗らないほうがいいのかなんてことに、塗らないより塗ったほうがいいのかという形での執行はちょっと甘いのではないかなと。要するにそれを打ち合わせしていなかったから聞いたら、塗ってくれと言われたというふうには捉えられるのですけれども、実際は設計上どういうことになっていたかということです。それで十分よしという品物だったということであるならば、ちょっとやっではならぬことをやったという感じ。その理由は先ほど私が言いましたように、色合わせのためとかということが説明であるべきだというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 このインフラじゃなくてインフレです、インフレスライド。これは物価は物価としても賃金の場合は、ご承知のように国交省のほうでいわゆる賃金が上がっているという状況は見えていまして、全部調べて、支払った賃金を調べた上で、これはやはりそうしなければならないということでこの条項を発動するわけです。簡単にあつちで人手が足りないから、こっちが足りないから、じゃあ上げなければならないなどという問題ではないですね。常に労務賃金というのは、支払った賃金を各会社がですよ、調査してそれをもとにして上げたり、あるいは下げたり、平準にしたりということをやっているわけですから、そんないいかげんなものではありません。

ただ、それを100%の業界が全部そうしているかということ、そこまではちょっとわかりません。ですので、これはインフレ条項というのは非常に厳密に調査をした上で、適用されるということをご理解いただきたい。ですので、我々も当然それをやらなければならない、こういうことです。

それからあと、分電盤だ、矢板だ、塗装だといろいろお話をされますが、これだけの規模の設計の部分の中で、例えば矢板はさつき室長が言いましたように、我々が発注するときに、いわゆる設計の段階でここまで全部細くなくなかなかチェックはできません。やっていく中で、当然変更が出る。しかも、そこが新しくつくったエネルギー棟のすぐそばだと。じゃあこれは、どうしても矢板を置かないとエネルギー棟にも影響が出れば困ると、そういうことの中から、ここで追加をさせていただいたわけでありまして。普通の個人の家を1軒つくるなんていうのと桁が違いますから。これをいちいち、いちいち全部見落としじゃないかと言われても——まあ見落としと言えれば見落としですね。ですので、設計段階で見落とししましたと言っているわけです。

分電盤も同じですよ。全部、先生方から調べて実際こうやってみてもらって、ここに今度コンセントが必要だ、この明るさはもうちょっと明るいほうがいいとか暗くていいとか、それを全部調査していった上で最終的にこうなっていくわけですので、最初から100%のことはできない。これはもうご理解いただいているものだとは私は思っています。一般的に、100%ですね。ただそこらにポールを1本立てればいいのかなんていう工事と違うわけですから。

もう1つ、塗装ですね。なかなか細かいところにお気づきでございますが、やっぱりないよりあったほうがいいだろうと、それは出ますよ。病院の検討委員会の中でお医者さんが見れば、あったほうがいいから、それはお医者さんがそのとおりであればそうしましょうと。

プロジェクターは落としたといえ、今度それは何で落としたと、こうですね。それはやっぱり先生方がいいと言うから、要らないと言うからじゃあそれは必要ないということで落としているわけです。

この病院関係というのはいつも言っていますが、基幹病院だって1万か所も変更があったということですから、そのくらい非常に難しいものだとこのことをちょっとご理解いただかないと。そこを全て批判的な論調で論破されますと、それはなかなか我々もそこまでは全て見通していたわけではありませんから、簡単に言えば甘かったということですか。そういう

ことだと思えますけれども、ただ甘かったということばかりではありませんよ、いいですか。先生方が本当に実際にやってみて、必要だ、必要じゃないという部分が出てくるわけです。それは甘えということではなくて、現実としてそうであるということですから、その点もひとつご理解いただきたいと思っております。全てそういうことであります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は先ほどから言っているように、その検討結果のためにこれこれこういうふうによくするためにこうしましたと。それから矢板の問題だったら、後から工事になりましたので、当然その燃料棟のすぐ近くなんていうのは最初からわかっているわけですからね。だから、そういう設計変更とか工法の変更があったとか、あるいはフードにしてみれば色合わせのためだとか、そういったその理由を述べればいいという話をしているんです。質問の段階で聞いているんですから、私は批判的に何でも言っているんじゃないんですよ。ただ、そういう理由をきちんと述べたほうがいいんじゃないですか。

手術室にしてみれば、こういうふうにグレードアップをしたいという要望が出まして、こういう空調設備にしましたということで説明をすればいいのであって、いくら図面をばらばら、何センチだ、何枚目だ、何ページだなんていう話をされても、我々は理解できない。ああ、これはいい品物ができるんだなど、こういう説明をしたほうがいいんじゃないですかという立場で話をしたつもりです。取り方によれば批判的だとそういう言い方をされればそれまでですから、私は言葉を添えて質問をしたわけでありますので、もう少し素直にとったほうがいいというふうに私は思います。

○議 長 市長。

○市 長 ですから、さっきから言っておりますが室長が、例えば矢板の件はこれは設計の段階で本来見ておくべきものであったらと思うけれども、そこまでなかなかいきませんでしたと。そして、そのエネルギー棟の近くでもあるし、これはどうしても矢板しなければならない、そこまで言っているわけです。それを聞いていなければだめですよ。分電盤も同じです。お医者さん方から確認をしていただいてこうなりました。フードの塗装だって同じことで、それはやはり色は揃えたほうがいいでしょうという検討結果において、こうなりましたと、全て理由は述べております。ただ、何となくやりましたなんていうことは1回も言っていないので、我々はそういう説明をしていると思っていますから、議員の皆さんもそれを伺った上でおっしゃっているものだと思いますけれども、それをあまり聞いていなかったということになれば別ですよ。批判という言葉は取り下げますけれども、そういうつもりでありますから別に私も……（「5メートルも掘らなければならないのに、矢板がないということはないでしょう」と叫ぶ者あり）

○議 長 議長を通してください。

○市 長 ですから、そういう細かい部分について100%のチェックがなかなかできない状態もありましたということ、室長が言っているわけです。そこをお聞きいただきたいということであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり。〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で専決処分した事件の承認について、第 8 号、第 9 号、第 10 号の報告を終わります。

〔「議長、26 番動議」と叫ぶ者あり。〕

〔「賛成」と叫ぶ者あり。〕

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 2 人以上の賛成をもって今、動議が成立いたしました。今、報告ということで終わろうかとしておりますが、自治法 179 条でこの専決事項については、議会に報告し、承認しなくてはならない。まして、これは当初確かに契約がありました。入札して、仮契約して議会議決をして。しかし、それがそれで済めばそれで、その間にまさに金額の変更が出てきたと、これはやはり承認ですよ、私はそう思います。179 条を読んでもください……（「これは 180 条なんです」と叫ぶ者あり）

確かに 100 分の 5、もしくは 1,000 万円以内、それについては市長が専決したものは議会の議決と同等だと、そういうことはありますよ。じゃあ、180 条は市長、どういったことですか。ひとつ説明してください。

○議 長 休憩といたします。ちょっと確認いたします。

〔午後 4 時 50 分〕

○議 長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 4 時 55 分〕

○議 長 皆さんにお諮りいたしますが、本日の会議時間は日程第 32、第 54 号議案までとしたいので、あらかじめ延長します。

○議 長 日程第 27、第 55 号議案 工事請負変更契約の締結について（南医第 1 号新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事請負契約の変更について）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 55 号議案について提案理由の説明を申し上げます。本議案は平成 26 年 3 月定例議会におきまして、第 41 号議案としてご提案、ご同意を賜りました、工事番号南医第 1 号 新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事請負契約に係る 1 回目の変更契約であります。市長の専決事項の指定第 3 項で定める増減額を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、同意議決を賜りたいものでございます。

議案の 1 ページをご覧ください。1 の契約の名称は、工事番号南医第 1 号 新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事であります。2 の契約金額であります。変更前の請負契約金額 19 億 3,104 万円を、今回の変更により 1,167 万 4,800 円を減額いたしまして、変更後の契約金額を 19 億 1,936 万 5,200 円としたいものでございます。

3の契約の相手方は、本間組・高橋建設特定共同企業体であります。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

3ページから4ページが建設工事請負変更仮契約書の写しでございます。5ページが工事変更概要でございます。7ページから12ページまでが変更項目の位置を示した平面図及び立面図でございます。これは先ほどの資料に番号は該当するものでございます。

5ページの工事変更概要をご覧ください。2に変更内容、3に変更理由が記載されております。主な変更内容といたしましては、(1)及び(2)の医療機器の決定及び外構計画等による鉄筋工、鉄骨工の増工、(4)共用トイレのタイル壁仕上げをモザイクタイルから陶器質タイルへの仕様変更、(5)コーナービートを木製から既製樹脂製への仕様変更等、(6)建樋をアルミ型材から硬質ポリ塩化ビニル材への仕様変更等、それから(7)トップライトのガラス入り四角錐型からアクリル製ドーム型への仕様変更など、(10)トイレ手すりの上下式への変更などがございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 まず、この工事変更概要について総額1,167万4,800円、これについて、けさ、差しかえがあったわけでありますが、8番の左官工事、床モルタル塗り増というのが、昨日までけさまでの品物であるとマイナス1万538円になっています。きょう差しかえになったのが1万538円の増になっています。そして、請負額が変わっていません。総額は変わっていません。よく見ますと、鉄骨工事で差し引きですので倍の額になるわけですが、2万1,076円の計上に引かれた数字になっております。

私はこの数字が小さくてよかったなというふうには思っているんですけども、既に仮契約がされているわけでありまして。そして、この書類が事前に我々は議案として配られております。そして、けさの差しかえに至った経過を私は聞いておかなければならない。誰がいつ、この間違いに気づいたか。要するに三角印の黒三角であります。そして当然、契約額の変更がなされるべきというふうに私は考えます。それが鉄骨工事の中で操作がされたのではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 大変恐縮でございます。これは操作をしたというのではなく、単純なといいますか写したときの記載ミスということでございます。総額ということでございますので、1,167万4,800円の減ということでございますが、これを鉄骨の中で操作をしたということではございません。ただ、たまたまこうなってしまったということでございまして、私も大変これをもう少しチェックすればよかったと思っておりますが、申しわけございませんでした……（「それで終わりですか。今、質問を私は何点かしたつもりですが」と叫ぶ者あり）

私どものほうで議案を配付した後でございますが、当然、前にも1回はして完璧なつもりで出したものでございますが、そこでもう一度、本会議前ということで議運の後、もう一度、検算をいたしましてこれが判明したところでございます。まことに不手際ということでございますので、改めて謝罪を申し上げます。

経過でございますが、以上のようなことでございます。もう一度、再計算をした中で間違いに気づいたということでございます。以上でございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 実はこの間違いというか確認につきまして、私のほうから医療対策室のほうに連絡をさせてもらったことなんですけれども、(8)の左官工事につきまして床モルタル塗り増というこれに三角がついているのはどういうことだということで、議運の中で質問が出たことです。増で三角というのもあり得るかなということで、ちょっとこれは確認しないとわからないということで、私のほうで医療対策室のほうへ確認を求めたものに対し、その後、検算をしたということだと思いますのでよろしくお願いたします。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この契約書の一番最後に、「なお、この契約について、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する南魚沼市議会の同意議決を経たときは、これを本契約とみなす」ということであります。今ほどの説明では、私はこの1万538円の操作が行われたというふうにししか理解ができません。

これは事前にも通告をしておいたつもりですが、今、総務部長がそのモルタル塗りの増でもマイナスがあり得るというあたりの認識は、私は違うのではないかというふうに思いますので、私はこれには同意できません。

○議 長 ほかに。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点お聞きをしたいのは、この資料でいただいた鉄筋工事の部分での部位というところで地中梁のカットオフ筋を追加ということであります。これの専決処分が5月14日ということでありまして、鉄骨については鉄骨梁でありますから、多分、上部1階、2階の部分の梁でしょうけれども、地中梁をこの時期に増量だとなると、床板コンクリートを打っていますので、そこを一旦コンクリートをはいでもう1回鉄筋を組み直すという工事をやったのかどうか。完全にコンクリートの中へ入っているものを後で増工なんていうのはできないわけです。そこをどういう工事をしたのかちょっとお聞きしたい。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 これは先ほど申し上げましたように、医療機器が次々と決定していくわけでございます。そうすると、標準的な医療機器の重量で鉄筋の量——床の1階であれば1階が一番重量がかかるわけですが、当然、MRIとかいろいろな重量のある医療機器が入るわけでございますので、その部分でやっていたところでございます。

標準的な重さといいますか、カタログで見た重さである程度標準的なサイズでするわけで

すが、正式に決まってから鉄筋のまたその部分といいますか、ちょうど今もう5月でございますが、当然そこへやったのが4月ごろということでございますが、それを決定して、鉄筋をもう一度、地中梁の配筋量を計算し直して、最終的に打ったということでございます。検査室周りということでございまして、あれだけ広い部分でございますので、全部一時にということではできなかったわけでございますので、当然、優先順位をつけて、何もその重量の再計算の要らない部分についてはもう先にしたわけでございますので、最後の部分ということでございます。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ということは、この医療機器が決定するまではその床板を打たずに、ずっとそのままさらのままであったということですか。それを4月になって鉄筋を増量して、床板を打ったという工事ですかね。何かあそこを見ると床自体はもう相当前に打ってあったと思ったんですが、そこら辺は、よく確認をしていただきたい。コンクリートを打った後、もう1回はつってもう1回鉄筋工事なんていうのは、こんな金額じゃ無理です。ただ、鉄筋を足しただけではないですからね。そこら辺をきちんと精査をしていただきたい。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 工程の中でやっておりますので、当然躯体自体が遅れてまいりましたので、4月に入ってからということで私も認識しておりますが、もう一度確認をして後ではつってなんていうことはないというふうに私も現場へ行って確認をしておりますが、もう一度確認をしたいと思います。以上でございます。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ毎回聞いているのですけれども、市内業者。一時はこういうふうには例えば本間、高橋というふうになっていますし、関、小島、富山と電気のほうは全部市内ですけれども、本体のほうに関してちゃんと一次リストとかをもらって、下請リストをもらって、それで確認をしているのかどうか。その中でどうしても市内業者ではできないというふうな特殊な工法とかだったらまだいざ知らず、それ以外の市内業者でもできるような工事が外に流れているかどうかのチェックをしているかどうか確認をさせてください。

○議 長 市長。

○市 長 我々が市内業者をチェックして、この工事はいわゆる市内の業者を使わなければだめですよ、何ていうことは言えないわけです。発注した際にご挨拶をいただくわけで、市内業者をとにかく使えるところは全部使ってくださいというお願いをしています。ですので、業者のほうもそれぞれの工種に応じて、全部やっぱり見積もりを取ります。そこで、大きな差が出ますと、それはいくらなんでも例えば500万円ですと、市内業者は700万円、1,000万円かかるということになりますと、これはそこまで我々が強要はできません。

ただ、私もこういういろいろ伺っている中では、相当数の市内業者をここに投入している。使っていただいているということは聞いております。ただ、全ていちいちチェックはしてお

りません。そこまでの権限はないということでもあります。要請をしているということでもあります。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 市長の言っていることはわかります。それでも私も家とか建てたときに、やっぱりしっかりと市内業者を使ってくれとか、自分の知人を使ってくれというのは言います。それで値段が合わなかったら何で合わないか、ちょっと頑張ってくれないかいというのだから、当然そこまで言いますよ。前は市長はもっと強気で言っていたと思うんですけども、最近ちょっと弱気だなというふうに。前もお願いをなるべくしていたんだけどな。だけれども、今はお願いだけはするけれど、あとのチェックを一人一人はしないよというふうに聞こえたんですけども。

本当に消費税が上がって、家を建てている方もいますけれども、それでも市内の建築は、災害のほうだって終わったりとか、いろいろとなかなか仕事がないというふうな声が聞こえ始めていますので、そのところをもう1回しっかりチェックをして、ちゃんとリストをもらっているのかどうかを私は聞いてみたいです。

○議 長 市長。

○市 長 ですので、リストまで取っていません。ただ、私は前から言っているとおり、市内業者をとにかく使えるところは全部使ってくださいということは強く要請しています。今、副市長に確認をしたら、文書も2回出しながらやっています。

議員がおっしゃったように、個人で発注する部分につきましては、私がこういうつき合いがあるからこの業者を電気で使ってくれとか、排水設備で使ってくれとそれは言いますが、私が業者の特定名をあげて、この業者をここに使ってくださいということは言えません、申しわけございませんけれども。

例えば土木業界であれば、市内の土木建設、建築この業者を極力使ってくださいと。室内の内装であれば、でき得る限り市内の内装工事屋さんを使ってくださいとか、そういうことしか言えませんので、それはきちんと要請をする。なお拒否されるということであれば、理由はやっぱり一応聞きます。一度ちらりと聞いたことはあります。別に呼びつけてではありませんけれども、市内の業者をほとんど使っていますが、さっき言いましたように、非常に大きな開き、差のある部分はこれは致し方ないと。それはまあ、どうしようもないでしょう。何度も見積もりを取ってもそうなるということになりますと。ですので、別に姿勢は、全く後退もしていませんし、変わっていないということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 市長の言っていることだってわかりますよ。私だってこの業者を使えなんて当然、言うつもりもないですし、今、言えるのは、なるべく市内業者を使ってくれ、市内の頑張っている業者を使ってくれというふうなことを言っていくわけです。その姿勢をもっと、じゃあちょっと厳しい言い方になるかもしれませんが、もっと強くもって、しっかりとチェックして、理由を聞いて、頑張ってもらって市内業者がしっかりと使っていけるように、

頑張っしてほしいなというふうな思いがあるんですが、最後その思いを答えて——これ以上はできないなというのだと私はちょっと残念なので、頑張りますという一言がいただきたいです。

○議 長 市長。

○市 長 さっきから申し上げておりますように、全てリストをチェックまでして、そのリストを上げさせてなんていうことはしません。それはできません。申しわけございませんけれども。ただ、市内業者を使ってくださいということは強く言っています。さっきも言いましたように、文書を2回も出すとことは相当異例のことですよ。皆さんがどう考えているか知りませんが、相当異例のことでありまして、元請業者のほうもその意志には十分に対処していただいているというふうに私は理解しております。

はっきり申し上げておきますが、リストまで取って、それでチェックするという事は、私はいたしません。それだけ申し上げておきます。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 これはほかの議案のところにも共通するんですけれども、ちょっと気になるのは、病院検討結果によりというところで、増額、減額されているんですけれども、これから先もいろいろよりよいものをつくるに、増、減が私はあると思いますので、それはそれでいいんですけれども、病院検討結果によりというふうにぼんとう済ませられると、何でも通ってしまいそうな感じがするので、病院検討というのが今後こう定期的に行われるのか、たまたま1回こうきて、あとあるかもしれないけれども、これはこれだけなんだというようなところを確認をしたいところを1点。

それで、先ほど18番議員が質問したところも、私はきちんとやっぱり個人的に自分の中で整理をしたいと思いますので同じことを聞きますけれども、じゃあその言葉の増というのと、表示の三角というのはおかしい。おかしいので全部こうあたってみたら、鉄筋工事のところだったのでそこを直した、というふうな理解でよろしいんですか。操作がなかった。全部あたって、言葉と表示が違うのであたっていったらそこがその違ったので直したということで、私は理解したいと思います。そうしないとあやふやなところでそのまま通したのでは、私の議員としてもちょっとこう考えてしまいますので、再度、私のほうからもこのところはきちんともう一度、確認をしたいと思います。2点だけお願いします。

○議 長 医療対策室長……。

〔休憩をさせてください〕と叫ぶ者あり〕

〔休憩の動議〕と叫ぶ者あり。〕

〔賛成〕と叫ぶ者あり。〕

○議 長 6番の佐藤議員の答弁をしてから休憩に入ります。

医療対策室長。

〔答弁の前に〕と叫ぶ者あり〕

○議 長 では、ちょっと休憩といたしますが、流れの中ですので今、成立いたしま

したが……（何事か叫ぶ者あり）では、休憩といたします。

[午後 5 時 18 分]

○議 長 休憩を閉じて再開をいたします。

[午後 5 時 22 分]

○議 長 6 番議員、佐藤剛君の答弁を求めます。
市長。

○市 長 後段のほうの質問についてお答え申し上げますが、いろいろ岡村議員からも、ちょうど休憩中にこちらのほうにいろいろ問い合わせがありまして、きちんと精査もさせていただきました。当然ですけれども職員が数字を調整するために、このことを鉄筋工事のほうにその数量だけぼんと数字だけ上げて数字のつじつま合わせをしたなんてことは、私の責任においてあり得ない。数字の中で偶然の一致というのがあります。職員がそういう操作をするということは、私は絶対ないと。ですので、私が断言をさせていただいてそういうことはありません。それを申し上げるのみであります。それで、採決の際のご判断にいただければと思っております。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 病院検討結果の件でございますが、特別委員会でも再三申し上げておりますが、私どものほうでは非常にその念入りに検討をしまいったところでございます。したがって、そう大きなずれはないのかなというふうなことを考えておりますが、ただ、北里大学病院に行ったときに、受け渡しを受けてからまた 2,600 か所もあったなんていうことが、調査の中であったようなこともございますので、極力そういうのはないというふうには思っております。

ただ、全くないというのは、もう実際にできて、先生方をはじめ 250 人ぐらいの職員が動いてみて、やっぱりこのコンセントじゃない、こっち側だったねというのは多少は出てこざるを得ないかなという気がしております。それが人間が動かないと病院自体が成り立たないわけでございますので、多少のものは使いやすいようにということを優先にして、また現場のほうでしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 今回の病院内の検討でございますけれども、病院のほうでもそれぞれ手術室であれば手術室の検討部会、それから各セクションの検討部会等で、細部にわたって検討をさせていただいております。そういう意味では対策室のほうからも、そういった配慮をいただいて、全部反映を今のところさせていただいておりますので、今ほど出たよその病院のような修正は出てこないというふうに思っております。

また、病院の中でも 11 月 1 日開院というのは、これはもうみんなの中で共通認識、至上命題になっておりますので、例えば今、対策室長から出たような若干の修正、例えばコンセントの位置はこっちのほうがいいんじゃないかとそのくらいのもは、例えば工期が進んで今現在もう変更ができないという部分については、よほどそれで医療に支障がないということで

なければ、中の議論で対応できるものは対応していこうということでもう進んでいます。そういう意味では、そう大きな建築が終わってからの変更ですとかというものはなくて済むのではないかと考えています。また、今までの部分の現場の議論で、かなりそういった部分については修練をされて、改善をされているだろうというふうに今のところ理解をしています。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの議案について、事前に配付された書類をつぶさに見させていただきまして、計算は間違っていないと。ところが、文章とそのマイナスの表現が違っていた。それについて私はきょう、差しかえの段階で間違いであったということが判明したというふうに捉えています。そして、朝、執行部の部長等にどういう意味合いかということを確認しました。

私はこれを見たときに、1万538円わずかな額ということで片づける問題ではないなというふうに確信を持って見ました。そうしたら、鉄骨工事が何の説明もなく減額をされております。その額がプラスマイナスでトータルを合わせた数字、マイナス2万1,076円です。

今ほど市長も断じて操作はしていないということではありますが、私はその説明を信じられません。ならば、鉄骨工事の説明があるべきであります。2万1,076円の差額は何で生じたか。単純に私は再差しかえでいいと思っていました。そして、契約額の変更を事業者と請け負われた方とやればいいものというふうに思っていました。当然この内容も相手方は十分わかっているわけでありまして。そして単純に三角をつけたのが間違いであったということで、私は納得していただけるものだというふうに思いますので、この議案については私は即刻差しかえて説明をして議決をすべきというふうに考えています。

私が言うことが、えらい詮索だということをお考えの方は、賛成してもらってもそれは仕方がありません。しかし、私はこういうことが一つ一つきちんとやって、お互い信頼した議会運営がされるものだというふうに思っております。残念ながら私は賛成することはできません。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私はただいまの55号議案 工事請負契約変更契約の締結について、賛成の立場で討論に参加をいたしたいというふうに思います。今、18番議員が言いました反対討論は、議員の存続にかかわる大事なことで私は認識をしております。ただ、そのことがもし本当にそういうふうに作為的に行われたのであれば、それは本当に議会の存続に係ることで

すけれども、今、私がしつこく質問したり、答弁の中ではそれを明らかにそうだというふう
に言いきることは、私はやっぱりできないと、今までの経緯の中では判断をしました。

それで、市長から「私の責任をもってそんなことはない」というようなことで言ってもら
いました。私はそこにかけたいというふうにも思います。じゃあ、そんな甘い考えでいいの
かということなんです。私も事務屋ですけれども、例えば文言で増となっていて、数字でマイ
ナスになっていてそれが変だということになった。だけれども、今の計算式のところからす
れば、どこかで調整をしてしまうようなことだってありますよ、機械の中で。そういうこと
だって1つの例としてはある。だから、何がどこでどういうふうに通じたかなんていうの
は、私は自分の中で判断ができない。それが作為であったのかもしれないし、作為でなかっ
たかもしれない。そういうわからないところで、それは作為だというふうに決めつけて、私
はこの議案を反対することは、なかなかできないというふうな考え方があります。

今、大変重要な議論がありましたし、執行部のほうもこのことはきちんと重く捉えていた
だきまして、これは本当に議会が存続する部分のところだと思います。先ほど言いましたよ
うに重く捉えていただきまして、そういうふうなことがないように、間違いはあるんですけ
れども、あったらこれはきちんと皆さんが納得するような形での説明をしてもらいながら、
議決の方向に持って行っていただきたいということも添えまして、私はこの件につきまして
は執行部の皆さんの善意、そしてまた市長の答弁を信頼させていただきまして、賛成とし
たいと思います。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第55号議案 工事請負契約の締結について（南医第1号
新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事請負契約の変更について）、本案は原案のとおり決定す
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は5時45分といたします。

〔午後5時35分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後5時45分〕

○議 長 日程第28、第56号議案 工事請負契約の締結について（南医第3号 新・
南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事請負契約の変更について）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 56 号議案についてご説明申し上げます。本議案も前議案同様、平成 26 年 3 月定例議会におきまして、第 43 号議案としてご提案、ご同意を賜りました。工事番号南医第 3 号新南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事請負工事に係る 1 回目の変更契約でございます。市長の専決事項の指定、第 3 項で定める増減額を超えることにより、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、同意議決を賜りたいものでございます。

議案の 1 ページをご覧ください。1 の契約の名称は、工事番号南医第 3 号新南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事であります。2 の契約金額であります。変更前の請負契約金額 5 億 9,400 万円を今回の変更により、3,277 万 8,000 円を増額いたしまして、変更後の契約金額を 6 億 2,677 万 8,000 円としたいものでございます。3 の契約の相手方は、関・小島・富山・吉田電気特定共同企業体であります。代表者及び、構成員は記載のとおりでございます。

3 ページから 4 ページが建設工事請負変更仮契約書の写しでございます。5 ページが工事変更概要でございます。7 ページから 9 ページまでが変更項目の位置を示した平面図でございます。5 ページ、工事変更概要をご覧ください。2 に変更内容、3 に変更理由が記載されております。主な変更内容といたしましては、(1) 軟弱地盤による電力引き込み口の地盤沈下対策の実施、(2) 医療機器等の変更により、電気容量が増えたことによるケーブル工事の追加、(3) 照明器具の追加変更で、照明計画が変わったことによる分電盤の変更、(4) 照明、空調等の変更により、プランが変わったことによる制御盤の変更、(6) 制御盤の追加、(13) 火災通報専用電話 3 台の追加、(14) インプレスライドの適用などでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

8 番・山田勝君。

○山田 勝君 変更理由のところの 1 番、2 番だけちょっとお尋ねします、5 ページです。現場が軟弱地盤のため云々、多分当初の入札がなかなかうまくいかないで、その範囲の中で入札を行った一番最初の部分が、受変電設備の部分だのではないかとと思いますが、それが、一番先につくるであろう基礎部分で、今に至って地盤沈下対策ということが出てきました。その辺の理由をちょっとお伺いしたいと思います。

(2) のほうですが、電気容量が云々とあります。検討結果によっていろいろ、多分機器によって増えたりしたのでしょうけれども、トータルでどれぐらいの余裕度をもって設計されているのか、その辺を伺いたいと思います。いつもかつかつで設計はされていないはずですので、その余裕度。それで、余裕度の中で飲み込めなかった部分を、こうやって追加になってくるのでしょうか、どれぐらいの余裕度をもって設計されているのか教えてください。

それと同じ余裕度ですけれども、ある新しくできた病院のところで工事現場に入りましたら、LAN ケーブルを仕上がった後でもものすごく通線している状況を見ました。そういったことで、電源ばかりではなくて、いろいろな通信機器とか、また建築にもかかわるのですけれども水道とか、そういった余裕度ですね、予備とか余裕度。そういったものを考えられて

いるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 (1)でございますが地盤沈下対策、受変電設備から構内に引き込む部分でございます、その部分を——これを設計上といえればあれですが、引き込み線をフレキシブル管に全部変えさせていただきました。当然将来を見込んで、また断線がおきると困りますので、地盤沈下対策ということでフレキシブル管への変更をしたものでございます。

それから、電気容量でございますが、私も何ワットとかそういう詳細といえますか、はちょっとわからないのですが、通常ですと私どもは2割程度の余裕をもってしているのです。今回一番大きく変わったところが、電子カルテでございます。電子カルテの容量が丸つきり増えてくるわけでございますし、配線を後から入れるというのが、基幹病院は開院の二月ぐらい前にもまだコードを入れているということです。基幹病院の場合には電気のもとの容量が全く足りなくなりまして、これは電子カルテの容量がそっくり上乗せという格好になりました。2割ぐらい余裕をみていたやつが足りなくなったということで、その分を付加したということでございます。

電子カルテは基幹病院は別々に発注で、我々も別々の発注ですが、特に電気系統、配線系統につきましては密接な関係があるものでございますので、私どものといいますか、躯体工事の電気工事の中に取り込ませていただいて、一緒に施工するように変更をかけたわけでございます。当然でございますが、電気容量のほうも全部再計算をし直しましてやっておりますので、うちは開院前になって大きなケーブルをまた引かなければならないというようなことはないというふうに思っております。

細かい設計につきましてはきちんとさせておりますので、想定とちょっと違ったのは電子カルテ部分がどれだけの容量を食うかというのが、初めはつかみきれていなかったもので、躯体の設計の中には、当初設計といえますか、当初の設計の段階では入れていなかったという部分で、そこを全部し直したという部分があります。当然、若干の機械、器具、それからライトも変わってきますので、そういう部分は想定して2割程度みていたのですが、なかなかそっくり上げるのと、落ちるのでは大きく違います。その辺のものが一番の主原因かというふうに思っております。以上でございます。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 (1)についてお伺いします。エフレックスタイプの管路に変えたということだと思っておりますけれども、従来がキット式であったとすると、エフレックスの管路のほうが非常に施工は楽ですし、安いはずですが。その経路の変更に伴ってということであると、ケーブルをじかに埋めるわけはありませんので、そうすると減額対象が出てきていいはずだと思っております。そうすると、ちょっとこれだと納得できない部分ですね。その1点だけ確認をお願いします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 電力引き込み口を仕様の変更をしたということでありまして、管を単純

に変えたというか全体をせん断しないようにということで管を変えさせていただいて、施工対策を行ったということでございます。ちょっと説明が悪くて恐縮ですが、ということでございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点伺います。一番高額の構内交換設備（6）ですが、1,223万3,557円。これはもう1回説明をしていただきたいのですが。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 構内でございますが、この部分が電子カルテ決定によるLAN設備の追加でございます。これは電子カルテの中の発注ではなくて、先ほど申しましたように私どものほうに伺いますか、躯体工事の中に入れ込んだということでございます。

構内交換設備でございますが、これは電子カルテの部分もございまして、構内交換でございますので、全体の器具、それから端子盤の追加でございます。器具の変更でございます。構内の交換をする部分の器具の変更と端子盤19面の変更でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は構内交換というのは、多分電話の交換システムだというふうに私は感じたのですが、こういったものがえらい追加になっているということは——弱電ですが、全然想定していなかった部分があるのかというふうに——全然想定していないでこういう仕事になったのか。あわせて言わせてもらえば、電子カルテの問題も、電子カルテの時代だという形で設計を多分当然していたと思うのです。私はそういうふうに電子カルテ化されるというのは、いろいろな情報でわかっていただけたと思うのですが、そういったのが設計になかったからこうしてどんどん追加になってくるというようなことなのか。私はちょっとこの3,280万円はすごい額だというふうに思うのですが、その点はばたばたして、内容を決めないで発注したなんていう話になってしまうのか。その辺をひとつお聞きします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 電子カルテにつきましては先ほど申し上げましたように、では電子カルテの発注の中にも含めるのか、あるいは配線交換部分を躯体の電気設備に含めるのかということで検討はしたわけでございます。ですが、当然電子カルテ自体が決定をしたのが去年の7月、8月ごろでしたか、ということで、そこから電子カルテ自体の配線の設計に入りました。当然時間がなくなるわけでございますので、一緒の中の施工をしないと、とても11月1日に間に合わないという判断がございましたし、効率的にも電気屋がまた別の同じ配線をしていくというのは効率的ではないわけでございます。そういう判断の中で変更増にさせていただく——躯体側で電子カルテのそういう部分を受け取ったということでございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そうすると、今、5番と6番というのは同列の仕事であったと。私はやはり設計がどうであったかということが一番、それを基準にもっていないと。あるいは設計図

書ですよ、設計図書に基づいて発注をしているわけでありますから、それがきちんとしていけば、その割に増工なんてないものだというふうには私は思うのです。それは先生方が一生懸命勉強して、どんどんあれもこれもというような話になるのかどうか、その辺のニュアンスがわかればいいのですけれども、ただこうして増工になります、増工になりますという話ではやはり説明が不足しているのかという感じがします。

こういう設計だったけども、こういうふうには電子カルテになりますとか、電子カルテの容量をみていたけども、それ以上のシステムにしないとこれからはもちませんとか、ということでこれだけの配線が増えますとか、配管が増えますとかという話をしていただきたいのです。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 変更がないのが普通であろうというふうにおっしゃるのは、それはそのとおりだと思っております。当然でございますが、病院は特殊という言い方がいいのか悪いのかわかりませんが、基幹病院につきましては12億円を超える変更増が出たわけでございます。それはなぜかという、先ほど市長がおっしゃったように、お医者さんであったり、現場で働く人たちのプランニングを、大体の概略といいますか、図面で発注をどんとしておいて、それに合わせていくわけでございます。

増工になった、なったということ——減額になれば一番よろしいのですが、院内におきましても、その減額の努力もしながらということでございます。今回のその電子カルテにつきましては、当然、後から出てきて、どういう電子カルテが入るかもわからない段階で、えいやあで設計に、当初設計に入れておくわけにはまいりません。当然決まってきた、電子カルテの配線は独自にまた引かせて、それを今度は躯体の電気と合わせてその中に取り込んでという作業を——二度手間だったのですが、とにかく今、議員さんがおっしゃったように、電子カルテがないような病院に先生方は来ないです。もう必須だと思っておりますので、2回設計を変更しながら、直しながらやったわけでございます。

その辺は当然、想定していないのかと言われれば、電子カルテを入れるというのは想像できましたし、当然私どもも今が時代ですので、ないのがおかしいと思っておりますが、えいやあで入れておくわけにはまいりません。きちんと電子カルテの業者が決まってから1回電子カルテの業者が設計をして、それをまたもう一度、うちの設計会社のほうで入れ込んだという作業をさせていただきました。以上でございます。

○岡村雅夫君 終わります。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私は恥ずかしながら、この件については事前に見てきませんでしたが、さっき基幹病院のほうで電子カルテが大幅に増工といいますか、予算アップになったと、それはわかりました。しかしながら本件については、当初のこの請負額の5%以上が増工になっているわけです。基幹病院はまさか電気工事で5%も増工と私はとても思いませんが、そういうことのずさんさということが——ずさんといいますか当初設計のいたらなさという

のが、私は今、議論されていると思っています。具体的な技術論ではなくて、もう少し我々素人もわかるようなこの辺の説明もしてください。

○議 長 市長。

○市 長 たびたび申し上げてきましたけれども、こと病院という部分に関しましては、やはり設計時にはそれはそれなりのことを考えながらきちんと設計をしているわけですが、病院の先生方が実際に使う立場になって、いろいろ検討した結果というのが、さっき別添資料で説明いたしましたように、ほとんどです。これを議会のほうでいろいろおっしゃいますけれども、こればかりは我々が、それは先生に要らないと——それはものすごく必要ないほど高価なものをとかとそういうものは言われますけれども、先生方が患者の命を守るためにこれは必要だ、これは必要だ、こうなればそれはいくら何でもそこに計上しないというわけにいきません。例えばいくらお金がかかってもですね。

ですので、議員の皆さんがおっしゃることはわかりますが、一般の建築物と全然違うというところをご理解いただきたい。さっき基幹病院は電子カルテの関係で12億円と言いましたよ。基幹病院は全部合わせたって確か250億円ぐらいですから、5%ぐらいいっているではないですか。確か北里に皆さん方はご視察に行っていたいただいたわけでありましてけれども、竣工してからだってそのくらい出てくるというぐらいのものですから、そこはひとつご理解をいただいて。我々も懸命な努力をしながら、こうして請負契約変更を——次の議案もまた6,000万円も増えますけれども、そういうことをやっているわけですのでその辺はご理解いただかなければ、なかなか全てが疑惑の目でということになりますと、非常にづらい面がございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。討論を終わることにご異議ございませんか……

〔「議長、23番」と叫ぶ者あり〕

反対者の討論はありませんか。

次に賛成者の討論を許します。

23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 議案第56号 工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論をさせていただきます。いろいろ先ほどの55号議案もありました。私も今、家を増築しておりますが、その中でいろいろな変更も多々あります。先ほど市長からも話があったように、この基幹病院をはじめ、市立病院は大変な工事だと私は思っています。そうした中で、やはり一番は先生が使いやすい、また仕事をしやすい、そういうことを考えたとき、どうしても多少なり変更は生じると強く思っています。そうした中できちんと説明をして、ちゃんと我々議会に説明をしていただく、そして我々がきちんとチェックをしてやっていくと、これが一番当然なことでもあります。

そこで、執行部の皆さん方もきちんとこれからまだまだいろいろな工事の契約についても、多少まだ変わってくるのではないかというふうに思っています。やはり最後はこの南魚沼に新しくできた病院が本当に使いやすい、良かったと、そう言われるような病院をつくっていただきたい。そのことを一番我々市民も望んでいるのです。

少しお金も、契約変更についてもあると思いますけれども、できるだけきちんとした工事、その請負金額の中でやっていかれるようにまた鋭意努力していただいて、素晴らしい市民病院を、開院間近に迫っているわけでありますので、ぜひ、頑張ってください。そういう思いを込めて、議案に私は賛成させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 56 号議案 工事請負変更契約の締結について（南医第 3 号 新・南魚沼市立病院（仮称）電気設備工事請負契約の変更について）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 29、第 57 号議案 工事請負変更契約の締結について（南医第 4 号 新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事その 2 請負契約の変更について）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第 57 号議案についてご説明申し上げます。本議案は平成 26 年 8 月の第 2 回臨時議会におきまして、第 60 号議案としてご提案、ご同意を賜りました。工事番号南医第 4 号 新・南魚沼市立病院（仮称）建設工事その 2、請負契約にかかる 1 回目の変更契約でございます。前 2 議案同様、市長の専決事項の指定第 3 項で定める上限額を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、同意議決を賜りたいものでございます。

議案の 1 ページをご覧ください。1 の契約の名称は工事番号南医第 4 号 新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事その 2 であります。2 の契約金額であります。変更前の請負契約金額 9 億 3,268 万 8,000 円を、今回の変更により 6,676 万 5,600 円増額いたしまして、変更後の契約金額を 9 億 9,945 万 3,600 円としたいものでございます。3 の契約の相手方は、本間組・高橋建設特定共同企業体であります。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

3 ページから 4 ページが建設工事請負変更仮契約書の写しでございます。5 ページが工事変更概要でございます。7 ページから 12 ページまでが変更項目の位置を示した平面図及び立面図でございます。

5 ページ工事変更概要をご覧ください。2 に変更内容、3 に変更理由が記載されております。主な変更内容といたしましては、(1) 屋外地下タンク部の地質確認により、土留め鋼矢板工の必要が生じたための増工でございます。(2) 木製建具から金属建具への変更、(5) プラン変更のため、施工面積、仕様の変更及び耐火間仕切り等の増工、(6) 医療機器の決定により脳波室シールドの施工追加工事などが主な変更でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 変更理由の地下タンクについて伺いますが、この矢板工、鋼製の矢板工ですか、この辺は当初から想定はしていなかったのかどうか。それからもう1点は、かなり掘るといことでありますが、地盤改良と申しますかそういったものはなされているのかどうか。その辺をひとつお聞きします。矢板工が必要なくらいだと、それが必要なような感じがしますが。

あと、55 号議案と関連しますので、9 番の木製建具から金属建具に減額が、55 号議案ではマイナスの 20 万 7,900 円です。これは何本で幾らなのか、ちょっとわかりませんが、木製から金属にすることによって安くなっています。

次に、今 57 号議案でいきますと、木製建具を金属建具へ交換して、今度は増になっていますが、どういった理由で金属にし、そして、どういった効果を求めようとしたのか。金額的な問題で増の理由をひとつお聞きします。

あと、トップライトについてちょっとお聞きしますが、トップライトは最初、四角錐ということをやっていたのが、今度はドーム型の形になるということですが、それについてはトップライトだけでなく、構造上の問題が出てくるのかどうかというあたりが私は心配ですが。要するに防水と、四角で想定していたものを、今度は丸の明かりとりをつけるわけですが、その辺の工法の変更というのは大丈夫なのか、どういった工法をとられたのかお聞きします。

あと、プランの変更ということで5番で、耐火間仕切りが非常に多く、4,351万3,491円。耐火間仕切りが非常に多くなっていますけれども、あらかじめ想定した間仕切りが細かくなったのか。その辺がちょっと読み取れなかったものでお聞きします。

そして、これで大体最後ですので、総工事費で増工が幾ら、減が幾ら、そして差引増、総工費が今現在幾らでありますと、こういったお話をいただければありがたいというふうに思います。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 土留め鋼でございますが、土留めが当初設計になかったというのが、あれば別に増工というのは出ないわけでございますので、その深さ、それから土質を判断させていただいたということでございます。埋めるときに、地盤改良が必要なのかということ

ございますが、そこまでは必要ないのではないかというふうに判断はしているところでございます。

建具の関係ですが、木造は、基本、引き戸が木造で設計をしてございます。全部そうとは言いません。特に検査室や何かだと工法からシールドしたやつになりますので、それは全部ではないのですが、一般的に開けるのが木製、引き戸がアルミ製という設計になっております。なぜそうしたかという、引き戸を木製にしますと、耐用年数といえますか、例えば35年、40年使うわけでございますので、当然減ってくる率が大いというのと、一番は使い勝手、引いたとき邪魔になるというのがもうだめですので、これはもう病院内で検討していただいてどっちかに決めていただくということです。

あとは引き戸といえますか、開く戸の場合にはアルミでしておりますので、35年、あるいは40年もつという想定でございますので大丈夫かなど。木製の場合にはそのもちが悪いというのもございます。開けるのか、引くのかというのは、我々がどうのこうのではなくて、動きやすさを優先させますので、これは当然病院の中で相談をさせていただいて、決めさせていただいたということでございます。

トップライトの件でございますが、これは非常に私どもの先生方が経済観念が強いものでございますので、四角のガラスのやつよりは、ものがちょっと高いのです。同じ効果であればドーム型のやつに変更したほうがいいのではないということでさせていただいたということです。どちらでもよろしいのですが、特に施工上、雨漏りがするとか、そういうことはございませんので、その心配は全くしていないということでございます。

それから、耐火間仕切りでございますが、これにつきましては、2月の特別委員会で若干触れたかと思えますし、この間の特別委員会でも触れましたが、病棟の関係を3病棟から4病棟に増やしたというのをちょっとご報告させていただきました。これは回復期リハビリテーション病棟というのを新設といえますか、中の間仕切りを変えるわけでございますが、そういう変更をさせていただきました。

耐火間仕切りがなぜ必要かという、火事になったときに廊下と病室の火がいきなり入ってきたりとか、あるいは廊下の逃げる部分、誘導する部分が当然病棟が1つ増えることによって増えるわけでございますので、その部分を耐火に病院自体をしないというのは問題がございますので、させていただいたということでございます。

もう1点がMRIでございます。移設につきましては、当初、開院後ということで考えておりましたが、これはやはり隣に基幹病院ができて、ある程度早期に持ってきてもMRIの検査自体は基幹病院にしてもらえばいいわけでございますので、10月になったら持ってこようじゃないかということで、先に——その分はあとからの仕上げということを考えていたのですが、一緒の中でもうやってしまうということが現実味をおびました。当然それは基幹病院のMRIを10月なり、9月中旬から使うという前提でございますが、そういう中で決定といえますか、変更をさせていただいたということでございます。

最後の部分でございますが、建築工事がマイナスとプラスを入れまして5,500万円ほどの

増でございます。機械設備が 200 万円ほどの増でございます。電気設備が 3,200 万円ほどの増でございますので、合計しまして 8,900 万円ほど増額となっております。全体の当初契約額に比較しますと、1.83%の増ということでございます。以上でございます。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 繰り返すようですが、地下タンク等については、矢板工等は当然、当初からみておくべきものだというふうに私は思います。漏れがあったか、ないかというのは、通常わからない。業者が言わない限りは、発注者側としてみれば当然必要でしょうといえる品物だというふうに私は思います。

あと、木製建具について、金属の建具にして、55 号議案ではマイナスになっている。このたびは 545 万円の増になっている。その概要は引き戸が多いから増になったとか、当初は木建でみていたということであるならば、アルミにしたがために高くなるのだというあたり、前段はではなぜ安くなるのかと、その辺の説明をいただきたいということであります。

あとトップライトについては、私は構造的に四角で設計されていたものが、丸の上へ置く品物になるわけですから、そうすると下の台のほうの変更、鉄骨工事の変更等が出るのではないかという話をしたつもりです。そういうのは大丈夫なんだということなのか、その辺が知りたかったために聞いたことでもあります。

あと、総工費について私は増があつて、減があつて、差し引き幾らの増で 8,900 万円ということはわかったのですが、それで、今現在総工費が幾らですよということが、投下された額というのはこういうものだという我々の認識が必要なもので、最終的には出る表だと思いますけれども、わかればありがたいと思って最後の説明をしたつもりです。そこについてはまだ備えていないようでありますので結構です。以上です。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 土留め鋼でございますが、企業努力にするか否かという部分もございすけれども、想定するべきであったか否かということになれば、当然増工したわけでございますので、想定するようにするべきだったということであろうと思います。

建具の関係でございますが、55 号では……（「55 号では安いでしょう。20 万 7,000 円マイナスでしょう」と叫ぶ者あり）すみません。減ったのにつきましては、当然入口をやめた部分というのがかなりありますので、引き戸の部分が要らないということを現場から言われれば、それは当然つけないわけでございます。

細かく見ていくとこの表の中に、例えば中止とか、やめたとかというものもございすので、当然全部が全部、木からなったとか、こっちからこっちだという単純なそういうものではありません。いろいろなくした部分というものもございすので、当然なくしたのがいっぱいであれば減額になるということでございます。この中に中止とか、何とかを中止というのが書いてございすので、その部分は中止になったということでございます。

金属建具の中で、第 4 号建築工事の中におきまして変更——変更になったのは、当然、これからこれにしますと増えるというのは事実でございますので、そういうふうな書き方にな

っておりますし、こっちにつきましては、例えばガラスつい立てのサインを中止とか、いろいろ書いてございますので、差し引きして金属工事の中全体でマイナスになったし、全体でプラスになったということでございますので、細々した部分がございます。これ全部、どの戸が何て言われても私はあれですが、全体とすれば精査するところなるということでございます。

それから、トップライトでございますが、施工は大丈夫ということでございますので、そういうことでお願いをしたいと思っております。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

○岡村雅夫君 終わります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 建築については、これは最後の質問だと思いますのでお聞きしますけれども、4月24日に社厚で現場のほうに行きました。そのときに、要するに壁なのです。シーチャン、軽量鉄骨で建て、ボード、グラスウール、それが部屋と部屋の間仕切り、廊下との間仕切り、圧倒的にそういう作りだったわけですがけれども、これで果たして遮音といえますか、病院として音の遮断であったり、耐火という部分であったり、これで十分なのかなという気がしたわけです。素人目にみて、ちょっと安普請かなという気がしたのですけれども、どうなのでしょう。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 これほど巨額な工事費でございますので、決して安普請だとは思っておりません。適正な価格であろうと思っております。

音の関係は十二分に精査しておりますので、ないのかなと。一番私どもが気にしたのが、鉄骨の場合ですと2階のスラブが薄いと、足音が下に響くというのを心配していたのですが、今はもう物がよくなったので大丈夫ですよということで、建築屋さんといえますか、設計屋さんのほうから言われまして、鉄骨という判断をしたところであります。

したがって、セメントであれば、RCにおきましても、特に全部セメントでするわけではございませんので、間仕切りは変える部分もございまして、場所場所でまた中の詰め物を変えておりますので、防音も、特に診察室まわりの防音につきましては注意をして、大丈夫だということをお願いしておりますので、そういう判断でやったところでございます。

安普請か否かは別にしまして、当然35年、40年ともっていく病院だと思っておりますので、きちんとして、また施工のほうも私どもが監督してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総額で53億円に迫るような建築でありますよね。素人目に見ても、非常にいいものをつくっていただきたいし、医療機器についてもまあまあのもが入るわけですがけれども、どうも壁の部分が非常にひっかかるわけです。本当にこんなものでいいのかという部分がある。確かにスラブについては、かなり厚めに打ってありました。2階の床部分であ

ります。これについては多分あまり音はしないのだらうと思いますけれども、問題は壁なのです。こんなもので本当にいいのかというのもあったのですけれども、設計士さんがついているわけでありますから、実際に自分があそこに入院してみてもんなものか、楽しみにしております。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ。これは今回の変更契約だけではない今後の病院関係の変更契約やほかの工事変更契約にも影響することだと思いますのでお伺いいたしますけれども、例えばこの今回で（5）番、病院検討結果によるプラン変更のため云々、施工面積、仕様変更、こういう説明というか理由だったら何でもオッケーになってしまうのです。ですので、私が説明を聞き漏らしたのかもしれないけれども、これでいいのだったら何でもできてしまうということです。このプランの変更で施工面積が変わったのだけれども、どういうふうに変わったのだとか、何が必要だったのだとか、仕様が変更になったのだけれども、こういう効果をねらったのだとか若干の何かがないと、こういうふうなことで変更をやりますよなんて言われれば、本当にそれこそさっきの話ではないけれども、議会がもうちょっとチェックしろよという話になってしまう。

今回はこの（5）番の施工面積、仕様の変更の内容を聞きますけれども、今後の変更契約の説明については、こういうところは気をつけていただきたいと思いますので、2点お願いいたします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 確かに非常に細かいといえますか、あと専門的な用語が飛び交いますので、私も全部100%把握しているかといわれれば、なかなか医療用語がありますと把握しきれないという面がございます。ただ、理由につきまして、発注のときもあるのですが、今回参考資料ということで細かくつけたつもりではございますが、なかなか院内での各部会の分厚い検討結果といえますか、議事録までつけるわけにはまいりませんので、こういう参考資料という格好の中をもう少し精査をして、わかりやすい格好にどうすればできるのかというのを検討しながらまたまいりたいと思っております。なかなか、専門用語も今度はございますので、その辺の解説とは言いませぬけれども、きちんとつけてまいりたいというふうに思っております。

もう1点が施工面積、内外装の関係でしょうかの増。これは先ほど申しあげましたように、1番は回復期リハビリテーション病棟をつくったということでございまして、間仕切りが変わってきたという面がございます。お金にかかわる分というのが耐火間仕切りでございしますので、当然逃げる方向も増えてまいります。病棟の間仕切りが変わることによって、患者ですので走って外に出るということはいかないわけですので、ある程度耐火性で逃げる道といえますか確保できるように、何通りか間仕切りを増やさせていただいたということがございます。

もう1つが先ほど申しあげましたMR Iの関係がございまして、それを内外装の関係は後

で随契か何かでするよりないと言っていたのが、たまたま——たまたまではないのですが、当然想定できたではないかと言われれば、基幹病院ができるわけですので、あそこでMR I 検査、あるいはCT検査ができるわけです。そうすればいいではないかというのが当たり前だと思うのですが、当然、移設の時期が前倒しできるという判断に至ったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 8 番・山田勝君。

○山田 勝君 今ほどの内外装の件ですが、資料を見させてもらいまして 13、14 ページの内外装、それと図面のほうの 15 ページ、16 ページ、17 ページ、各項目数字の場所で追いかけて、その内容とかを見ていきますと、今ほど寺口議員が言ったように間仕切りというのは、主に軽天に耐火であれば 30 ミリのボードを 2 枚はり両面、それで耐火は十分にできます。それはいいのですけれども、間仕切りについて、当初の段階である程度の予算は、当然入っているはずで。

このたび、この資料の変更内容をずっと追いかけても、私の頭の中では 4,300 万円は出てこないのです。いくらコンクリートの打設の間仕切りができたとしても、MR I のための間仕切りができたとしても、リハビリでちょっとスペースを広くしたとしても、通路をつくったとしても、ほぼそういったものは放射線とかそういうものが体力的に問題なければ、軽天で十分できます。軽天でボードで仕上げで 4,300 万円という、こういう金額は出てこないのです。よほどの、つくってしまってから壊してつくるという場面が、時々大きい現場ではあるのですけれども、設計の段階からある程度のものでできている中で、この 4,300 万円はちょっと私の中でも理解できないので、こういう面が変わったという、ここにこれだけの数千万円がかかったという、やはりそれはちょっと説明していただきたいです。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 一番が耐火間仕切りでございまして、ちょっと当初数量が少なかったというのが現実でございます。病棟が増えたということで、もう一度逃げ道をして、大分増やさせていただいたというのが一番でございます。

それからMR I につきましては、シールドで上げるか否かというのが迷ったところですが、シールドも含めてということで、MR I 室というのが出ているかと思うのですが、そちらのほうでさせていただいたということでございます。

それが主なところでございますし、あとはいろいろな面でして 4,300 万円出たか否かというのは、いろいろ増減があるわけでございますが、一番が耐火間仕切り部分が大幅に増えたということが一番でございます。これは当初からわかったではないかと言われればそれまでで、当初、逃げるのをどうしようかというのが甘かったといえれば甘いのですが、幸いといいますか、病棟が 1 つ増えたという中で耐火間仕切りを増やさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議 長 8 番・山田勝君。

○山田 勝君 押し問答にならないようにしたいと思うのですが、今ほど言いましたように軽天、スタッドを立てて軽量の鉄骨で、金属の薄い鉄板の鉄骨を組んでいって、それに石膏ボードをはるのです。それで耐火も十分できます。その材料と手間を 1,000 万円かけたとすると、大分の量ができるはずですが、それが当初の設計で増えたからといっても、私の中でどうしても 4,300 万円という金額が出てこないのです。ですので、特別、何かがここにかかったのだという説明をしていただきたいと改めて言うのですが、お願いします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 それは主な点ということで申し上げたのですが、そのほかでございますが、救急外来の全体プランを変更したということが 1 つございますし、外来の歯科の場合ですと、防火の扉を追加したりといろいろやっております。それから外来の標準モニター、壁の形状を変更したりとか、そういう中で放射線につきましては、MRI の機械室のプラン変更ということで、これは全部シールドまで落としてございましたので、その辺まで含めさせてやらせていただいたということでございます。

主な点が耐火間仕切りというのもございますし、以上のようなことでこのような結果になったというところでございます。以上でございます。

○山田 勝君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 57 号議案 工事請負変更契約の締結について（南医第 4 号 新・南魚沼市立病院（仮称）建築工事その 2 請負契約の変更について）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 30、第 52 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 52 号議案につきまして提案理由を申し上げます。当初予算編成後の交付金事業の内示額の確定及び当初予算の過不足によりまして調整の必要が生じた項目について補正を行うものであります。

主な項目といたしましては、歳出では魚沼荘改装事業費の解体工事及び外構工事の一部を

次年度に繰り越すもので、継続費の総額は変更せずに、当年度分を 1,025 万円減額いたしました。市立六日町病院事業費では、当初見込みに比べまして診療科目、及び診療回数の充実を図ったことから、人件費等の増額分として、3,988 万 3,000 円を計上いたしました。道路橋りょう維持補修事業費では、道路照明灯の一部を LED に交換することと、交付金事業で交付額が増になったことから、舗装等の維持修繕費を追加し、4,827 万 7,000 円を追加計上いたしました。消融雪施設維持管理事業費でも交付金の配分増から、消パイリフレッシュ事業に 8,100 万円を追加計上いたしたところであります。

一方、小学校大規模改造工事業費では、交付金が全く配分されない厳しい内示となりまして、今後も大規模改造では交付金が見込めないということが判明いたしましたので、来年度の交付金事業要望を見据えまして、また緊急性などにより事業内容を精査して、一部を次年度に送ることとして 1 億 6,110 万円減額いたしました。この件につきましては、所信表明でも申し上げましたとおり、その後、浦佐小学校の部分が 2,100 万円、満額ではありませんけれども追加といえますか、配分決定がございましたので、これらについてはまた最終日に補正予算で計上させていただきます。

歳入では、市立六日町病院事業費の診療収入で 4,053 万 3,000 円を見込みまして、社会資本総合整備交付金の配分増によりまして、7,748 万 6,000 円を計上いたしました。学校施設環境改善事業交付金は、先ほど申し上げたとおりでありまして、この中では 1 億 950 万 6,000 円を減額しております。歳入歳出の差額調整で、前年度純繰越金に 6,188 万 9,000 円を計上したところであります。

なお、継続費では歳出の冒頭に申し上げましたとおり、魚沼荘の改築事業を 1 年間延長して 3 か年事業としてお願いするものでありますし、加えまして、日渡東西線改良工事につきまして、上越線のアンダーボックス施工の協議が JR 東日本と整ったことによりまして、日渡東西線 JR 委託事業を平成 31 年度まで 5 か年事業として継続費の新規設定をお願いするものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ 5,138 万 4,000 円を追加いたしまして、予算総額を 345 億 4,438 万 4,000 円としたいものであります。詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細説明は簡略、かつ簡潔に努めますのでよろしくお願いたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第 52 号議案について簡略、簡潔にご説明を申し上げます。歳入歳出につきまして事項別明細書でご説明いたしますので、最初に 12、13 ページをお開きください。2 の歳入からご説明申し上げます。

11 款 1 項分担金は、2 目土木費分担金で、社会資本整備総合交付金事業の内示に係る消融雪施設維持管理事業費の増額に伴う道路整備事業分担金 101 万円の計上であります。

12 款 1 項使用料は、2 目衛生使用料、市立六日町病院診療収入、窓口分・保険分合わせて、4,053 万円の計上であります。13 款 1 項国庫負担金は、3 目災害復旧費国庫負担金で平成 25

年の市道樺の沢西山線の災害復旧に係る平成 27 年度の交付金分の計上でございます。

13 款 2 項 2 目民生費国庫補助金の 1 節社会福祉費では、生活保護システム改修業務の 2 分の 1 補助として 16 万円の計上でございます。2 節児童福祉費では、ふれ愛支援センターの一部をほのぼのの広場用の事務室として開設したことによる火災報知機設置に係る補助金と、野の百合保育園の補助単価の増による交付金の追加が 209 万円であります。

4 目土木費国庫補助金 1 節の道路橋りょう費では、長寿命化修繕詳細点検、道路橋りょう修繕事業、消パイリフレッシュ事業への増額、2 節住宅費では宅地等消雪設備普及促進事業費の増額により、社会資本整備総合交付金をそれぞれ 7,648 万円と 100 万円の計上でございます。

5 目教育費国庫補助金、1 節の小学校費では、大規模改造関係への補助金採択とならなかったことにより、学校施設環境改善交付金を 3 校分 1 億 952 万円の減額といたしましたが、市長の所信表明の中でも申し上げましたが、国で追加の内示が行われたことによりまして、6 月 5 日に県から連絡を受け、事務手続の指示がありましたので、一般会計補正予算第 2 号を編成し、今会期中に提出の予定で準備を進めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

教育費国庫補助金の 4 節社会教育費では、坂戸城跡の整備事業費における立木補償方法の変更により 7 万円の減額であります。変更理由につきましては、歳出のほうでご説明申し上げます。最下段、14 款 2 項県補助金 2 目民生費 2 節児童福祉費では、野の百合保育園における学童保育「野の百合家庭教育館」への補助金 108 万円計上であります。当初、平成 28 年度から予定していたものですが、六小クラブ混雑解消のために前倒しをするものでございます。めくっていただきまして 14、15 ページ、説明欄一番上、同じく民生費県補助金、児童福祉費の保育緊急確保事業県補助金は、国庫補助金同様、ふれ愛支援センターの火災報知機の分でございます。

その下、3 目衛生費は 1 節保健衛生費県補助金で、自殺予防対策事業に対する補助金の追加内示による計上であります。次の欄、5 目農林水産業費は農業費県補助金で、中山間地域等直接支払市町村推進交付金の増額によるものでございます。最後の欄、6 目商工費県補助金の県観光基盤整備事業補助金は、五十沢キャンプ場と鷹ノ巣エリア復旧整備における県単独事業の労務単価上昇分の増額でございます。

中段、16 款 1 項寄付金でございます。1 節一般寄附金 4 万円、2 節ふるさと納税寄附金 16 万 9,000 円につきましては、説明欄記載の方々からご厚志として頂戴したものでございます。なお、ふるさと納税のうち 1 件は、来年 2 月開催の「スペシャルオリンピックス分」として寄附をいただいております。

下から 2 段目、17 款 2 項基金繰入金は、4 目市民の文化・スポーツ奨励棚村基金繰入金に、南魚沼市童謡コンサート運営事業費への充当として 60 万円の計上であります。

最下段、18 款 1 項繰越金では、前年度純繰越金につきまして、今回補正の収支差額の財源不足分につきまして 6,188 万円余りを計上させていただくものであります。

次のページ、16、17 ページをお願いします。19 款 4 項受託事業収入 3 目農林水産業費では、1 節農業費受託事業収入で、農地中間管理事業費の事務費の増額に係る受託収入の増額であります。

その下、6 目広域行政受託事業収入の湯沢町広域行政受託事業収入は、魚沼荘改築事業における継続費の一部を次年度に送ることに伴う減額であります。

中央の段、19 款 5 項 3 目雑入の 1 節総務雑入では、自治総合センターコミュニティ助成事業において、上町 2 丁目区の自主防災会への防災グッズの申請が不採択となったことにより、交付金 160 万円減額であります。

最下段、20 款 1 項市債 1 目合併特例債では、1 目合併特例債のまちづくり建設事業債とその残額に充当する地域づくり資金貸付は、魚沼荘改築事業費と小学校大規模改造事業費の減額、保育園等施設整備事業費と、消融雪設備維持管理事業費の増額による差引の調整により、3,370 万円の減額となるものであります。

3 目土木債 1 節自然災害防止事業債 710 万円は、庄之又川護岸の災害復旧事業への充当であります。3 節公共災害関連事業債は、県営の深沢地区急傾斜地崩壊対策事業負担金への充当で計上させていただくものであります。以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして 18、19 ページをお願いいたします。3 の歳出であります。

2 款 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、魚沼荘改築事業費及び小学校大規模改造事業費の減額にかかる事務費分の起債減額による財源の組み替えでございます。6 目財産管理費は、15 節工事請負費で大和庁舎の排煙口に石綿の使用が判明し、飛散防止処理をするための施設改修工事費 378 万円の計上であります。7 目企画費の説明欄最初の丸、集落振興事業費は、上町 2 丁目の自主防災グッズの不採択による一般コミュニティ事業補助金の減額と、小栗山行政区の集落集会所が一般コミュニティ事業補助金に採択されたことによりまして、集落集会所施設整備事業補助金から環境整備補助金への移行による減額でございます。合わせて 460 万円の減額補正であります。下の丸、地域活動支援事業費は、高齢化、人口減少が進む辻又地区において、地域の活性化を図るために昨年来から協議をしてまいりました総務省事業の「地域おこし協力隊」導入についての協議がまとまり、地元住民と一緒に地域づくりを推進しております NPO 魚沼伝習館にその一部を委託するもので、総額で 600 万円の計上であります。一番下の丸、大和スマート I C 事業費 370 万円は、24 時間出入り可能とするための費用対効果の算出と採算性の調査を委託するものでございます。

総務費、一番下の欄、9 目バス運行対策費、説明欄の丸、保育園等送迎バス運行事業費は職員 1 名減により、当初臨時職員による直営で計画していたものを、送迎ルートの見直しにより臨時に変えて、藪神保育園バス運行を委託にすることによる計上と、長期休業期間に運行する部活バス等の単価上昇による不足分、合わせて 181 万円の補正計上であります。

中央の段、3 款民生費 1 項 8 目老人ホーム魚沼荘管理運営費の魚沼荘改造事業費は、歳入でも説明いたしました、解体の基礎撤去、外構工事の一部と植栽工事を、次年度に送ることによる 1,026 万円の減額であります。

一番下の段、3款2項児童福祉費の1目子育て支援費、説明欄最初の丸、学童保育対策事業費は、歳入でも触れましたが、六日町小学校での学童保育六日町クラブ混雑解消のため、野の百合保育園で自主的に実施していた野の百合家庭教育館に7月から市が委託するもので345万円の計上であります。下の丸、ほのぼのの広場事業費は歳入で説明いたしました火災報知機の改修工事費と、次のページ21ページの説明欄、塩沢会場の塩沢庁舎2階に配置するおむつ交換台の備品購入費17万円でございます。

改めて20、21ページでございます。3款2項児童福祉費の続きであります。2番目の欄、3目児童福祉施設費の説明欄上の丸、常設保育園管理運営費156万円は、休日保育、病児・病後児保育、未満児保育の利用児童数確定による特別保育事業補助金の返還金であります。2番目の丸、保育園等施設整備費事業費は、蕨神保育園の入所希望者が定員を上回るため、定員を22人ほど増やすための増築工事の実設計画委託料と、わかば保育園及び野の百合保育園の施設整備に係る補助金の補助基準額が変更になったことによる305万円の補正計上であります。

真ん中の段、3款3項生活保護費1目生活保護総務費の説明欄の丸、生活保護一般経費の32万円は、生活保護基準の住宅補助と冬季加算の見直しに伴う生活保護システムの整備委託料でございます。

一番下の段、4款衛生費1項1目保健衛生対策費、説明欄の丸、母子保健事業費は6月の医療再編により、ゆきぐに大和病院の小児科が終了となり、現在お願いしている医師との雇用契約が切れることにより、病院事業会計で支出していた報償費が一般会計からの支出となるための98万円の計上でございます。下の欄、4目医療等対策費、説明欄の丸、市立六日町病院事業費は、診療科目及び診療回数の増加による職員、助勤医師関係関連経費の増額、次のページになりますが、スタッフ間の連絡用のPHS電話使用料の増額、検査項目の追加による医療機器等借上料の増加により3,988万円の補正計上をお願いするものです。

22、23ページをお願いいたします。2段目になります。4款2項環境衛生費2目斎場管理費79万円は、排気塔フード内に設置されている鳥の侵入を防ぐ防鳥網の経年劣化による破損が発見され、早急な修繕が必要となったための計上であります。中段、4款3項清掃費3目し尿塵芥処理施設費、説明欄丸、ごみ埋立処分施設運営費は、小栗山行政区の集落集会所施設整備補助金が宝くじ補助金の採択となったため、環境整備補助金として集落集会所施設整備補助金相当額として上限の300万円の補正計上であります。

最下段、6款1項農業費2目農業振興費、最初の丸、ふるさと農園維持管理費は、雪害によるベランダ、手すり、屋根の破風板、管理棟進入路の舗装修繕等、補正計上であります。2番目の丸、農業体験実習館事業費は、レイホー八海体育館の雪により破損した外壁と庇の修繕料であります。一番下の丸、農地中間管理事業費は、全額補助による事務費の計上ですが、具体的な補助要綱が確定したことによる234万円の計上でございます。

24、25ページをお願いいたします。7款1項商工費1目商工業振興費、説明欄の丸、地場産業振興事業費は、市内3商工会で商工会県連の補助金を活用して、市内の特選品の紹介や販売

についての観光情報なども発信できるウェブサイトの整備と、電子パンフレット作成経費の一部を補助するものでございます。次の欄、2目観光振興費、最初の丸、観光施設整備費は、五十沢キャンプ場鷹ノ巣エリアの23年で被災した炊事場の復旧に当たり、当初、鷹ノ巣側への川を渡る仮設道路は、営林署の災害復旧工事にあわせて設置される予定でありましたが、この工事が中止となったため、炊事場の復旧工事の中で仮設道路を設置することとなったために増額と、労務単価の上昇による増額も合わせて80万円の計上でございます。2番目の丸、山岳遭難対策事業費は、八海山ロープウェイ山頂駅にあるバイオトイレのトップファンとスクリーンの修繕料であります。

中段、8款土木費であります。2項2目道路橋りょう維持管理費、説明欄の丸、道路橋りょう維持補修事業費は、交付金事業の内示額の増加に伴い4,827万円の計上であります。内訳の道路橋りょう修繕工事費は、道路舗装や橋梁修繕工事のほか、マイマイガ対策や節電効果検証のための道路照明の一部をLED化する改修工事も含まれております。次の欄、3目道路橋りょう除雪事業費、説明欄の丸、消融雪施設維持管理事業費も、前の維持補修事業費と同様、交付金事業内示額の増加に伴う消パイリフレッシュ事業8,100万円の増額であります。4目道路橋りょう新設改良費、最初の丸、道路新設改良事業費の市道改良工事費は、天王町地区の浸水対策として、市道横断の排水路の断面を広げるためのボックスカルバートの設置工事費の計上であります。2番目の丸、街路新設改良事業費（交付金）は、樋渡東西線の上越線アンダーボックスの工事を継続費として設定することにより、以後の継続費との整合関係をわかりやすくするために組み替えをしたものでございます。

一番下の段、8款3項河川費1目河川総務費は、説明欄の丸、河川管理費25万円は、県営事業であります深沢地区の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業費が増額となったことに伴う負担金の追加でございます。

26、27ページをお願いいたします。8款4項都市計画費は1目都市計画総務費、説明欄最初の丸、都市計画総務費一般経費10万円は、建設研修センターで開催される建築工事管理研修会へ参加するための負担金でございます。旅費等は計上済みですが、負担金の把握ができていなかったことによる補正計上でございます。2番目の丸、都市計画調査事業費84万円は、都市計画の用途及び道路の変更決定業務、市民バスの運行業務に伴う事務量の増加による、臨時職員6か月分の計上でございます。

次の欄、4目公園費、最初の丸、児童公園管理費は、塩沢中央公園の雪で破損した擬木柵及び擬木遊具の修繕料の計上でございます。2番目の丸、銭淵公園管理費は、ふれ愛支援センター脇の通路改修による駐車スペースの確保と、冬季の機械除雪にも対応できるようにするための修繕料の計上でございます。3番目の丸、塩沢交流広場管理費の修繕料は、交流広場の街路灯36基をLEDランプに交換するものであります。施設修繕工事費は、牧之茶屋の雨漏りの原因となっている屋根の消雪配管改修工事と消雪井戸の洗浄工事の補正計上でございます。公園費、最後の丸、県営奥只見レク都市公園整備事業費は、八色の森公園に県発注によるイベント用の給排水設備工事を施工することに伴う負担金の計上でございます。

中段、8款5項住宅費、1目住環境整備事業費、説明欄の丸、克雪住宅推進事業費は、地盤沈下区域内において、地下水以外での消雪設備の設置に補助を行う宅地等消雪設備補助金が4月で予算額の申請となったことにより、5件分の追加を行うものでございます。

最下段、9款消防費であります。1項3目防災費の丸、防災一般経費のPCネットワーク工事費50万円は、国土交通省のネットワークを使用し、市役所本庁舎より道路河川の映像がリアルタイムで確認できるように、ランケーブルの配線工事を行うものです。

28、29ページをお願いします。10款教育費であります。2項2目小学校整備費、説明欄丸、小学校大規模改造事業費は、予定していた大崎小学校と浦佐、北辰小学校体育館が、交付金の対象事業とならなかったことにより、北辰小を先送りとし、浦佐小を屋根防水工事のみとして、事業費1億6,110万円の減額であります。歳入で説明をいたしましたが、国の追加内示により、浦佐小学校を当初の計画どおり実施するための補正予算を準備しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

2段目、10款6項社会教育費4目文化行政費、最初の丸、市民の文化・スポーツ奨励棚村基金運営事業費のコンサート委託料は、市民要望による棚村基金審査会の承認を受けての「南魚沼市童謡コンサート」の開催委託料であります。2番目の丸、坂戸城跡整備事業費の立木伐採等委託料の計上と、土地購入費の減額は、石垣整備事業において、当初土地購入費に立木補償を含めていたところ、伐採費の見積もりが予定より高額であったことと、第3者による伐採が解体調査に支障を来す恐れがあるということで、立木を買い取って市で伐採を行うことにしたことによるものであります。看板等撤去工事費は、坂戸山山頂に設置してあるプラスチック製擬木看板2基が雪や経年劣化により破損して傾いているため撤去費用70万円の計上であります。

3段目、10款7項保健体育費1目保健体育総務費、説明欄の丸、保健体育補助・負担金事業の体育施設整備補助金は、大和水無グラウンドゴルフ協会から要望のあった芝刈り機更新事業への補助金でございます。次の欄、3目学校給食費の丸、給食センター方式事業費、修繕料150万円は、この冬の雪により上部が破損した大和学校給食センターのFRP製受水槽の修繕料の計上でございます。

最下段、11款災害復旧費であります。2項1目公共土木施設災害復旧費、説明欄の丸、土木施設災害復旧費（単独）の河川災害復旧工事費700万円は、庄之又川の増水により決壊した護岸を被害の拡大を防ぐため、護岸ブロック積みにより復旧するものです。災害要件がないため、補助及び起債対象とはならないものであります。以上が歳出の補正内容であります。

なお、本補正予算では、予備費の補正はございませんが、5月末現在の予備費充用の額は、6件で合計495万4,000円であります。主なものとしては、浦佐駅前変電設備改修工事に伴うPCB処理費の追加121万円ほど、林道一之沢滝ノ又線、高石中ノ又線の崩落土の撤去委託料200万円、林道君沢線・永松線の土砂撤去機械借上料90万円などがございます。

戻っていただきまして7ページをお願いいたします。第2表継続費の補正でございます。最初の表「追加」につきましては、樋渡東西線のJR上越線横断工事につきまして、「樋渡東

西線 J R 委託事業」として、5年間の継続費、総額 21 億 4,683 万 8,000 円の新規の設定をお願いするものであります。今年度の年割額は、5,965 万 5,000 円で、主に農業用横断水路の付けかえや、J R 側の電柱移設などであります。なお、新規追加に当たり、地方自治法施行令第 144 条第 2 項による「事業の進行状況等に関する調書」を 30 ページ、最後のページでございますが添付いたしております。

次の表、7 ページに戻っていただきまして、「変更」は魚沼荘改築事業につきまして、事業費総額を変えずに、事業年を 1 年延長し、年割額を変更したいものであります。合併特例債の発行可能期間が延長となり、解体工事の基礎撤去や外構工事の一部を条件のいい時期に実施したいことによりまして、事業年を 1 年延長し、3 年間とし、それに伴い年割額を平成 27 年度の 7 億 9,850 万 4,000 円を 7 億 8,824 万 4,000 円に、延長した平成 28 年度年割額を 1,026 万円とさせていただきたいものであります。

次の 8 ページをご覧ください。第 3 の表地方債補正でございます。歳入 20 款市債の補正でご説明申し上げました内容によりまして、起債の限度額合計を 2,640 万円減額し、49 億 6,800 万円に変更したいものであります。

1 ページに戻っていただきまして、順に内容をご説明申し上げましたが、第 1 条で歳入歳出予算の補正、第 2 条で継続費の補正、第 3 条で地方債の補正をお願いしたいものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 19 ページの大和スマートインターの事業費ですけれども、これは調査をして、多分、夜開けられるかどうかという調査費だと思いますけれども、当初つくるときもそうそうやって何台通ればスマートインターをつくれますよという話でつくったとは思うのです。けれども、今では環境も変わってしまっていて、基幹病院ができていて、地域の人が使うところが普段はあるかと思いますが、冬等ある場合は、やはり湯沢の患者さんの輸送とか、基幹病院が軸にして医療のほうで夜も使うかとも思います。こうやってまた調査をしなければ、あそこは夜が開けないものなのか。要望等々で、これは県も絡んできます。みんな県民でもあるわけですし、そういったところで調査費ではなく、要望で夜は通せないものなのか質問します。

それと教育費、29 ページ、浦佐のことで言ったのですけれども、一昨年前、私は塩中で第 2 体育館が雨漏りしているということで、その件はどうなっていますかということがあったのですけれども、市内でも雨漏りをしていたり、直さなければいけない、大規模改修をしなければいけないところがあると思うのですが、その辺はいかがになっているか教えていただきたいと思っております。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 1 点目の大和スマートインターチェンジの委託料の関係をご説明申し上げます。こちらのほうですけれども、大体 1,000 台を超えてというような数量的な目安もあ

ったわけですが、実際は費用対効果、採算性といったようなところが求められるところがございます。これは大和インターチェンジのほうができるころからそうですけれども、実施計画書というのを持っておりまして、その中で、将来の台数の計算というのが出ているところです。その推計によりますと、その台数に足りないというような状況がございまして、現在生きている実施計画書を改めて作り直す必要があるということでございます。したがって、今回は基幹病院の関係、それからすぐ隣にあります魚沼市さんの水の郷工業団地の関係、それから今後の観光交流の活性化等の関係等、いろいろ情報を集めながら、新しくそれを算定し直すという形になります。

それがありませんと、その先の手続に進めないということですので、実施計画書を再度作成いたしまして、地区協議会に諮って了承を得まして、その上で国交省、それからNEXC O債務返済機構というところですが、そちらのほうへの実施計画の提出、承認をいただくというような手続を踏まないで24時間化は進まないということでございます。今回の策定作業は絶対に必要な部分だというふうに考えております。以上です。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 体育館の工事の予定ですが、ことしは浦佐小学校の体育館の工事を予定しております。それで浦佐小学校につきましては、防水のシートが溶けて下に垂れてきているということで、早急に、早目に工事をしなければならないということで浦佐小学校の体育館はことし優先させていただきました。

そのほかにことし、今年度につきましては、北辰小学校の体育館を予定しておりましたが、ここについてはまだ雨漏りには至っていないということで、先ほど市長のほうからもお話がありました。ことし交付金がつかなかったために、北辰小学校については1年先送りということで予定をさせていただいたところであります。

それから、今後の予定としましては、先ほど議員のほうからも質問がありましたが、塩沢中学校の体育館が第1体育館、第2体育館とも雨漏りが部分的にあるということで、こちらにつきましても総合計画の中で計画をしておるところであります。交付金が今度出ないということで見通しが立たないという中で、今後の計画につきましては、再度検討をさせていただきたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1番の最初の問題ですけれども、手続を踏んでいくということですが、夜、非常にいいものができても、冬なんかは高速を通ると通らないではえらい違いになると思いますので、その辺も協力できる範囲でいっぱい使えということで頑張りたいと思います。

小学校の件はいろいろと計画的にやっているということで、また床が傷んだりしてくると、お金が非常にかかってくるのかと思いますので、準備段階早々にやっていただければと思います。以上で終わります。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ほかの人もありますので2点だけちょっと。まず最初に、今の大和スマー

トインターのことですけれども、費用対効果の調査をしなければ前に進まない、それをぜひともしなければというお話ですけれども、この問題はずっと基幹病院に合わせて何とか、何とかということで、私もほかの議員も再三、一般質問をしていることですよ。それが今になってこんな費用対効果——前からこんなことが必要なんで、私に言わせればそんなことはわかっているのに、何で今さらこんなことをこれから始めようとするのかというのが、非常に今説明を聞いていてちょっとがっかりというか、そこら辺をもう少し聞いてみたいという気がしましたので、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

もう1点が、15ページの自殺予防対策緊急強化事業県補助金の関係ですけれども、ここも今までも何回か質問しています。毎年予算づけをして、ことしの場合44万9,000円ぐらいしているのですけれども、県の補助がつくと、補助がついた分を増やさずに、一般財源を少なくして、補助金をみていて、事業量は同じというようなやり方ですと繰り返しているのです。

それでいいのかという、予算を効率的に使えばいいのかもしれませんが、自殺者ですね。私がきのうインターネットで調べたら、平成23年が24、24年が15、25が23、26が20ですよ。平成26年度の自殺死亡率は33.22だそうです。これは県下で8番目に悪い。ずっとこういう状態ですよ。それが今までずっと私も何回も質問しているのですけれども、予算を組む、補助がつく、では一般財源の持ち出しを少なくしてこの範囲でやるという、同じようなことをずっと継続してやっているのです。それだとなかなか効果が出ていないのではないですか。

港区なんて、あの大きい区で33名死んでいて、自殺死亡率15ぐらいですよ。それがその自殺対策推進計画みたいなものをつくって、何十年かでその自殺死亡率を半分にしようみたいな取り組みをやっているのです。そういうふうな取り組みみたいなものを本当にもう考えなければならないのではないかというような気がしますので、何回も何回も毎回聞いて申しわけないのですけれども、この点、合わせて2点お願いいたします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 議員がおっしゃるとおりで、少し遅めだったということは実感しておるところです。おわびするところでございます。ただ、状況をちょっとお話させていただきましても、こちらのほうですが、新しく事業計画の変更が必要だということ。これは今、生きておりますのが、平成20年の実施計画になっておりますけれども、その当時の算定では、利用台数が減るといような数字が出ておまして、採算性等がとれないといような等状況の数字になっておりました。

ここで病院の状況とか、そういうことを新たに算定の中に入れるということで申し上げたところでも、病院、医療の再編の状況がわかった、固まった時点でそれを早目に実施するべきだったところだったと思います。これは算定する際に、周辺のインターチェンジの状況とかを全て合わせて行います。大和のインターチェンジがどれだけ伸びるかとかそういうことだけではない状況でございますので、そういったこともありまして、医療

再編だけのことを考えますと、基幹病院ができた影響というものだけでなく、地域の周辺の医療機関との関係も含めて、どれだけの量が増えるかというような算定を進めるようなこととなります。

したがって、もう少し早く着手ができたことは確かでございますが、それにしましても限界があるということでございます。実際には平成26年、昨年の春には協議を再開したいということで申し入れをしたところですが、ちょっとその後、動き出しができなかったという状況がございました。この辺は積極的に働きかけて、動き出しを早くすべきだったというところで反省しているところでございます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 自殺対策についてお答えします。議員ご指摘のとおり、県の補助金を頼って、市の持ち出しがあまりなく事業を実施しているのは事実です。それで再三私も予算、決算のときに説明申し上げておりますけれども、金をかければこの事業はできるというものではありませんし、金額によって成果が上がるというものではありません。

国、それから県、市町村、それぞれやるべきことが違ってくると思います。国、県では、やはり大々的なキャンペーンをはって、金をかけてメディアで訴えかけるという事業が有効だと思っていますし、私たち市では地域の実情に合った形での地道な活動が有効だというふうに考えております。確かに長いスパンで見ると自殺は増えたり減ったりしておりますが、そういう意味では、単年度で増えたから、減ったからということでの対応ではなくて、10年、15年という長いスパンで、傾向がどうだったかということに対応すべき事業をやっているというふうに思っています。

確かに金額的には30万円、40万円という事業ですけれども、毎年その事業の内容につきましては、この地域の特性をつかんで、ではどういうふうにしたらいいかということの検討を行いながら、それぞれ毎年事業の内容を変えております。それは専門家による講演、それから何よりも地域で自殺というものを理解していただくということが、今行うべき最優先だというふうに考えておりますので、地域協議会を活用したり、健康推進員を呼んで講演を開いたりして、とにかく地域で見守る、市民の方を見守って、悩みを聞いて、それに対応できるような地道な活動をしていきたいと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、これは単に市町村だけで行うべき事業ではありませんので、国、県の支援をいただきながら、また一緒になってやっていきたいというふうに思っております。ご指摘はごもっともですので、それを十分配慮しながら事業を実施していきたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 インターの件については、本当に遅いかなと思うのですが、そういうことであればそれはよしまして、自殺予防の件についてもうちょっとだけお話をさせていただきます。今の答弁、私は何遍もこの質問していますけれども、何遍も同じ答弁で聞いています。金をかけることが効果的でもないのだと、この地に合ったことをやるというようなことでや

っているのですけれども、だから 20 人前後ずつ毎年自殺しているのですよね。その現実をどう、担当課、担当部として受けとめているか。それを何とか計画的にでも、ことしだめだったらこういうやり方で、こういうやり方でというような計画性を持って、この自殺を減らすという考え方というのはないのですか。私はこれは大事なことだと思うのですけれども、その考え方だけ。またずっと同じようなことで繰り返すのか、もうちょっと計画的に減らす方向で、もう一步踏み出すような考え方で進める考えがあるのか、そこだけお伺いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 担当のほうでさまざまな状況に応じたいろいろな工夫をしながら取り組んでいるということがちょっとおわかりいただけなかったのは、私どもの PR 不足だと思いますし、地域に出ましてかなりの部分でやっております。ただ、議員ご指摘のように、表面的には同じことをやって、成果が上がっていないような形ですけれども、自殺の形態というのは、私どもが捉えているのとは毎年状況が変わっています。近年の傾向としましては、若年の、若い 20 代の方が 10 数名亡くなるとか、そういった傾向が年によって変わってくるというのがあります。その原因を探ることも大切ですし、要するに、すぐにそれに対応できないというもどかしさはあるんですが、そういう状況をみながら担当のほうではいろいろ工夫しながらやっております。

もちろん、地域の実情を得ながら、いろいろな地域の参考意見を聞きながら取り組んでいるというのが事実ですし、ここで議員がご指摘のように、何らかのまた変わった取り組みが必要だと思いますし、キャンペーンをあげて、市民の方からさらに理解していただいて、協力していただくという形も必要だと思いますので、その辺は真摯に受けとめて検討してまいりたいというふうに思っています。以上です。

○佐藤 剛君 終わります。

○議 長 お願いします、質問者も答弁者もできるだけ簡潔にお願いいたします。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 点ほど、25 ページの樋渡東西線の JR 委託料に関連してでありますけれども、やっこの事業が始まるということで喜ばしいことではありますが、平成 31 年度に完了ということです。要するに、その前後の市道改良、並びに片田地内の市道改良というのが同時にスケジュールとしてのってくるわけでありまして。この部分をきちんと計画的にやらないと、ガードの部分だけ大きくやっても、事故の部分ということが非常に心配されますので、その辺のスケジュールについてお伺いをしたい。

もう 1 点は 29 ページの坂戸城跡の整備事業でありますけれども、これは目的寄附ということで 1,500 万円、坂戸城の石垣積みでありますよね。これについて 1,500 万円の確か目的寄附があったはずであります。これを原資としまして、当初予算、3 月予算で 1,468 万円という金額をかけての整備が始まるわけでありましてけれども、今回 136 万円の増額であります、国の交付金も合わせますと 2,200 万円ほどになるかと思っております。この部分について、足りな

い部分でありますけれども、その寄附で賄える分であればそれで終わりだというお考えなのか、国の交付金も含めての全額を使っての整備だという部分なのかお伺いしたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 樋渡東西線でございますが、J Rの5か年については平成31年までということで、ことしから一部、水路の切り回し等の工事も入る予定でございます。市道、市の部分につきましては、アプローチの部分が市が担当する部分でございますが、J Rと一緒にというわけにはいきませんので、市が担当する部分については、平成29年から平成32年の間に実施し、全体として32年度中に完成する予定でございます。それと今、片田の集落の中というお話でございますが、それにつきましては今後県道までの連絡ということも含めて、十分詰めていきたいと考えております。以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 私は不肖で、1,500万円の寄附というのがちょっと承知しておりませんが、今現在計画しておりますのは、土地を市有化して事業を行う場合、土地の所有費が80%国からいきます。市の土地を復元する場合については、国から50%、県から15%の補助金があると。その範囲の中で、坂戸城跡の、正面に向かいまして右側の石垣をことし解体の調査をいたしまして、来年積み直すという事業をやらせていただきたいというものでございます。その前提に立つ中で、国県の補助金を得るための1つの大きな目的として、その土地を買わせていただくという事業でございます。以上でございます。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 街路については、集落内の今現在も危ない状況もありますので、当然32年から供用開始ということになれば、それに合わせたスケジュール、この5年以内にどんなになるかはわかりませんが、できれば同時に改良が終わればと思っていますけれども、頑張ってください。

この目的寄附について、社会教育課長が承知していないということでありましたので、市のほうへたびたびご寄附をなさっている方が、確か1,500万円ということで、坂戸城跡石積みでありますけれど、そこに使っていただきたいということで、確か目的の寄附があったと思っています。担当課のほうで承知していないということになれば、寄附担当のほうはどなたかわかりませんが、それは目的でありますので、これはきちりと石積みに使わなければならないと思いますけれども、承知している方が答弁願います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 街路としてやる樋渡東西線の区間につきましては、平成32年までで完成いたします。その後につきましては、今のところ時期的には未定ですが、必要な道路だというふうな認識はしております。とりあえずは、一番今問題となっています小さなガードを改善し、子どもたちも安心して通れるそのような形で、そこに全力を尽くさせていただこうと思っていますのでよろしくお願いたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 目的寄附につきましては、石垣ということに限定されたということではないですが、坂戸城跡の整備のほうに使っていただきたいということで 1,500 万円の寄附をいただいております、これにつきましては財政調整基金の中に区分をして管理をしておりますので、その寄附の目的に沿って、使っていきたいというふうに考えております。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 目的寄附でありますので、その目的以外に使用ということはなかなかできないわけでありまして。やっとこの 3 月予算で城跡のほうの整備についたわけでありまして、それも含めて、国からくる交付金と合わせますと、多分 2,200 万円ぐらいになると思いますけれども、その部分のお金をきちんと使うという形でやっていただきたい。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 52 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 31、第 53 号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車 2.2m 級 1 台）及び、日程第 32、第 54 号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車 1.5m 級 1 台）の以上 2 件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 53 号議案、第 54 号議案につきまして、順次ご説明申し上げます。いずれも財産の取得でございますが、予定価格 2,000 万円以上の動産の買い入れとなりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議決事件としてお願いするものであります。

両議案とも除雪機械整備事業費にかかる備品でありますロータリー除雪車の購入でございます。規格が除雪幅 2.2m 級と、小型除雪車 1.5m 級の大きさの異なるものとなっております。2 台とも国庫補助事業によるものでございます。

最初に 53 号議案についてご説明申し上げます。議案 1 ページをご覧ください。1 の取得する財産の表示であります。取得する財産はロータリー除雪車の 2.2m 級で、取得台数は 1 台であります。2 の取得の方法は指名競争入札でございます。3 の取得価格は 3,229 万 2,000 円でございます。4 の契約の相手方は、市内川窪に所在します株式会社国際自動車整備でござ

ございます。

3ページをご覧ください。物品購入仮契約書でございますが、納入期限は平成27年10月30日であります。4ページをお願いいたします。入札調書でございます。5月20日に執行いたしました3社からの応札がありまして、税抜き2,990万円、落札率96.99%で、株式会社国際自動車整備様が落札をしたものでございます。

5ページは契約の相手方の概要でございます。会社概要、納入実績等が記載されております。ご覧いただきたいと存じます。6ページからはロータリー除雪車2.2m級の仕様書でございますが、9ページまで最大除雪量や投雪距離などの性能、除雪装置の形式、全長、全幅、総重量などの主要諸元、エンジンの形式、出力、駆動方式、計器類など11項目にかかる資料が記載されておりますし、10ページにはオプション装備を記載しております。項目は仕様書に合わせて記載してあります。11ページは特記仕様書でございます。12ページには全長、全幅、全高などが記載されました外観図を添付してございます。

本案件の除雪車は新潟トランス株式会社製作のものであります。ご覧いただきたいと存じます。第53号議案につきましての説明は以上でございます。

次に第54号議案の1ページをお願いいたします。1の取得する財産の表示であります。取得する財産はロータリー除雪車の1.5m級1台であります。2の取得の方法は指名競争入札でございます。3の取得金額は2,157万8,400円でございます。4の契約の相手方は魚沼市に所在します有限会社小出自動車工業でございます。

3ページをご覧ください。物品納入仮契約書であります。納入期限は平成27年10月30日でございます。4ページをお願いいたします。入札調書であります。執行日は先月の5月20日、3社の応札がありまして、税抜き1,998万円、落札率87.1%で有限会社小出自動車工業の落札となったものでございます。

5ページには契約の相手方の概要が、6ページ以降には第53号議案でご説明申し上げました性能や主要諸元などが記載されました仕様書、オプション装備、特記仕様書、外観図が添付されております。ご覧いただきたいと存じます。

なお、今案件の除雪車のメーカーは、株式会社日本除雪機製作所であります。

以上、53号、54号議案の2点につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決は1件ごとに行います。採決いたします。

第53号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車2.2m級1台）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第54号議案 財産の取得について（ロータリー除雪車1.5m級1台）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は6月15日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後7時32分〕